

○令和7年10月15日(水)

開議 午前10時00分

散会 午後 4時51分

○出席委員(16名)

委 員 長	品 田 ときえ	委 員 長	塩 尻 英 明
副 委 員 長	笠 井 まなみ	委 委 員 長	中 野 ひろゆき
委 員 員 員	横 山 啓 一	委 委 員 員	えびな 安 信
委 員 員 員	中 村 みなこ	委 委 員 員	菅 原 範 明
委 員 員 員	上 野 和 幸	委 委 員 員	石 川 厚 子
委 員 員 員	植 木 だいすけ	委 委 員 員	高 見 一 典
委 員 員 員	たけいし よういち	委 委 員 員	中 村 のりゆき
委 員 員 員	沼 崎 雅 之	委 委 員 員	松 田 卓 也

○出席議員(1名)

議 長 福 居 秀 雄

○説明員

副 市 長	中 村 寧	子育て支援部こども保育課長	熊 谷 修
いじめ防止対策推進部長	石 原 伸 広	子育て支援部こども保育課推進担当課長	島 要 介
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長	鎌 田 博 文	子育て支援部おやこ応援課長	柴 田 一 彦
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹	高 嶋 絹 華	教 育 長	野 崎 幸 宏
市民生活部長	樽 井 里 美	学校 教育 部長	坂 本 考 生
市民生活部次長	佐々木 康 成	学校 教育 部主幹	田 村 貴 史
市民生活部市民生活課長	今 賢太郎	学校 教育 部学校施設課長	板 東 俊 光
市民生活部市民生活課主幹	鈴 木 智 子	学校 教育 部学務課長	江 渕 賢 一
市民生活部地域活動推進課主幹	平 島 淳 瞬	学校 教育 部教職員課長	山 下 聰 司
福祉 保険 部長	川 邊 仁	社会 教育 部長	田 村 司
福祉 保険 部保険制度担当部長	高 田 敏 和	社会 教育 部次長	松野郷 正 文
福祉 保険 部次長	鈴 木 裕 幸	社会 教育 部社会教育課主幹	小 島 紀 行
福祉 保険 部長寿社会課長	宮 川 浩 一	社会 教育 部文化振興課長	坂 本 剛 刚
福祉 保険 部障害福祉課長	水 上 明 子	社会 教育 部公民館事業課長	松 里 秀 一
子育て 支援 部長	向 井 泰 子	監査 事務 局長	酒 井 瞳 元
子育て 支援 部子育て 支援 課長	香 川 秀 賴		

○事務局出席職員

議会事務局次長	林 上 敦 裕	議事調査課主査	岡 本 諭 志
議事調査課長補佐	小 川 智 之	議事調査課書記	桐 山 未 悠
議事調査課長補佐	浅 海 雅 俊		

○品田委員長 ただいまから、決算審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

それでは、昨日に引き続き、認定第1号の分担部分のうち民生常任委員会所管分、認定第2号、認定第6号、認定第8号及び認定第11号の以上5件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○たけいし委員 おはようございます。

暑さ寒さも彼岸まで、ここからは一雨ごとに寒くなっていくと申します。皆様、御自愛ください。

私からは、1項目だけ、旭川市内のお墓の話、そして、火葬場の話も含めて、4款1項5目、墓地管理費ほかについてお聞きしてまいります。

先日の中村のりゆき委員さんからも、お墓、とりわけ共同墓について詳細に御質疑がございました、現状がつまびらかになったところでございますが、昨今は、時間対コスト、時間のコスト感覚、金利感覚も大切な時代でありますことから、重なる部分は全て割愛して質疑をさせていただきたいと存じます。

僕、サッカーで優勝したよ。北海道民なら誰でも知っていると言われる札幌の靈園のローカルテレビコマーシャルでありますが、このCM、何年か前からは、僕、バスケットで優勝したよに変わっておりまして、まあ、時代だなと感じるところでありますけれども、今はさながら大谷フィーバー真っ最中でありますから、野球で優勝したよに今後変わっていくのかもしれません。これについては今後の推移を注視してまいりたいと存じます。

申し遅れました。自民党・市民会議のたけいしよういちです。

市営墓地の管理費についてお伺いいたします。

まず、4款1項5目、墓地管理費の決算概要をお示しください。

○鈴木市民生活部市民生活課主幹 墓地管理費につきましては、市営墓地と旭川市共同墓の維持管理に要する費用を計上しており、決算額は2千431万6千547円となっております。

また、内容といたしましては、草刈りや除雪、支障木の伐採など、維持管理に係る委託料として1千558万1千203円、墓地管理や受付事務などの業務に従事する会計年度任用職員の人事費として580万7千76円、墓地管理員等に対する謝礼として96万2千900円、墓地管理及び共同墓の納骨に必要となる消耗品として117万4千10円などとなっております。

○たけいし委員 そもそも、我が国の公営墓地設置が進んだ大きなきっかけは戦災犠牲者などの埋葬がありました。さきの大戦後、戦災犠牲者や身元不明の遺骨を埋葬する場所が必要となり、公営墓地は、これらの遺骨を埋葬し、慰霊する場所として設置されたことが始まりとも言われています。

今年は戦後80年。物価高、物価スライドで何もかもが値上がりしている中、もちろん、市営墓地に関連する金額も上昇しているわけでありますけれども、今後の公営墓地の維持管理、運営には暗礁が幾つも存在てくるかと思います。

今から3年ほど前で、皆様の記憶にも新しいところかと思ひますけれども、札幌市内の納骨堂が破産して、こんなことが起こるのかというような大きな話題となりました。支払った利用料金が戻ってこなくなるだけでなく、最悪は遺骨を回収できなくなることが想定されました。これにはもう何が起こるか分からぬ時代の結節点に来ているなとひしひしと感じるのでございますが、確実に多死社会のシフトが来ているわけであります。

さて、ここでおなじみの質疑ですけれども、市営墓地の箇所数と空き状況をお示しください。また、各墓地の待機者について、直近の状況で御教示ください。

○鈴木市民生活部市民生活課主幹 市営墓地につきましては、神居や近文、永山をはじめ、市内各所にあり、総数としては18か所となっております。

現状、いずれの墓地にも空きはありますことから、基本的には、順次、使用の御案内をしているところですが、使用申込みに際し、特定の場所を希望されたり、一定の条件がある方など、一部でお待ちいただくケースもあり、市営墓地全体の待機者状況といたしましては、9月末時点の数値ではありますが、4か所の墓地で12件となっております。

○たけいし委員 現状、いずれの墓地にも空きはあるとの御答弁でございました。

一頃と比較すると、待機の状況は穏やかになってきているということであります。ただ、使用申込みに際して特定の場所を希望されたりすると、一部でお待ちいただくといった御答弁も今ございました。場所はここじゃなきや駄目とか、この角がいいといったような御要望があった場合は、さすがにお待ちいただくということなんであれましょう。いずれにいたしましても、待機児童ならぬ待機墓地問題も徐々に解消されつつあると言うことができると思います。

他方で、近年の少子化の進展や人口減少の時代にあって、お墓の使用をやめる、いわゆる墓じまいが増えているわけですが、使用者が引き継がれずに無縁化したような区画が増える中、現在、旭川市では、市営墓地18か所、計約2千400件の管理状況を把握するため、本市は平成30年度から墓地使用者調査を実施しているとのことであります。

これは、管理が行き届いていない墓地や無縁墓地の増加を防ぐことが目的だそうで、現地調査で判明した使用者死亡のお墓の場合、親族への使用権承継手続を案内しています。これまでに愛宕墓地と永山墓地で587件の手続につながり、昨年度は神居墓地で調査を実施したということであります。

本市は、何と、お墓のアウトリーチ型とも言える調査を支援で行っているということでありまして、これは墓地の無縁化を防ぐための大変すばらしい取組だと思います。大変な作業でしょうけれども、ぜひ、引き続き進めていただきたいと思いますし、市民には、墓じまいしたい方もいれば、一方で墓を建てたい方というのも当然存在するわけですから、一定程度の整理が必要です。今後ともどうぞよろしくお願ひをいたします。

さて、続いて、お墓の前段階、火葬場、焼き場のお話、旭川聖苑のほうに話を移してまいります。

4款1項4目、旭川聖苑管理費の決算概要をお示しください。

○鈴木市民生活部市民生活課主幹 旭川聖苑管理費につきましては、旭川聖苑の維持管理に関わる費用を計上しており、決算額といたしましては2億2千164万4千254円となっております。

主な内容といたしましては、旭川聖苑内に勤務する会計年度任用職員の人事費として1千792

万2千594円、燃料費及び光熱水費として8千765万3千690円、火葬や清掃、施設設備の保守に要する委託料として1億535万9千914円などとなっております。

○たけいし委員 管理経費は年々増加していると思いますが、燃料費、灯油代と電気料金はどうか、コロナ禍の令和2年度と比べて決算額の比較をお示しください。

○鈴木市民生活部市民生活課主幹 燃料費につきましては、5年前の令和2年度が2千361万2千362円に対し、令和6年度が4千669万5千880円、続いて、電気料金につきましては、令和2年度が2千106万9千150円に対し、令和6年度が3千957万6千769円と、いずれも増加しております。

○たけいし委員 令和2年度から2倍近くになっています。本格的な多死社会が到来する中、聖苑も経年劣化とこの混雑である種の節目を迎えているのかなと感じています。

施設の老朽化対策と火葬件数増加への対応が必要と考えますが、まず、老朽化対策の状況をお伺いいたします。

昨年度、旭川聖苑管理費ではどのような施設改修・修繕が行われましたか。

○鈴木市民生活部市民生活課主幹 旭川聖苑管理費における修繕費の決算額は490万225円でありますて、その主な内容としましては、カーペットやクロスなど、一部内装に係る汚損箇所の修復や保守点検等により判明した消防設備や配管設備に係る各種部品交換、待合ホールの椅子や収骨室前の電光表示器の修繕などとなっております。

○たけいし委員 適宜、隨時修繕を行っているとのことありました。

市民の方から、親族の葬儀の際、火葬場のカーペットがすり減って下地が出ていたり、染み、変色の状態が気になったとのお話がありました。少ない財源の中で大変かと思いますが、カーペットやクロスの汚損箇所が気になるとの市民の声は大きくあります。

施設の老朽化に関わって、利用者からのお声と具体的な対応状況についてお示しください。

○鈴木市民生活部市民生活課主幹 旭川聖苑の利用者様からは、近年の例で申し上げますと、天井付近のクロスの剥がれや廊下のカーペットの汚れ、あるいは、待合室内の畳の傷みなどについて御指摘や改善の御要望をいただいているところでございます。

このため、クロスとカーペットにつきましては、汚損が進んでいた箇所を中心に、昨年度において一部張り替えを行っておりますが、特にカーペットは、全体面積が広いため、今年度も含め、数年間かけて作業を進めていく予定としております。

また、畳につきましても、傷みの状況を見ながら段階的に表替えを進めており、昨年度は6室の待合室の作業を終えたところでございます。

○たけいし委員 火葬場は、頻繁に行くところではありません。しかし、御遺族にとってみれば、あまりみすぼらしい場所で故人と/o別れはしたくないというお気持ちも大変よく分かります。

他方で、例えば、市民の方が何度も足を運ぶような地区センターの畳の取り替えを優先するのがよいのではないかとかとか、市民の皆さんのはいは多種多様で、つくづく行政運営というのの大変なものだなというふうに感じます。

さて、4款1項4目、旭川聖苑改修費及び旭川聖苑火葬炉等整備費の決算概要をお示しください。

○今市民生活部市民生活課長 旭川聖苑改修費につきましては、旭川聖苑内に設置している火葬炉

及び施設設備の老朽化に対応するため、火葬炉本体を含む火葬設備の維持補修、炉内台車や電動リフト運搬車の更新などの経費を計上しております、決算額につきましては3千7万4千円となっております。

また、旭川聖苑火葬炉等整備費につきましては、火葬炉の老朽化及び施設の長寿命化への対応を図るため、15炉ある火葬炉の入替え工事を順次行っておりまして、令和6年度におきましては、2炉分の本体及び設備工事を完了し、決算額といたしましては2億573万8千500円となっております。

○たけいし委員 ただいまありました炉内台車は、文字どおり、御遺体を炉の中へ入れる台で、電動リフトは様々な靈柩車に合わせて高さを調整できるというようなものであるそうです。さらには、15台ある火葬炉のうち、2台を更新したとの御答弁がありました。

私ごとですが、今年の初め、おばが亡くなりました。元気はつらつだったおばががんサバイバーとなって3年、お棺の中のおばはとても小さくなっていました。親族みんなで、頑張ったね、頑張ったねとお棺の中のおばの頬をなでて、炉の中へ見送りました。お棺には、お花や写真、おばだったら、おばが大好きだったパークゴルフでかぶっていた帽子等々、また、小銭は故人をしのぶお守りにもなったりする。しかし、これ、最近は、炉を傷めてしまうと言われ、極力お控えいただくようお知らせしているとのことです。

火葬炉を長く使うために補修や入替え工事を行っているということですが、札幌市では、火葬炉の損傷を防ぐことなどを目的に、十円玉硬貨、金属類などの副葬品を制限しているとの報道もありました。旭川市ではどのような対応、周知を行っていますか。

○今市民生活部市民生活課長 副葬品に係りましては、旭川聖苑におきましても、火葬炉の損傷や有害物質の発生、焼骨の損傷や汚損を防ぐため、旭川市火葬場条例及び施行規則において一定の制限を設けているところでございます。

具体的な例といたしましては、ライターなど、破損するおそれのあるもの、プラスチックやビニール製品など、有害物質が発生するおそれのあるもの、貴金属、陶磁器など、燃えないもの、本や布団など、燃えにくいものなどであり、これらについては棺に入れないよう、利用者向けのチラシやホームページなどで注意喚起を図っているところでございます。

○たけいし委員 これが利用者さん向けのチラシでありますけれども、イラストを交えて大変分かりやすく説明されています。

金属等が台に融着してしまって清掃業務に支障を来したり、炉の温度が上昇して炉を傷めてしまう可能性があるなど、副葬品に一定の制限を設けることは大変心苦しい部分でありますけれども、自分自身もいつかお世話になる日が来るであろう施設でありますから、その点はしんしゃくしなければならない部分もあるかなと思います。

また、副葬品は火葬場ではなくて葬儀場でお棺に入れられるものであります、火葬場に来たお棺の中を調べて、これを入れちゃ駄目なんです、これも駄目ですというふうになかなか申し上げるものではないというふうに伺っております。

次に、火葬件数の増加への対応についてお伺いいたします。

まず、火葬件数の推移をお示しください。

○今市民生活部市民生活課長 火葬件数につきましては、10年前の平成27年度は4千263

件、直近5年間の推移で申し上げますと、令和2年度は4千817件、3年度は4千984件、4年度は5千516件、5年度は5千562件、6年度は5千570件と増加傾向が続いております。

○たけいし委員 今後の火葬件数の見込みはどうでしょうか。

○今市民生活部市民生活課長 国立社会保障・人口問題研究所発表の将来推計人口などによりますと、死亡者のピークは2040年頃と見込まれております。当面の間、本市における火葬件数も増加が続くものと予測しております。

○たけいし委員 今、ちまたで火葬待ちという言葉が一般に使われるようになってきています。言葉のとおり、火葬がすぐにできず、火葬場のスペースが空くまで待たなければいけない状態のことあります。

火葬待ちが起こる原因の一つは、言わずもがな、高齢化に伴う死亡者数の増加が挙げられます。死亡者数の増加による火葬場の混雑により、葬儀を行うまでに時間がかかることは既に我が国社会問題になっています。これは全国的な課題ですけれども、中でも特に皆さんもよく御存じのとおり、東京の火葬場では信じられないほどの待ち時間が生じている状況であります。

一般的な葬式はもちろん、家族葬や一日葬を行う場合でも、打合せをしてから4～5日程度の待ち日数が発生するということが一般的だそうであります。セレモニーを行わない直葬の場合でも3日程度は待つケースが多くあるとのことであります。中には、10日間待ったなんていうお話もあるようです。これは、ドライアイスの交換等で1日1万円程度かかってしまったりするそうです。特に、冬場は死亡者数が増える傾向にあるため、1週間以上待つことは珍しいことではないとのことです。

繰り返しになりますが、火葬待ちが頻繁に生じるのは年間死亡者数の増加が原因の一つであります。少子高齢化が進む我が国では、御承知のとおり、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者です。高齢化に伴う死亡者数の増加が火葬待ちにつながっています。先ほどの御答弁にもありました、本市も例外ではありません。

そこで、火葬件数の増加を踏まえたこれまでの取組はございますか。

○今市民生活部市民生活課長 旭川聖苑におきましては、平成22年度から友引日の臨時開業を開始しております。平成30年度には火葬炉を13炉から15炉に増設するなど、これまで火葬件数の増加を踏まえた対応を進めてまいりました。

さらに、聖苑における混雑緩和等を目的に、火葬の混雑状況を可視化し、市のホームページで発信する取組を今年9月から開始しているところでございます。

○たけいし委員 確かに友明けは大混雑するかと思います。また、時代の感覚も一頃とは変わっているのか、今は混雑を勘案して友引に葬儀を執り行う方も増えているんだそうであります。また、友引の日でも、今は予約があれば聖苑を開けるというような御答弁もございました。最近は、その上、朝9時読経開始の告別式もよく見るようになりました。これは、遠方から参列する方は大変だと思います。ワーク・ライフ・バランスは大丈夫でしょうか。

さて、ただいまの御答弁で火葬の申込み状況をホームページで発信とありましたが、詳しい中身を御教示ください。

○今市民生活部市民生活課長 旭川聖苑では到着順に火葬を行っておりますが、友引日の翌日な

ど、火葬件数が多い日を中心に、特定の時間帯に到着が集中することで来苑される皆様が予期せぬ形で待合ホールあるいはバスで待機をいただくような状況も発生してございます。

このため、昨年度から市内葬儀事業者などと協議を行いまして、聖苑の到着時間をあらかじめ事業者からオンラインで報告いただくという形といたしまして、時間帯別の件数を市ホームページ上でリアルタイムに発信する仕組みを構築したところであり、試行期間を経まして、この9月から運用を開始しております。

これにより、聖苑を御利用される方々があらかじめ混雑状況の把握ができ、それを基に葬儀や火葬などの日程の検討や調整が可能となりますことから、聖苑への到着時間が一定程度分散化されることにも期待しているところでございます。

○たけいし委員 ただいま時間帯別の件数を市ホームページ上でリアルタイムに発信する仕組みを構築したというような御答弁をいただきました。

お聞きすると、これは、職員の皆さんノーコードで、いわゆる手作りで作成したということだそうでありまして、試行錯誤をしながら、利用者目線での開発に主眼を置いて、よいものへとブラッシュアップして運用をスタートしたとお聞きしました。これは、大変お見事なことだと思います。とうとう、火葬場の運用が一部DX化される時代が到来したわけであります。

告別式参列者の数が多くなると、御焼香の時間が長くなりますから、それは出棺の時間が遅くなるということでありまして、聖苑への到着も遅くなり、よって、火葬も遅くなります。しかし、先ほども申し上げましたが、葬儀場に戻って繰上げ法要をやらなきゃいけませんし、お坊さんも時間が読めないと次の通夜にも支障を来してしまいます。

最近よく出てくる社人研、国立社会保障・人口問題研究所、このルーツは戦前に遡りますけれども、その社人研が発表している人口動態統計の概況では、今後の年間死者数は2040年の約167万人のピークに向かって増加すると予想されています。このため、火葬場の混雑は今後も続く見込みですが、一方で、その後は減少することが予測されるため、簡単には火葬場・炉を増設できないという事情もありましょう。

さて、多くの市民に利用いただける火葬場として、施設の老朽化や火葬件数の増加等といった課題を踏まえながら、旭川聖苑をどのように運営していくのか、今後に向けた見解があればお示しください。

○樽井市民生活部長 旭川聖苑は、平成12年に開苑し、四半世紀が経過しております。

先ほど委員からもお話がありましたように、火葬場は頻繁に利用する場所ではございませんが、この間、市内唯一の火葬場として、多くの来苑者に御利用いただきやすいよう、また、収骨を待つまでの間、家族や親族の皆様が少しでも穏やかに故人と最後のお別れの時間を過ごしていただけるよう、施設運営に努めてまいりました。

一方、近年におきましては、委員から質疑がありましたように、施設の老朽化への対応あるいは火葬件数の増加への対応が課題として顕在化してきております。

施設の老朽化対応としましては、適宜適切に施設改修を進めるべく、残骨灰に含まれる有価物、例えば、歯の治療で使用した金、銀、パラジウム、そういうものを処理して収入にする取組を昨年度から開始しました。昨年度から開始したこの取組の収入が1千万円以上ございました。こういう歳入を、旭川聖苑の利用者の利便性向上のため、施設改修などに充てる取組も始めておりますが、

優先順位を見極めながら必要な財源の確保に努めていくとともに、火葬件数の増加への対応につきましては、先ほど課長からも答弁ありましたように、特定の時間帯に到着が集中するということで、混雑状況の可視化といった新たな取組も9月から始めたところでございます。ただ、9月から始めたということで、今後見えてくる課題というのもあるのかなというふうに思っておりますし、また、当面の間、火葬件数も増え続けるという見込みもありますから、状況を分析しながら、必要に応じて、対応のアップデートを図ってまいります。

今後につきましても、旭川聖苑における課題の解決に向けた取組を着実に進めつつ、施設の円滑な運営を担ってまいりたいと考えております。

○たけいし委員 ありがとうございます。

残骨灰に含まれる有価物を処理し、収入にする取組を開始しているというようなことであります。ただいま部長からも御答弁がありましたけども、有価物は仏さんの金歯とか銀歯とかで、これらを適切に業者さんたちが集めて、それを市の歳入へ入れていただいて、そのまましく淨財が、これから聖苑を利用する方々が穏やかに野辺の送りができるよう、静寂と故人への慈しみの中で、老朽化する聖苑のしつらえを整えていく、これは全国の自治体でも取り組み始めている試みだそうですが、私はこれはとても尊いものだと思っています。

そういう意味も含めて、旭川市内でだびに付され、旭川市内のお墓に埋葬される、その方々が、これから旭川を頼んだぞと草葉の陰から私たちのことを見守ってくれていることでしょう。

以上で私の前半の質疑を終わります。ありがとうございました。

○品田委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

---

再開 午前10時28分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○松田委員 それでは、恒例でございますけど、地域共生社会についてお話ししたいと思います。

私は、永山3区百寿会老人クラブ、99番目の会員であります。先日、永山地区老人クラブ連合会でカラオケ大会をやったんですね。来てくださいということでしたし、僕も会員ですから行つたんですけど、すごいんですよ。1人1曲、1千円を取るんですよ、負担をね。で、40人ぐらいが歌いに来るんです。八代亜紀は知っていますか。美空ひばり、村田英雄。村田英雄を歌う人は、踊り、振りがあるんです。80歳を超えている人が大勢なんですよ。そして、女性の方なんて八代亜紀みたいにドレスを着ていました。ジュディ・オングみたいな白いドレスの方も。知っていますか、ジュディ・オング。そういう人たちがいっぱい歌つていて、僕は、すごいですね、これはNHKのど自慢ですねと言ったら、やだあ、褒めてくれてっていうような状況でやっているんですけど、どう見てもその中でやっている人は、お手伝いしている人も計画している人も、出ている人と年が変わらないのです。僕は毎回言っているけど、共生社会というのは、お互いを支え合う、やる人、やられる人、見る人全員が参加者だって。

何で共生社会にこだわっているかというと、12年前に健康日本21をやっていたとき、敬老会

なんてもういいんじゃないか、敬老される人がお迎えしているんじやないかっていう人  
がいたもんですから、僕はちょっと違うんじやないかと。支える人と支えられる人は区別がない、  
そう思いませんか。だって、例えば、80歳で区切って、あなたは支えるほうです、あなたは参加  
するほうですと言われる何物もないんですよ。法律で決まっているわけでもないんだから。それで、  
それはおかしいんではないかということで始まって、それが共生社会の始まりだと僕は分かつた  
んですよ。

そして、このことを、僕は、コロナ前まで、議連の中で全道を講演して歩いています。今、北海  
道では旭川モデルと言っています。支え合う、区別なく、そこに集まるみんなが一緒というテーマ  
で僕はやらせていただいているんです。

コロナが明けてから今後どうなるのかなと思って見ているんですけど、なかなか旭川も頑張って  
いるなと思います。決算を振り返っていきたいと思います。

地域共生社会推進費について、事業目的と令和6年度の決算額をお示しください。

○鈴木福祉保険部次長 本市では、令和4年4月に旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進  
に関する条例を施行し、誰もが必要に応じた適切な福祉的支援または配慮を受けながら、可能な限り  
経済活動、市民活動、趣味の活動等に参加することで、世代、分野等を超えてつながり、社会の  
担い手として地域を共につくり、及び、支えるとともに、自分らしく生きがいを持って生活できる  
地域共生社会の実現を目指しております。

御質問のありました地域共生社会推進費におきましては、地域共生社会の実現に向けた地域福祉  
計画に基づく事業といたしまして、主に包括的支援体制の整備に要する経費を計上しており、地域  
まるごと支援員の配置等により、複雑化、複合化した問題を抱える方に対する個別支援と困り事を  
身近で支え合って解決するための地域づくり支援を行っております。

令和6年度の決算額は、歳出では、地域まるごと支援員の配置に伴う委託料が7千390万円、  
重層的支援体制整備事業交付金の国と道への償還金が476万5千円で、その他の事務費が8万7  
千240円、歳入では、重層的支援体制整備事業交付金として、国から3千429万8千円、北海  
道から1千714万9千円のほか、介護保険事業特別会計からの繰入金896万9千884円、一  
般財源が1千833万5千356円で、歳入、歳出、合計額は7千875万2千240円となって  
おります。

○松田委員 今ありました、共に支え合う、自分らしく生きていくということなんですよ。別に行  
政に強制されるわけでもなく、団体としても強制はないのです。今言ったカラオケだって強制され  
ているわけではないんですよ。でも、歌いたい、見せたいで衣装を持っているんです。僕らは、それ  
を見て褒めるのが仕事、よかったです、すごいねえと言ったら、やだあって言う、それが共生社会  
の出発だと思うんです。

誰にも強制されない、そして、自分らしく生きていく。だって、高齢者の人たちはそこで見せる  
ことを生きがいとして毎年来ているんですよ。そして、音響を借りてきて、音響をやる人、そこに  
呼ぶ人など、皆さん役割がそれぞれ決まっているんです。あなたはこれをせえ、あなたはこれを  
せえというのが一切ない。

そして、私も、たまに顔を出したらいいよということで顔を出したけど、僕は何かといつたら、  
評価というわけじゃないんですけど、今の活動はすごいね、今の歌はすごいねと言う。一回、歌が止

まったくですよ。そのとき、何か分からなかつたんですが、キーが違いますと。機種が違うからか、同じ歌なのにせりふがないと。だから、もう一回やり直すとか、みんなこだわっているんです。

今言ったとおり、自分らしくそこで披露するっていうことが共生社会であって、いやいや、そのままいってください、準備できていないからっていうことではなく、その団体も、その人その人、一人一人の個人を重んじて活動する、これが共生社会だと僕は思っています。

それで、旭川市が目指す地域共生社会の取組について、具体的な方向性についてお示しください。

**○鈴木福祉保険部次長** 本市では、条例に基づき、地域福祉を推進し、地域共生社会を目指すための計画といたしまして、令和6年3月に旭川市社会福祉協議会と協働で「普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく しあわせに生きるための あたたかいつながりが 育まれる地域」を基本理念とする地域福祉計画を策定したところでございます。

地域福祉計画では、基本理念に基づく4つの目指す地域像といたしまして、個性や多様性を互いに受け止め、その人らしく暮らすことができる地域、一人一人が自分らしく活躍し、協力して課題解決を目指す地域、誰一人取り残さず、困りごとに寄り添う地域、みんなが健康で安心・安全に暮らせる地域を定め、市や市社協だけではなく、市民、事業者、地域活動団体、関係団体など、多様な主体が連携、協働し、取組を進めることとしております。

**○松田委員** 地域共生社会の条例をつくるときにいろいろな話がありました。誰も取り残さないということが大事であります。

自助、共助、公助というのをずっと12年間言っているんですね、自助、共助、公助。何でも役所、役所っていっても、役所にだってやる限界がある。でも、役所に言ったって地域の分からぬことがある。何回も言っていますよ。十何年やっているんですからね。自分のできることは自分でやる。できなければ、地域、町内会でやる。それでもできなければ、地域まるごと支援員なり、地域の支所にお話をするというのが一つの基本的な考え方なんですよ。困ったら何でも行政にやれと言うのではない、行政だって町内のこととは分からぬ、これが大事だと思うんですよ。それに、行政がやると、地域性を考えないで一方的に全部をやっちゃいます。そうしたら、やっぱり、格差が出てきますよね。

僕の地域は、おかげさんでまだ地域力があるんで、そういういろんなことをやっていますけど、地域によってはできないところもあるんです。だから、それは一つにしないほうがいいよ、地域力が違うよ、その中の共生社会だと僕は思っています。

そして、安心して安全に暮らせるっていうのが大事ですよね。いろいろな活動をしているんですけど、隣の家が心配になるときがあります。でも、僕の近所では旅行へ行くからって言うんですよ。今、旅行へ行くって言わないんですよ。泥棒が入っちゃうから。うちでは、ちょっと2~3日、旅行へ行きますとかって言うんだけど、それが御近所力です。僕は、4つ目の御近所力について、いつも講演で言っているんです。自助、共助、公助、御近所力。隣近所が話合いをできなかつたら駄目ですよ。雪が落ちても文句が出るっていうのは御近所力の欠落だと思っています。

隣近所がお話をされておき、雪が落ちたらごめんねって言ったら、いや、いいの、いいの、うちも何か迷惑かけているからっていう世の中でなくなっているから地域共生社会っていうのが大事なん

ではないかと。それは行政がやるべきじゃないかって言う人もいるけど、私は、やっぱり、地域力、町内単位かなと。でも、社協なり、いろんな形があるんですよ。別にこだわっていないんです。僕はそういうふうに思っているわけであります。

今、市と市社協と地域福祉計画を協働で策定したことでしたが、地域共生社会の推進に向けた計画に基づく取組状況について、令和6年度の実績をお示しください。

○鈴木福祉保険部次長 地域福祉計画では、市の76事業、市社協の11事業を主な取組として位置づけておりまして、令和6年度の主な実績について申し上げますと、目指す地域像の1つ目、個性や多様性を互いに受け止め、その人らしく暮らすことができる地域の関連事業といたしましては、これは市の事業になりますけれども、地域共生社会や地域福祉の理解を深めるための出前講座を、小学校での3回、百寿大学での2回の計5回実施したほか、目指す地域像の2つ目、一人一人が自分らしく活躍し、協力して課題解決を目指す地域の関連事業といたしまして、地域の身近な相談役でございます民生委員・児童委員の取組になりますけれども、約750名の委員が地域で活躍しております、相談など8万7千291回の活動が行われております。また、市民委員会や地域団体等で構成される住民主体の地区社会福祉協議会の取組といたしましては、日常生活上の不安を抱える方を見守る安心見守り事業を13万5千124回、地域の集いの場であるふれあいサロン事業を4千261回開催されております。

目指す地域像の4つ目、みんなが健康で安心・安全に暮らせる地域の関連事業といたしましては、市社協の事業といたしまして、災害時ボランティア事業において、新規19名を含む災害ボランティア登録者を合計で140名を確保しているほか、職員を中心として、災害時を想定したボランティアの受入れ、登録、マッチング等について、ＩＣＴを活用いたしました災害ボランティアセンターの運営訓練を実施したところでございます。

地域福祉の主体は、その地域に住む住民の方々も含まれておりますが、市と市社協といたしましては、直接的な事業の実施のほか、地域の方々が活動しやすい環境整備など、間接的な支援を通じて地域福祉の推進を図っているところでございます。

○松田委員 民生・児童委員の取組として750名の委員が活動しているということあります。相談回数が8万7千291回ということあります。恐らく、ここにいる委員の人たちも民生委員さんとはつながっていて、個人情報はあまりないですけど、地域の困り事の解決のほか、何かないかと予防の活動をしている人がほとんどだと思うんですよ。これがすごく大事で、本当にみんな苦労されていると思います。

ちょっと聞きたいんですけど、安心見守り事業というのはどんなことをしているのか、説明できますか。

○鈴木福祉保険部次長 安心見守り事業につきましては、地域に住む方々でちょっと心配な方、高齢者ですとかに日常的な声かけですとか、そういった活動をして、ちょっと異変といいますか、変化があった場合、例えば、新聞ポストが詰まっているといった場合、何か、ちょっと様子がおかしいんじゃないかなという感じで見守りをしていただくようなものになります。

○松田委員 そうなんですよ。安心見守り事業って結構大事な活動で、うちの町内でも何人も倒れていたっていうのが分かったんですよ。脳梗塞になっていたのですが、新聞受けがたまっていて、2日後ぐらいに気がついたんです。まあ、それは残念ながら助けられなかつたんですけど。

それを事業としてやるのか、今言ったような御近所力なのか、地域力でやるのかというと、僕としてはちょっと変わってくるんだけどね。行事としてはやっていますし、僕らも心積もりをして、あれつ、おかしいな、この家はというのがあります。でも、それすごく旭川市内が助かっていると思っています。

こういう事例があまりないんです。いや、うたっているところもあるんだけど、そうやって活動しているところはないんです。市は分からぬけど、かなりの数、これで発見されているのです。だから、すごく大事な活動だと思います。

ふれあいサロン事業についても聞こうかと思ったけど、4千261回ということですね。これもすごくいい活動なんですよ。僕も一緒に活動しているんですけど、ぜひ、こういう事業もやっていただきたいと思います。

今、そういうことで、地域の方々が活動しやすいように環境整備を間接的にやっているということですが、本市における現在の地域福祉に関する課題は何なのか、お示しください。

○鈴木福祉保険部次長 地域福祉計画策定作業の過程におきまして、民生委員ですか、地区社会福祉協議会などの地域福祉の担い手の方々にアンケート調査を行ったところでございますが、その中で、7割以上の方が、コロナ禍を経て住民間のつながりが希薄になったとか、活動の担い手の不足や固定化、高齢化を危惧するなどの回答がございました。

このほか、今議会の一般質問におきましても町内会活動について御議論がございましたように、住民間のつながりの希薄化ですか、地域活動の担い手不足が地域での共助の機能が弱まるとともに、社会的孤立のリスクが高まることにつながっておりまして、地域福祉計画の目指す地域像である誰一人取り残さない、安心・安全に暮らせる地域の実現の大きな課題になっているものと認識しております。

○松田委員 町内会活動についてということで、今回いろいろ話してきました。

私は、永山3区第5町内会で総務をやっているんですけど、2年半前に、突然、総務の人が亡くなりまして、引き継げないということで、どうしていいかという相談を受けて、じゃ、うちでやろうかということでやったんです。でも、仕事量がすごいのです。500ぐらいのファイルがあるんですよ。町内会長と副会長を僕が呼んで、うちの妻も団体職員だったんで、みんなで簡単にフォーマットをつくりましょうと。そうしたら、20ぐらいになっちゃったんです。あとは日にちと場所を変えればいいということで全部を整理しました。とはいって、500もあつたら受ける人がいないですよ。

そして、今の70歳や80歳の人です。パソコンを使えるだけでもすごいけど、やっぱり、整理の仕方が分からぬので、まず、そこが大変です。案外大変じゃないとしても、書類をつくるのが大変だったのです。そうして1年間は苦労したんですけど、フォーマットをつくってやったら、あとは日にちと場所、時間を見るだけになりました。

町内会の最大の意地っていうのは何かといつたらマンネリです。余計なことを考えて、いっぱいみんなはやりたがるんだけど、余計なことをやつたら絶対に1~2年でやめちゃうんですよ。何を大事かっていうことを考えたとき、やっぱり自助、共助で、これを目的に考えていくべき、そんなにぶれることはないとします。

今回、どこかへ旅行に行こうかって言ったのですが、どこも行くところがないんですよ。でも、

長年のつながりでやっているから、行事として行かんきやならんし、予算を使わんきやならん、こういうことになっちゃうんですよね。そうしたら、役員さんももう嫌になっちゃうんです。そういうところも指導していかなからしたら、御近所力と町内力がなからたら、共生社会は成り立たないと思っています。これは質問しないんですけど、これについてはちょっと考えていかなからならぬいということあります。

それでは次に、地域まちづくり推進事業の概要についてお示しください。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 地域まちづくり推進費についてでございます。

地域特性を生かした多様なまちづくりを推進するため、市内15地域に設置した地域まちづくり推進協議会において、地域住民などが地域の情報や課題を共有するとともに、その課題の解決や活性化に取り組む団体に対して補助金等の交付を行うものでございます。

事業全体の決算額といたしましては763万5千29円で、内訳といたしましては、会場使用料や委員報酬など、協議会の開催経費として92万3千485円、春光台・鷹の巣と春光の2地域における協議会の運営等に係る事業委託料として217万2千500円、地域まちづくり推進事業補助金及び負担金として453万9千44円となってございます。

○松田委員 それでは、地域まちづくり推進事業補助金と負担金について、概要をお示しください。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 本市では、地域主体のまちづくり推進に向けた意見交換の場として、市民委員会をはじめ、民生委員や地区社会福祉協議会、経済団体や学校、地域包括支援センターなどから推薦をいただいた委員で構成される地域まちづくり推進協議会を各地域に設置し、地域の強みや課題などの情報を共有するほか、その解決に向けて協議しているところです。

各地域では、協議会において協議された内容を踏まえ、地域の多様なメンバーが参画して実行委員会を立ち上げ、地域課題の解決に向けた取組や、地域の魅力を高め、活性化を図ろうとする取組などが進められております。

市としては、この実行委員会に補助金などを交付し、地域特性を生かした多様なまちづくりを後押ししております。

○松田委員 今言われたとおり、民生委員とか地区社協、学校、そして、地域包括支援センターです。そこには地域まるごと支援員が入っていますよね。地域包括支援センターって言ったら、支援センターだと思っているんだけど、そこの地域まるごと支援員っていうことで理解していかなから分からぬ人もいるんですが、その中で、地域の強みや課題の情報を共有ということですね。地域、地域での活動を網羅している人たちですよね。これで活動していくと、地域まちづくりが成り立っていくのかなっていう話なんですね。そこで、これに補助金を交付しているということあります。補助金については後で聞きたいと思います。

令和6年度、補助金などを活用してどのような事業が実施されたのか、お示しください。

○佐々木市民生活部次長 令和6年度における補助金などは、37団体、66の事業に対して交付しております。決算額は453万9千44円となっております。

この補助金などによりまして、各地域では、子ども食堂などの子どもの居場所づくりのための事業や、高齢者や子育て世帯など、多様な人が集まる地域食堂を開設する事業、災害時に活用する防災マップを作成する事業などが実施されております。

こうした活動の中には、地域全体で子どもたちを見守る環境づくりを進めるため、地元の高校生ボランティアが参加して、地域の大人と子どもたちが交流するイベントの開催や、市内の医療機関と地域住民が連携して冬を楽しみながら健康づくりや介護予防に取り組む活動のほか、地元の大学に通う大学生が地域の祭りに参加することを通じて地元住民との交流や地域の活性化に資する事業など、様々な団体や多様な世代が関わる取組が数多く実施されております。

○松田委員 今言われたとおり、地域の高校生のボランティア、また、大学生ということです。大学生のある団体で、僕がちょっと気にしているところがあります。夜、おにぎりを作ったり、学校で教えられない勉強を教えたり、補助をもらわずに活動している団体があるんですよね。皆さんも知っていると思うんです。これはすごい活動なんで、一回は顔を出したいと思っているんですけど、補助金をもらっていない以上、議員として行ってわあわあ言うべきじゃないということを離れて見ているんですよ。

でも、いやあ、すごいなと思っていて、これが地域力です。例えば、やりたいよとなっても、高校生ならそこに行きたいと思わなきゃ駄目だし、大学生も、その子たちに勉強を教え、その高校生との交流を持って自分力を高めるっていうことも共生社会。それもすごい活動で、本当に一回見てみて、どういうふうにつくっているかって言いたいんだけど、行ったら余計なことをするでしょうし、お金が大変じゃないのと絶対に言ってしまうの、議員ってね。でも、そうなると活動が萎縮しちゃうので、僕は行かないんだけど、すごい活動をしている。こういう団体がたくさんあると思います。

市の職員だって携わっている人がいっぱいいるんですよ。市の職員って名のらない人もいっぱいいる。これも地域力であって、行政に押しつけずにやっている人もいっぱいいると思うんですけど、この活動実態がよく分からぬんで、詳しく答えられる人はいますか。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 地域は偏らないんですけど、子どもたちの居場所をつくろうとして個人的に活動しています。

活動の中では、委員がおっしゃられたように、教えて教えられるっていう関係ではなくて、教える側の高校生も、慣れているというか、常連の子どもたちに御飯のよそい方を教わったり、ノリの巻き方を教わったり、そういうのがふだんから見られる環境にあります。

いろんな人が集まるとお互いを支え合うということが自然に発生するんじゃないかなというのは私も感じているところでありますて、その部分は委員が常におっしゃられている共生力だと思っております。

○松田委員 そうなんですね。支う、支えるで、やってやった、教えてもらったなど、もらった、やったって言わないっていうことが大事なんですよね。僕らも何かあったときにやってやったと言うと、相手が不快になる。そういうことに気をつけてやらないと、今みたく大勢の人が集まってこなくなる。

恐らく、みんなの心意気で大勢の人が集まってくれているし、大学生も勉強になると。今度、高校生、中学生、小学生もいるかもしれない。今度、僕が学校へ行ったらあそこの出番になるんだと。そうでしょう。その人たちが僕らぐらいに年を取ってくれれば、今度、僕らがあの松田みたく60歳を過ぎたら、ああいうふうになりたいんだと思うように僕らもやっていく、それが支う、支え合いで、これが基本だと思うんですよ。

それで、もう一つ聞きたいのは、地域共生社会を目指す上で、地域の主体的な動きを支援することは、今言ったとおり、今後ますます重要になると考えますが、市としてはどのような考え方のか、お示しください。

○佐々木市民生活部次長 協議会を通じた取組は、市民委員会などの地縁組織だけではなく、地域にある様々な団体が参画して、その地域の課題解決に向けて主体的に活動しているものであり、こういった各地域の取組は今後もますます重要な役割を担っていくものと認識しております。

市といたしましても、地域の課題解決に向けた研修会の開催や、新たな担い手とのマッチングなど、引き続き、担い手となる相互の連携、結びつきを後押ししながら、協議会を通じた地域の取組が着実に進められるよう支援してまいります。

○松田委員 今申しましたとおり、その地域、地域で課題解決に向けて活動し、解決していくものはしていくということあります。それについてどのように支援していくかということがあるんですけど、この支援は恐らく手挙げで、各地域提案型ですよね。

そんなことで活動をしていくって、決算を見れば、やっぱり地域差がある、これはしようがない。地域力が違うんだから。でも、僕の地域で除雪をやつたら、忠和、神居でも除雪をやったり、いろんなことをやり出しています。見守りや防犯をやつたら、今だんだん広がっていっていますよね。その中で防犯を、僕がPTAをやったとき、もう無理だよって言われたのです。これは議会でも1回やりましたが、無理なら無理しなくていいって言ったの。支う、支え合うという観点から、登下校時に、家の前の草むしりとか、掃くことをしてくださいって言ったんだよね。

体が痛い中、今日の朝の7時半からそこに立たんきやならんと。それも大事かもしれないけど、行けないんなら自分の前の通学路を掃いてください、これが支う、支え合うんですよ、子どもたちは元気に学校へ行く、おじいちゃん、おばあちゃんに見送られて学校へ行ったよっていう話をしてくれるのが地域の支う、支え合うになるのですと。

一回、学校で知らない人に口を利くなって言われてね。僕がPTAの役員をやっているとき、そろそろ口を利いてもいいんじゃないかっていうことで、校長先生に何かあったんですかって言ったら、知らない人にしゃべられてもしゃべっちゃ駄目だよって教えていたのが、挨拶もしたら駄目だよっていうふうになったとのことでした。

僕んちの前は通学路なんですよ。そうしたら、おはようございますと子どもたちが言うから、僕もおはようって言うんですね。でも、僕の選挙の看板が立っているからか、生松田って言うんです。親とかは、ちっちやい子が一緒にいたら駄目だよって言う。でも、僕から、いや、生松田だって子どもに言ったら、子どもが生松田、生松田って来るんだけど、これも一つの見守りなんですね。立っていればそういう変な人が出ない抑止力になるのです。

これが支う、支え合う地域力だということで、今、永山地域では結構やってくれている。コロナ禍のとき、お年寄りは出なくなつたんですよ。でも、いずれは復活させたいなと思っています。家の前で草をむしる、登下校時にちょっと掃く、これが地域力ということでやっております。

地域共生社会の中でこのことが一丁目一番地だと僕は思うんですよ。部はまたがっているんですけど、地域共生を考えたとき、地域力を上げるのには、支援をいただいて、いろんな活動をみんなで考えてやっています。押しなべて、別に一緒じゃなくてもいいんです。その地域力に差があつてもいいんです。できることはやっていく。そういうことを今後進めていきたいんですけど、今後ど

のように考えているか、部長、答弁をお願いします。

○樽井市民生活部長 市民生活部が担う地域まちづくりというところからいきますと、地域住民が主体となって、様々な地域団体と連携しまして、地域の課題解決や地域が持つ魅力、価値を高め、生み出し、そこに市が協力して暮らしの充実を図る取組、そうした部分では地域まちづくり推進協議会がその中心になってくると思います。

確かに、委員からお話がありましたように、地域によって、地域まちづくり推進協議会の差といふか、地域力に違いがあるなど自分も感じております。特に、やはり、永山なんかはすごく地域力があるのかなというふうに思っています。自分も神楽支所に少しいましたが、コロナ禍だったので、あまり事業が進んでいなかったというところはありましたけども、少し活動は見させていただきました。

そうした中で、地域まちづくり推進協議会は、地縁団体であります町内会、市民委員会をはじめ、地区社協、民生委員、学校など、様々な地域団体が連携することで地域課題の解決につなげていこうとするものでありますし、その会議を通じて様々な事業を各地域で実施しております。そうした意味では、まち協に関わる取組というのは、地域社会の中では、世代や分野を超えてつながりをつくっているというところから、地域共生社会の実現に向けた一翼を担っていると認識しております。

ただ、コロナ禍を経て、やっぱり、地域活動の要であります地縁組織では、担い手不足とか負担の増大といった課題が一層顕在化しております。

今後も地域活動を持続可能なものにしていくためには、多様な組織が連携して地域の課題解決に取り組むことが重要であると考えておりますし、こうした課題認識を持ちながら、様々な事業、取組を進めておりますが、今後におきましても、地縁団体、様々な地域団体とまち協の事業を通じて交流、連携し、よりよい地域社会がつくられるよう、こういった面においても地域共生社会の実現に向けて市民生活部としても取り組んでまいります。

○松田委員 それでは次に、長寿社会課にお伺いいたします。

地域共生社会の実現に向けて挙げているみんなが健康で安心・安全に暮らせる地域の目指すべき地域像も重要なと思います。

介護予防の役割と事業展開をどのように進めていくのか、お示しください。

○宮川福祉保健部長寿社会課長 自立した生活を送るために、身体機能の低下を予防するだけではなく、生きがいや趣味活動、家庭内、社会における役割、他者との交流、地域活動への参加を大切にし、心身ともに充実した生活を送ることが重要であります。そのため、介護予防の取組に当たっては、身体機能への効果とともに、生きがいづくりや他者との交流、地域活動との関わりにも留意しながら進めていくことが必要であると認識をしております。特に、市内の各地域で実施している介護予防運動教室につきましては、多くの方に参加をいただいている、運動を通じた身体的機能の維持向上はもとより、仲間づくりの機会ともなっているものと考えております。

今後も、このような効果を大切にし、介護予防の取組を通じて、多くの市民がつながり、支え合いながら、自分らしく生きがいを持って生活できる社会の実現に向けて、関連事業を実施してまいります。

○松田委員 さっきも話したんですが、永山地区老人クラブ連合会のカラオケ大会に行ったとき

に、松田さん、介護予防運動教室の話が来たんですよ、会館は幾らで押さえられますかって来たつてみんなが言うんですよ。僕は、民生へ久しぶりに来たもんですから、ここがよく分からなかつたんだけど、みんな、すごい楽しみにしているんですよね。そう言ったのは八十何歳の人です。その人が仕切ってやりたいんだって言って、みんながおおってなつて、来年も来るねっていう話をしているんですよ。今から、どんなことをしようかな、どうやってするかなってなつていて、卓ちゃん、会館は大丈夫だよね、来るよねみたいな話をされているんです。

それでもう何か盛り上がりがちやつて、27日に百寿会老人会の旅行に行くんですけど、その話がまた出るんで、どのようなことをするのかっていうことをもう一回聞いてから、その日を迎えるかと思つています。やっぱり、常に僕も議員として地域と交わつていつて、いろんな話を聞いて思つていますし、いかにみんなが元気で、一日でも最期まで家で過ごせるかっていうのが最大の共生社会ですよね。それが目標だと思います。静岡県掛川市がそれを条例にしてやつてることを一回話してあります。

旭川市もそれを土台にして今つくったんですよね。今言つたように、支え合いながら生活できる実践に向けてやつてあるということですが、地域福祉の現状の課題を踏まえ、今後の市の取組についてお示しください。

○川邊福祉保険部長 現状と課題は、先ほど次長からの答弁でも少しございました。人口動態による構造的なものでとか、社会経済の発展によるものなど、原因はいろいろ考えられますけれども、今の地域福祉の大きな課題としては、様々な福祉課題を抱える人、つまり、ニーズが多いのに比べて、その解決の中心的役割を果たす町内会ですとか、民生委員の担い手が足りておらず、今後ますますそういう傾向が続くと見込まれていることであろうというふうに捉えております。したがつて、限られた担い手の中でどうやって無理なく全体を回していくのか、コーディネートをしていくのかということが重要になるというふうに考えております。

また、最近では、先ほど委員の話でも少しありましたけれども、中高生の部活動やボランティア団体などから何か地域貢献になるような手伝いができるのかという相談が寄せられている状況もございまして、せっかくのこうした人たちの力をどういうふうに地域に落とし込んでいくのか、こんなことも考えていかなければならぬなと思っております。

そうした中、地区社会福祉協議会と地域まるごと支援員とが連携をして、こうしたボランティア活動の担い手と支援ニーズをつなぐ地区ボランティアセンターの取組が進められております。本市としても、地区ボランティアセンターの動きは新たな地域福祉の担い手の一つとして期待しております、そこに地域まるごと支援員による情報提供や助言などの後方支援を行いながら、内発的でモデル的な事例を育成して、他の地区へ広げていけるように取り組んでいるところであります。

こうした取組は、課題も多くて、まだ緒に就いたばかりではありますけれども、一つ一つ課題を整理し、各地域における支え合いの仕組みを維持する一助となるよう、着実に進めてまいりたいと考えております。

○松田委員 中学、高校の団体などから何か地域貢献できないかという話もあるんですけど、これはお手伝いなんですね。でも、見るほうも大事です。

うちの話ばっかりして悪いんですけど、クリスマスパーティーをやつてあるんです。保育園とか、みんなに案内をかけて、いろんなことをやつてある。大学の幼児教育の人が来て、クリスマス

パーティーを開いてくれるんです。

批判する人は批判するんですよ。150～200人いたときもあって、今は、百何十人ぐらいかな、子どもたちの数よりお手伝いが多いって批判するんですよ。僕、何が悪いのって。だって、もうある程度の年になったらクリスマスパーティーはやらないですからね。それを僕らは、保育園とかに案内をかけてやる。大学生も、そこで保育園の子どもたちとの実習みたいになる。地元でそういうことを実践できますから、今年はこれをやろうか、あれをやろうかって、学校でカリキュラムを組んでくるんですよ。

だから、ここだけでなくて。大学は限られているから全部ではできないんですけど、やっぱり、地域性はということで何かの行事をやるとときは保育園も入れてあげるべきだと思いますね。

でも、何か貢献できないのかっていうのは手伝いです。今言ったとおり、見る人も見られる人もどっちも参加者っていう観点からいいたら、ぜひ保育園とともに検討するべきだと思うんですけど、どうですか。（発言する者あり）

今回、共生社会ということで、昔は、十何人ぐらい課長をそろえてやったんですけど、今回、これをやるって聞いたら、何課にやるんですか、子育ては呼んでいないですよ、障害は呼んでいないですよって言うけど、もう十何年もやったら、コロナ後からいかにこれを軌道修正するかっていうのが今回の決算の流れですよ。決算1年、今回、2年目は来年の決算んですけど、どうしていくか、また、新年度予算についてどういうふうに迎えていくかっていう重要な決算だと思います。

コロナでみんなが出て歩かない。お年寄りも子どもたちも出て歩かない。僕ら議員も、この3年間、引き籠もつたら、なかなか出られなくて、こんなちはってなかなか言えない。こんな状況が今起きているんですけど、いかにここから脱して、早く地域の地域力を上げていくのかっていうのが今試されていると思っています。

今回を踏まえて、今後どういうふうにしていくのか、部をまたいでいるので、ぜひ、副市長の見解をお伺いしたいと思います。

○中村副市長 市民生活部、それから、福祉保険部、部長をはじめとして、各課長からも様々な答弁がございました。松田委員がおっしゃっている地域共生社会の答えは各部の答えの中にはほぼあつたのかなと思います。

ただ、一つ話をしておきたいのは、反省も込めてということになるんですけども、どうしても役所が仕事をする場合、例えば、支える側、支えられている側というような区分をして、その支える側をどうするかとか、支えられる側は何を求めているか、そういうような一面的な部分からいろんな事業を組み立てていたところがあります。

先ほど来、委員の質疑の中で出てきた話でありますとか、各部が答えたことがありますように、支える側、支えられている側という垣根といいますか、そういう区分を取り扱って、それぞれが支えているはずが実は支えられている、支えられているはずが支えているというような具体的な事例で答弁があったと思います。役所としては、強制のような形にはならないで、自然な形でそういったものがしていくというようなことをやっていきたいと思います。

市民生活部は、町内会の成り手が少ない部分のいろんな対策を取り組んでおります。それも、今まで、町内会については地縁組織ということで、町内会、市民委員会に限定した形でどうすべきかということでありましたけれども、ここに、地区社協であるとか、民生委員であるとか、場合によ

ったら学校のような地域団体も含め、もっとそれを活性化していく。それは、別に町内に住んでいる方だけではない町内会活動も場合によったら模索できるのではないかというようなことも含めて各部で、子育て支援部だとかという話もありましたけども、そういったところも含めて、様々な地域に関わる組織と、場合によったら、地域に関わらないで事業としてやっている事業者も取り入れ、松田委員がおっしゃっている地域社会、地域を活性化していくというような事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○品田委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

---

再開 午前11時17分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○笠井委員 皆さん、こんにちは。

民生所管分、最後の質疑ということで、もう少しお付き合いいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

私からは2つの事業に関して質疑を行いたいと思います。

まず、介護保険事業特別会計、3款2項1目、介護予防普及啓発事業費について、事業目的と事業概要についてお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護予防普及啓発事業費につきましては、高齢者の方に広く介護予防の重要性やその方法を普及啓発し、住民主体の介護予防の活動を推進することを目的として実施しております。

本事業の内容は、介護予防を目的とした運動教室の開催、介護予防に係る相談及び出前講座の実施、認知症予防を目的とした教室の開催、介護予防に関する普及啓発パンフレットの作成及び配布を内容としており、令和6年度の決算額は5千737万4千270円となっております。

○笠井委員 この事業の中で、介護予防を目的とした運動教室の開催というのがございました。これまで複数の介護予防運動教室を実施してこられました。令和6年度は、健幸運動教室として一本化されたということです。

まず、この再編を行った背景と目的について伺います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護予防運動教室につきましては、従来、主に座ったまま運動を行う筋肉ちよきんクラブ、より強度の高い運動プログラムを行ういきいき運動教室、そして、運動教室後の自主サークル化を目標とする筋肉らくらくアップクラブをそれぞれ実施してまいりました。

令和4年度からは、住民による活動の自主化に重点を置いた教室への見直しを念頭に、自主化を目指す筋肉らくらくアップクラブの開催を順次拡大し、それ以外の2つの教室の開催を段階的に縮小いたしました。

令和6年度には、3つの運動教室の目的と指導内容、開催地域などの整理を行い、新たに愛称を健幸運動教室として一本化し、教室終了後にも参加者同士が自主サークルとして介護予防活動を続けられるようなプログラムを強化して実施することとなりました。

○笠井委員 自主サークルとして実施することを目的として一本化されたということでした。

では、この運動教室は具体的にどのような内容で行われているのか、また、令和6年度の実施状況についてお伺いします。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護予防運動教室につきましては、週1回、全16回の教室で、市が委託した介護事業所の職員の指導の下、ストレッチや筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行うもので、主に椅子に座った姿勢で弱い運動を行うコースと主に立った姿勢で強い運動を行うコースがあり、いずれのコースも教室終了後も参加者で活動を継続していくために自主サークルを立ち上げることを目指しております。

令和6年度は、市内各地で33のコースを設定し、528回開催をしており、参加者数は513人となっております。

○笠井委員 市内各地で、33のコースを設定し、528回開催しているということです。

この参加者の体力向上や健康維持など、効果をどのように把握されているのでしょうか。また、参加された方々からはどのような反応や意見が寄せられているのか、伺います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護予防運動教室における予防効果につきましては、運動教室の初回と終盤に行う体力測定による評価のほか、アンケート調査を行い、教室参加による効果や運動習慣の変化、教室以外での運動頻度等を把握し、これらを基に評価を行っております。

教室終了後も立ち上がった自主サークルに通うと回答した参加者からは、自分たちだけでも続けていけるような運動メニューだったこと、教室を通じて運動の大切さや効果を実感できたこと、参加者同士の交流を深めることができたことなどの声が寄せられ、運動教室の自主化プログラムを通じて自主的な介護予防活動への意欲が高められたことがうかがえるものと認識しております。

○笠井委員 複数の運動教室を一本化した背景には、国が示す住民主体の通いの場を充実させる、人ととのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを推進するという方針があると伺っております。こうした国の考えを踏まえ、本市では介護予防運動教室の自主サークル化を目指して取り組まれてきております。

市として自主サークルの立ち上げをなぜ重視しているのか、その理由と狙いについてもお示しください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 令和6年度は513人が参加をいたしましたが、令和6年10月1日時点での高齢者人口数は11万2千235人となっており、市が介護予防教室を実施する手法では全市的な広がりの点で課題がございます。

そのため、市が実施する介護予防運動教室は、教室終了後、参加者で活動を継続していくための導入部分として位置づけ、全市的な広がりを図っているところであります。

○笠井委員 令和6年度の見直しでは教室終了後の自主サークル化に重点を置いてこられました。

実際に自主サークル化につながっている数はどの程度あるのか、伺いたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 33コースのうち、19のコースで自主サークルが立ち上がっております。

○笠井委員 33コースのうち、19コースということで、半数を超える成果があった一方、残りのコースについては、参加された方の中では自主化への移行が難しいと判断された方もおられると伺っています。こうした現状を踏まえると、自主化に至らなかったコースについても継続的に活動

ができるような支援が必要ではないかなと感じております。

これまで自主化を進めるに当たってどのような支援策を講じられてきたのか、伺います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 いずれも令和4年度からであります、介護予防インストラクター派遣事業として、運動に関する資格及び高齢者に対する運動指導の経験を有する者を住民主体の活動の場に派遣し、運動指導を実施する事業のほか、介護予防サポーター養成事業として、住民主体の介護予防活動を支援するための住民ボランティアを養成する事業などを実施しております。

また、当該地域を所管する地域包括支援センターも自主化した団体の活動を随時サポートしております。

○笠井委員 支援も行いながら自主化を目指しているということですが、期間や回数、支援内容をもう少し具体的に伺います。さらに、支援策がどう機能したのかという点について、令和6年度の取組の評価についてもお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 令和6年度は、33コースのうち、19のコースで自主サークルが立ち上がっておりますが、評価等については一定期間経過後の活動状況なども把握することが必要であると考えております。

また、自主化を進めるための支援策であるインストラクター派遣を見ますと、令和5年度は72の団体に派遣しておりましたが、令和6年度は102団体に派遣をしており、活用されている状況がうかがわれますが、介護予防サポーター養成事業では、令和5年度の養成者数180人に対して、令和6年度は90人にとどまっております。

そのため、それらの支援策がどのように機能したのか、あるいは、地域包括支援センターの関わり方なども含めて、検証等が必要であると考えております。

○笠井委員 運動教室では、自主化を進めていくということについて、介護予防サポーターさんが主体的に主導して、やってくださっているということを伺いました。

一方で、地域住民の中でも、そもそも運動習慣がなかったり、健康への関心があまり高くない高齢者にとっては、自主化を前提とした教室への参加は少しハードルが高いのではないかなど感じております。

こうした方々の関心を高めるような支援について、市の考えをお伺いします。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護予防運動教室は、介護予防の基本的な知識の習得と運動を習慣にする機会のほか、介護予防としての効果を高めるため、他者との交流や地域活動への参加などの要素も加えておりますが、あわせて、そのような機会に参加しなくとも、高齢者がそれぞれの体力に合わせ、体操やウォーキングなど、無理のない範囲で体を動かすきっかけづくりが必要であると考えております。

そのため、「歩く」ことから始める健幸づくりとの連携など、広く健康への関心を高める取組を進めてまいります。

○笠井委員 あと1点申しますと、事業所との関わりについてです。

実際に地域の介護事業所が関わることで、地域住民の顔が見える関係性の構築や継続的に介護予防活動の基盤づくりにもつながると考えますし、ここは重要だと思います。一方で、地域によって、関わりを持つ事業所が少なかつたり、難しさがある場合も想定されます。

こうした地域間のばらつきをなくし、地域に根差した介護予防活動を継続していくための実施の

手法について、見解をお示しください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護予防運動教室につきましては、地域住民による自主的な活動を進めることとしております。その際、地域に所在する介護事業所は様々な場面で地域住民による活動の支えとなることが期待できるものと考えており、令和7年度の介護予防運動教室の実施に当たっては、令和6年度の市内全域単位での公募を見直し、地域包括支援センターの所管ごとに11の地域に分割し、それぞれ公募を行って事業者を選定し、実施をしているところであります。

○笠井委員 令和6年度は1事業者だったのに対し、地域包括圏域で行っているということでした。地域の基盤づくりの観点からもこれには非常に期待しております。

この項目最後となります、介護予防運動教室の今後の方向性について、市内各地に所在している介護事業所の関わりも含めて、見解をお聞かせください。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 介護予防運動教室の今後についてでございます。

介護予防運動教室につきましては、先ほど課長から答弁いたしましたが、現在、全市的な広がりを図るために、順次、自主化を進めております。その際、活動の活性化や継続性を高めるための取組も必要ありますことから、インストラクターの派遣なども併せて行っているところでございます。

また、市が予算事業として支援していくだけではなく、委員から御指摘のありましたように、地域住民との関係性に留意し、地域に所在する介護事業所が関わりやすいような工夫等も講じていくことが介護予防運動教室の活性化に資する、継続性を高めることに有効であると考えてございます。

今後、自主化をした団体さんの移行後の活動状況の変化だとか、現行の支援策の効果等の検証作業を進め、介護予防運動教室の実施内容やより効果が期待できる取組について検討し、可能なものから、順次、取り組んでまいりたいと考えてございます。

○笠井委員 自主化の取組を継続的に高めていくために、インストラクターや介護予防サポーターの育成も行いながら、今年度は支援を行っているということでした。今後も、参加者が継続しやすい環境づくりという観点から、環境面の検証、見直しが必要なのではないかと思っております。

自主化が進んだとしても、結局、一つのサークルでも、参加人数がどんどん減少していって、結局、1人当たりの会場費の負担が増加していくことも想定されます。そうした際は、近隣地域との合同開催っていうのも一つの選択肢かもしれません、その場合には自分の住む地域で気軽に通えるという通いの場、本来のメリットが失われてしまう懸念もあります。

また、室内の会場の確保についても今後の課題であると感じております。限られた会場の中、今後どのように確保していくのかについても事業の効果検証と併せて検討を進めていただきたいと思います。

本事業は今後も継続していく重要な取組でありますので、さらなるプラスチックアップを図っていただいて、市民にとって親しみやすく、継続的に参加したくなるような通いの場として発展していくことを期待しております。

この項目に関する質疑は終了となります。ありがとうございます。

続いて、2つ目の項目になります。

日常生活用具給付事業についてお聞きしていきたいと思います。

まず、令和6年度の事業概要と決算額についてお示しください。

○水上福祉保険部障害福祉課長 日常生活用具給付事業は、障害者総合支援法に基づき、障害者または障害児の日常生活の不便さを手助けする用具の購入に対して給付をするもので、市町村が行う地域生活支援事業における必須事業の一つとして位置づけられているものです。

日常生活用具としての要件は厚生労働省から3つ示されており、1つ目は、安全かつ容易に使用できて実用性が認められるもの、2つ目は、日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの、3つ目は、用具の製作、改良または開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないものとなっており、この3つの要件を全て満たす用具が給付の対象となります。

令和6年度の決算額は、障害者地域生活支援事業費2億4千12万2千円のうち、1億3千21万3千円で、全て扶助費となっております。

○笠井委員 そのうち、用具は、ストーマ装具や紙おむつなど、排せつ管理支援用具が給付額の約9割を占めると伺っております。そして、これまで適宜見直しを行ってこられたとのことですですが、令和6年度は多くの品目で見直しが行われたかと思います。

そこで、こうした見直しの過程について、利用者や関係団体から寄せられた意見や課題があつたか、伺います。また、日常生活用具給付事業実施要綱が本年4月に改正されたとのことですですが、その主な改正点についてもお示しください。

○水上福祉保険部障害福祉課長 令和7年4月の改正に向けて、令和6年度は、昨今の物価高騰などから、市場価格に追いついていない種目や多様化する利用者のニーズにマッチしていない給付種目を対象に、主に価格上限額と対象要件の見直しを行いました。

具体的には、メーカーの価格改定により、関係団体や利用者から強い要望があつた消化器系ストーマ装具や市場価格と乖離が確認できた特殊マットなどの上限額を見直し、価格の設定に当たっては、他の自治体を参考にしたほか、取扱業者に対し、価格や購入数などの調査を行い、33種目の上限額を引き上げました。

また、対象要件については、団体からの要望や意見交換などを参考に、頭部保護帽やパルスオキシメーターなど、8種目について、障害の対象範囲や年齢の拡大を行いました。

○笠井委員 主に、上限額の引上げと、団体からの要望により対象範囲と年齢を拡大されたということで、対象範囲が少しでも増えたということで安心しております。

改正内容についての市民や支援者への周知はどのように行われたのでしょうか。また、改正に当たり、市民の方や団体からの声はいかがでしょうか、お伺いします。

○水上福祉保険部障害福祉課長 改正内容の周知につきましては、本市ホームページでの公開や市民広報に掲載したほか、日常生活用具等を取り扱う事業者に対し、改正後の要綱を送付し、周知を図っております。

今年度の価格改正や対象者の拡大については、市民の方や障害者団体の方から好意的な反応をいただいております。

○笠井委員 前回、予算分科会において、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている方を対象としたニーズ調査についても依頼をしておりました。検討はされたのでしょうか。

療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持つ方を対象としたニーズ調査について、現時点で検討が

進められていない場合、どのような理由や課題があるのか、お伺いします。

○水上福祉保険部障害福祉課長 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている方のニーズについては、今回改正した頭部保護帽の対象者を例に挙げますと、これまでには、身体障害者及びてんかんの発作等により転倒のおそれがある知的障害者を対象としておりましたが、精神に障害がある方についても、てんかんの発作等により同様の危険性があるとの声を受け、精神障害者を対象者に追加いたしました。

これ以外の用具について、療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方に対するニーズ調査については、同じ障害等級であっても障害の程度には個人差があり、一律に判断することは難しいことから、個別の調査は行っておりませんが、頭部保護帽のように、まずは団体などからの意見や要望を聞きながら他都市における状況を調査することで当事者のニーズや実情の把握に努めているところです。

○笠井委員 今回の見直しを通じて、精神障害のある方が対象となったということで、大きな前進であると受け止めております。引き続き、関係団体と意見交換しながら実情把握を行っていただきたいと思います。

続いて、日常生活用具給付の利用実績と未利用者へのアプローチについてお聞きしたいと思います。

実は、制度の対象でありながら利用していない方も一定数いると考えられますが、過去3年間の給付件数、利用者数の推移を伺うとともに、未利用者への周知や掘り起こしをどのように行っているのか、また、申請に至らない理由、例えば、制度の認知不足であったり、申請手続の煩雑さなどですが、それらについては把握しているのか、伺います。

○水上福祉保険部障害福祉課長 過去3年間の給付件数及び利用者の実人数は、令和4年が2千145件で1千217人、令和5年が2千102件で1千201人、令和6年が2千79件で1千200人と、僅かではありますが、減少傾向にあります。これは、用具によって、長く使用できるものや、紙おむつやストーマ装具のような消耗品もありますので、一概には言えませんが、身体障害者手帳の交付者数自体の減少に伴うものと考えております。

日常生活用具の利用者は基本的に障害者手帳をお持ちの方が対象となりますので、医療機関や日常生活用具を取り扱う事業者から制度の情報を得る方が多く、その段階で情報を得られなかった方にも手帳を交付する際に制度の案内を通してお知らせしており、今のところ、申請に至らなかったというお声はいただいておりません。

○笠井委員 私の元に寄せられている声というものがありまして、制度を知らずに、必要な支援を受けられていないという方が一定数おられました。市として、申請後の受渡し時に説明を行っているとの認識かと思いますが、制度の内容をそもそも十分に理解できないという方がいらっしゃったり、手引での周知はあっても、結構細かい項目で、すごく読みにくいというようなお声もございました。文字を読むことが難しい方もいらっしゃるのが実情です。

また、親族や医療関係者が対象の範囲ではないかと気づいて申請に至ったケースや、自分の子どもが用具支給の対象であることを窓口では知らされず、同じ障害を持つ保護者からの情報で初めて知ったという事例もございました。

障害当事者や家族にとって制度の説明を受ける窓口が複数に分かれている現状がありますが、福

祉課、相談支援員、医療機関など、関係機関が連携して一体的に説明できる体制をどのように構築していくのでしょうか。また、支援者向けの研修や説明会の実施の状況など、今後の予定についても伺いたいと思います。

○水上福祉部障害福祉課長 情報共有の在り方については、医療機関や事業者、本市が委託する相談支援事業所で共有し、問合せに応じるほか、障害福祉課窓口での直接対応により、相談や情報共有の体制を整えております。

日常生活用具に特化した説明会の予定はありませんが、利用者や障害者団体と接する機会などを通じて引き続き制度の普及に努めたいと思います。

○笠井委員 引き続き制度の普及に努めていただきたいと思います。

また、周知に関しましては、出産後にお子さんの障害が分かった際、ホームページなどで情報を探す保護者の方も多いのですが、やはり、子育て支援のページをどうしても中心に探して調べてしまうというお話を伺っています。

子育て支援が所管するあさひかわこどもーる、ママ・パパ・コドモの情報ひろばといったサイトもありますので、子育て支援分野と連携を図りながら、情報の周知やアクセスのしやすさという観点でも工夫を検討していただければと思います。

さて、障害のある方が65歳を迎えて介護保険制度へと移行となる際、これまで日常生活用具給付を受けられていた支援が介護保険の対象となるかどうかの判断によって受けられなくなってしまうというケースがあると伺っています。

介護保険にも似た制度がありますが、制度によって対象や条件が異なるため、どちらを利用できるのか、分かりづらいという声もあります。

障害福祉分野の日常生活用具給付と介護保険制度との間で支援が途切れる事のないようにするために、市としてどのように運用の調整や情報共有を行っているのか、伺いたいと思います。

あわせて、発達障害のあるお子さんの中にはトイレでの排せつに強いこだわりや不安を抱えるお子さんが少なくありません。特に、感覚過敏のある子どもは、紙おむつからトイレに移行するという期間といいますか、小学校へ上がっても紙おむつがなかなか取れないというようなお話を伺っております。

移行する時間がかかるてしまうんですけども、感覚過敏ですから、少しでもおむつがぬれてしまうと履き替えてしまうということで、何度も何度もおむつを使い、1日20枚以上使用するケースもあったり、あるいは、感覚遊びという延長で便を触ってしまうということもリアルにある話なんですね。小学生になると、おむつの単位も上がり、経済的な負担もより大きくなりますし、発達障害の子で、夜に眠れず、ハイテンションになって、夜間に何度も何度もおむつを脱いでしまう、便を触ってしまうと、朝方まで部屋の掃除や洗濯に追われ、保護者の疲労や睡眠不足も深刻です。

私自身も同じような経験をしており、こういった御相談は多く受けるのですが、現状、介護保険制度だったら、介護をする方への支援であるのに対して、日常生活用具給付は障害のある方御本人への支援ということで、また、その目的が異なっております。

日常生活用具給付での紙おむつは発達障害は対象にならないのかという声も聞いておりますが、制度のはざまのかなと考えておりました。

一方、ほかの自治体では、紙おむつに関する独自の助成制度を設けている例も見られておりま

す。

旭川市においても、こうした御家庭の切実な実情を踏まえ、より実態に即した支援も必要かと思いますが、この考え方をお伺いいたします。

○水上福祉保健部障害福祉課長 まず、介護保険制度との関係につきましては、介護保険でも障害と同様の制度がある日常生活用具や補装具を給付やレンタルにより利用する場合は、障害者であっても介護保険の対象要件を満たしている場合は、他法優先により、介護保険を優先して利用いただくことになります。

ただし、一部の種目については、介護保険制度の対象とならないため、65歳到達後も引き続き障害者の制度で給付の対象となり、制度のはざまへの対応措置が講じられております。

また、紙おむつにつきましては、現在、日常生活用具の中で対応しているところですが、委員のお話からもありましたように、本市で高齢者を介護する家族に対する給付制度もあることから、日常生活用具とは別の制度で給付するという可能性などについても検討してまいります。

○笠井委員 例えは、介護保険でのはざまということで言うと、紙おむつについて、例えは、日常生活用具給付で受けられていた上限額の月1万2千円が、65歳の誕生日を迎えて、要介護の認定を受けて支給となると半額になってしまいます。このバランスもいずれ考えていかなければならぬのではと思っております。

発達障害の紙おむつについては別の制度で給付する可能性などについても検討していただけるということでしたが、それがいつになるのか、今後もこの事業に関して注目していきたいと思います。

では、最後になります。

市独自の給付拡充やモデル事業の実施を通じて、現場実態に即した制度設計を行う考えはあるのでしょうか。

特に、排せつケアや在宅生活支援など、市独自に先行的な取組を行う自治体もございます。旭川市としてどのような方向性を描いているのでしょうか、伺います。

○川邊福祉保健部長 ただいま課長から日常生活用具給付事業について答弁させていただいたところです。中でも、給付の範囲ですが、用具の種目、用途、形状などの基本的事項というのは厚生労働省の告示で例示がなされ、各自治体は、それを踏まえて、それぞれの裁量で対応しておりますことから、自治体間で少しずつ実態に違いが生じております。

このため、中には、引っ越しなどで、これまでの転出元の自治体では給付されていたものが新たな転入先では対象外とされて混乱を招いているケースなども出てきているというふうに認識いたしております。

あわせて、流れの中で、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方へのニーズ調査ですか、介護保険による給付、制度の谷間、はざまといった話、あるいは、紙おむつの話などもございました。

これらを踏まえた事業の今後の方向性ということでございますけれども、やはり、障害がある方にとっての日常生活用具の目的や性格を考えますと、利用者が真に必要とするものをきちんと届けることができる制度であるべきだ、このことに尽くるというふうに考えております。

したがいまして、給付範囲につきましては、国が示す事例や他都市の状況を踏まえながらも、本

市における利用実態や利用ニーズについて把握を行うなどし、また、給付方法についても、他の事業メニューの活用なども含めた広い検討をし、時期を捉えて、それを必要とする人たちにとってよりよい形となるよう考えてまいりたいと思っております。

○笠井委員 部長から強いお言葉をいただきましたので、私の民生所管分の質疑は終了としたいと思います。ありがとうございました。

○品田委員長 他に御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 他に御質疑がなければ、以上で、認定第1号の分担部分のうち民生常任委員会所管分、認定第2号、認定第6号、認定第8号及び認定第11号の以上5件に対する質疑は、終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

---

再開 午後1時00分

○品田委員長 再開いたします。

それでは、認定第1号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、認定第5号及び認定第7号の以上3件を一括して議題といたします。

ここで、特に御発言はございますか。

○えびな委員 資料要求をお願いしたいと思います。

社会教育部に、旭川市民文化会館における管理費及び使用料の決算額の10年間の推移が分かるもの、もう一つ、旭川市民文化会館大ホール、小ホールと公会堂の利用件数の10年間の推移が分かるものをお願いいたします。

○品田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時01分

---

再開 午後1時02分

○品田委員長 再開いたします。

ただいま、えびな委員から御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求ることといたします。

○田村社会教育部長 ただいま、えびな委員から御要求のございました旭川市民文化会館における管理費及び使用料の決算額の10年間分の推移が分かるもの及び旭川市民文化会館大ホール、小ホール、旭川市公会堂の利用件数の10年間の推移が分かるものにつきましては、えびな委員の御質疑までに提出させていただきます。

○品田委員長 それでは、ただいまの資料につきましては、決算審査特別委員会の資料といたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○沼崎委員 それでは、後半の質疑に入らせていただきます。

私は、2つの事業についてお伺いをさせていただきます。

まず、1点目は、3款2項1目のこども誰でも通園制度（仮称）試行費についてお伺いをさせていただきます。

これは、本市においては令和6年度から初めてスタートした事業で、モデル的なスタートでございますが、政府においては令和8年度から全国で実施をしたいと言っているもので、今まで、保育というと、保育の必要のある子ども、つまり、両親が働いていたり、監護者が必要なのに、家にいられないといったような事情があるなど、保育を必要としているから保育園というものを公共サービスとしてやるんだということですと続いていました。しかし、それをパラダイムシフトするようなもので、必ずしも保育を必要としていなくても誰でも保育園に通えるというものでして、初代こども政策担当大臣の小倉将信さんが言うには、親御さんのレスパイトであるとか、核家族化でなかなかおじいちゃん、おばあちゃんに預かってもらうことも難しい時代もあるということ、あとは、3歳から本格的に保育園に行かせようと思っているけれども、いきなり行かせるんじゃなくて、例えば、週に1回行くところから始めて徐々に慣らしていきたいとか、いろいろな活用法があるんじゃないかなというお話をされていたことも覚えております。

試験的な施行ということですが、今後定着していく、市民の方にもいい制度だねと言ってもらえるようになればいいなというふうに思いますし、そういう趣旨で質疑をさせていただきます。

まずは、令和6年度に試行してみて、その事業の概要と決算についてお聞かせください。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 こども誰でも通園制度につきましては、令和5年に閣議決定されたこども未来戦略に基づいて新たに創設され、生後6か月から3歳未満までの保育所等を利用していない児童を対象として、保護者の就労要件にかかわらず、1か月当たり10時間までの範囲内において保育所等を利用できる制度でございます。

令和6年度においては、令和8年度からの通園給付制度としての本格実施を見据えた試行的事業として、認可保育所1か所、認定こども園2か所、小規模保育事業所1か所の合わせて4か所で実施しており、予算現額1千727万5千円に対し、決算額は63万7千750円となっております。

○沼崎委員 ただいま予算現額と決算額をお伺いいたしましたが、その上で、令和6年度の利用実績、事業成果がどうだったのか、お聞かせください。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 令和6年度の利用実績につきましては、令和6年6月17日から令和7年3月31日までの約10か月において、利用登録者数52人、利用回数255回、1回当たりの平均利用時間は2.6時間となっております。

事業の成果につきましては、対象となる児童に対して保育所等の利用機会を提供できたことにより、児童にとって家庭以外における同年齢の児童との交流機会の創出につながったほか、保護者にとっては、子育ての不安や悩みを保育士等に相談できる場として、子育て支援の充実が図られたものと考えております。

○沼崎委員 試行的事業として、今後の本格実施を見据えていろいろと手探りでやっているところもあると思うんですが、まずは、令和6年度の成果を見て、どのように受け止めて、また、今後ど

うといったような課題があると感じていらっしゃるのか、お聞かせください。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 試行的事業ということもあり、制度の利用対象となる世帯に十分な周知期間を設けることができなかつたことなどから制度への認知が進まなかつた面もあり、利用実績は当初見込みを下回ったところであります。また、実施施設別に見ても、各施設の立地環境などにより、登録者数及び利用回数に一定の差が生じております。

一方で、利用した保護者へのアンケートでは、1か月当たりの利用時間の短さに対する意見等があつた一方で、子どもがゼロ歳のため、一時預かりを利用できなかつたが、預けることができて助かつた、一時預かりでは1歳から5歳までの子どもが同室で過ごすため、心配だつたが、同年齢の子どもと過ごすことができて安心ができたなどの声が聞かれ、既存の一時預かり事業では対応しにくかつたニーズに応えることができたものと考えております。

また、実施施設からは、実施場所や職員の確保に対する課題が示された一方で、新たな保護者や児童とのつながりの創出により、職員の知識や経験の向上、さらには、将来的な園児の獲得などの好影響につながつたとの声も聞かれたところでございます。

○沼崎委員 おおむね好評であったのかなという印象でございます。

月10時間というものについて、もっとやってほしいという声が全国的に結構あるというお話を聞いておりましたが、今のところ、旭川市では、先ほどお答えいただきました1回当たりの平均利用時間、利用登録者、利用回数を見ると、取りあえずはこういった流れで試験的に始めてよかつたんじゃないのかなというふうに思っております。

また、受け入れる保育士さんたちとしては、どういう制度になるのかを気にする声も始まる前は結構あつたんですけども、始まってみると、意外とそんなに苦労なくできているというような声も幾つか聞いているところで、ぜひ定着していってほしいなというふうに思います。

まだ試行的事業ではございますが、今後どのようにやっていくか、そういったようなところで何か見通しがあれば、ぜひお聞かせください。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 令和6年度の実施結果を踏まえまして、令和7年度は実施施設を24施設に増やしたほか、周知強化にも取り組んでおり、市内各施設への事業実施に向けた働きかけのほか、新たなパンフレットやポスターの作成等により、10月1日現在の登録者数は128人と大幅に増加しているところでございます。

今後につきましても、今年度から新たに運用を開始した子育て支援部公式インスタグラム「あさきっす」などの多様な広報媒体を活用して周知を図るほか、実施施設と緊密に情報交換を行うなど、実施環境の充実に努めてまいります。

また、令和8年度からの新たな通園給付制度への移行につきましては、利用者及び実施施設に大きな影響が生じることのないよう、国の動向を注視しながら準備を進めてまいります。

○沼崎委員 登録者数も大幅に増えているということで、恐らく、潜在的なニーズというのまだまだあるんだろうなと思いますので、ぜひ、これから定着していくようによろしくお願ひいたします。

この項目につきましては、以上で終了といたします。

もう一点、4款1項1目の母子保健推進費のうちの乳幼児健診に関わる事柄についてお伺いをしたいと思います。

先日、和歌山県和歌山市で2歳の女の子が親から暴行を受けて亡くなるという痛ましい虐待事件がありまして、この亡くなった女の子が乳幼児健診を2度受けていなかったということが分かっております。

また、乳幼児健診というのは、行政との窓口といいますか、あまり小さい子どもが役所に来ることはほとんどないですけども、乳幼児健診であるとかは行政が子どもの顔を見られる少ない機会でもあると思います。この和歌山の件がどうだったのか、和歌山市は対応に問題はなかったというふうに言っているので、そうした個別のケースについてはどうなのかというのを置いておいて、そういう機会というのは虐待の兆候等があったりすれば発見する貴重な機会になりますし、乳幼児健診を受けていない場合にどうするのかというのを結構大きな課題なんじゃないかと思います。

国も、こども家庭庁が、毎年、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査を行うを行っております。この点について、2年前、市議会議員に初当選して最初の一般質問で、こういう健診を受けていなかったり、保育園にも幼稚園にもどこにも行っていないような子どもをどうフォローしているのかという質問をいたしまして、市からは、各部局が連携して様子を見るなど、しっかりと対応しているというふうに御答弁をいただきまして、旭川市はしっかりとやっているのかと安心をしていましたところでございます。今もしっかりとやってくださっているとはもちろん思うんですけども、和歌山であまり好ましくない事件がありましたので、このテーマを扱いたいと思った次第でございます。

今回は決算審査ということでございますので、令和6年度を振り返っていきます。まずは、本市の乳幼児健康診査に係る決算の概要についてお聞かせください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 乳幼児健康診査については、母子保健推進費において実施しており、令和6年度の決算については、予算現額3千229万9千円に対し、支出済額は2千952万6千円で、執行率は91.4%となっております。

その主な内訳としましては、健診や児童相談等における医師、保健師等の人工費として1千794万円、10か月健診の実施に係る市内の医療機関への委託料として740万5千円、乳幼児統計システム及び会場使用料などの使用料、賃借料として228万8千円、そのほか、通信運搬費を含むその他に要する経費として189万3千円となっております。

○沼崎委員 決算の概要について理解いたしました。

その内容といいますか、令和6年度の乳幼児健康診査実施状況について、受診率等もお聞かせください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 令和6年度乳幼児健康診査の状況でございますが、本市では、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診及び市内医療機関へ委託しております10か月児健診の4回の健診を実施し、健診以外でも子育て相談、児童相談なども実施しております。

令和6年度の乳幼児健康診査の受検者数及び受診率でございますが、4か月児健診1千436人中1千403人が受診、受診率97.7%、1歳6か月児健診1千657人中1千603人が受診、受診率96.7%、3歳6か月児健診1千881人中1千825人が受診、受診率97%、市内医療機関に委託しております10か月児健診は1千458人中1千358人が受診、受診率93.1%となっており、いずれも90%以上と高い受診率となっております。

また、健診を受診していない方につきましては未受診対策として電話や訪問により受診勧奨等を

併せて行っています。

○沼崎委員 旭川市における乳幼児健診受診率は非常に高いということが分かりました。ただ、僅かではありますが、受けていない方もいらっしゃるということで、今おっしゃっていただいたように、未受診対策として電話をしたり、訪問による受診勧奨を行っているということなんですが、なかなか受けに来ない方がいて、いろんな事情があつたり、最悪の場合、医療ネグレクトとかもあるかもしれませんし、和歌山の事案も、現時点とて和歌山市として対応に問題はなかつたと言つてはいるけど、検証してみるとどうなのかというところはあると思います。

今、電話や訪問というお話をしたけど、本市における健診を受けない方への未受診対策についてもう少し詳しくお聞かせください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 本市の未受診対策についてでございます。

まず、決められた健診日程に連絡なく、来所されない場合につきましては、こちらから連絡をさせていただき、新たな日程を調整しております。そこで連絡がつかない場合には様々なリスクが高くなることも想定しまして、保護者以外の第三者の目視確認があるか、保育所や幼稚園などの集団生活の場や医療機関などの利用状況の確認に努めております。それでも確認できない場合には、保健師等が体重計などを持参して家庭訪問を繰り返し実施しております。目視できた方につきましては健診の受診勧奨及び子どもの健康状態の把握を行っております。

令和6年度は、現時点で、健診未受診者につきましては、一人も取りこぼさず、全ての対象者について第三者の目視確認等ができている状況でございます。

○沼崎委員 一人も取りこぼさずに確認できているということで、非常に一生懸命やってくださっているんだなということがよく分かりました。

また、2年前に伺った一般質問の際にも、子育て支援部だけではなくて、必要に応じて、例えば、福祉関係、あるいは、要対協や児相とか、いろんなところとしっかりと連携を取つてやっていくというふうにおっしゃっていただいているので、旭川市は非常に子どもの安全を大切にしてくださっているんだなということがよく分かりました。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で、本日の私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○品田委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時18分

---

再開 午後1時20分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○上野委員 後半部分の質疑を行います。

私は残された時間が112分でございます。本日、私がやろうとしている項目ですが、いじめに関する項目が3項目、そして、学校教育のほうで2項目、最後に社会教育1項目の6項目を予定しておりますので、ちょっと急ぎながら、皆様に迷惑かけないように進めさせていただきたいと思います。

それではまず、3款2項1目のいじめ問題再調査費について、子育て支援部にお聞きいたします。

旭川のいじめ問題については、昨年9月に再調査委員会の報告が出て、決着がついた、これで終わったと多くの方が思っております。しかし、現在、遺族側から旭川市に対して賠償額1億1千600万円の訴訟が起こされ、ただいま係争中であることは皆さんも御存じだと思います。

今津市長は、再調査委員会の報告について、各専門分野の優秀な方に調査をしてもらい、いじめが自殺の主たる原因であるという結果が出て大変御満足のようございますが、私はそうは思っておりません。どれだけ優秀な方が調査しても、その事実認定が誤っていれば、その調査結果は真相から程遠いものになると考えております。

それではまず、お聞きします。

令和6年度いじめ問題再調査費の決算額についてお示しください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 いじめ問題再調査費につきましては、令和6年度は予算現額1千272万8千円に対し、決算額594万8千519円となっております。

決算額の主な内訳につきましては、委員への報酬が290万4千円、本市職員分を含む旅費に256万2千173円、会議における会場費等で24万3千320円などとなってございます。

○上野委員 ただいま決算額を見ましたら、予算額よりも実際の決算額が半分ほどになっていると。これにつきまして説明を聞きましたら、もっとかかるんじゃないかと思って多めに予想していたものが9月で終了したということで、この金額になったということでした。

それでは、次の質問です。

再調査委員会は令和6年6月30日に調査を終えたということでありました。しかしながら、答申が9月1日になった理由についてお示しをいただきたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 再調査委員会からは、令和6年6月30日の時点で既に調査を終え、報告を行うべき状況にはあったものの、旭川市いじめ防止等対策委員会の調査報告書に関して真偽の定かではない文書が流出するなどの状況にあったことから、再調査報告書を提出するに当たり、委員会としても漏えいに対する十分な保護措置を取り、市の情報管理の在り方について確認した上で、後日、答申を行うこととされ、それぞれの体制が整ったことから、9月1日に報告書の提出による答申を受けたものでございます。

○上野委員 この件につきましては、6月にそういった話になって、30日に終わって、2か月後に答申がなされたと。1年前にも流出したという話がありました。市としては十分な対策を練っていたのかなと思ったんですけども、それでも慎重を期して、2か月間、間を置いたということで認識しております。

それでは、次の質問なんですかけれども、6月30日の調査報告のときに調査結果の概要版が出されたと思います。それについてはどうな意図で作られたのか、また、それは急遽作ったものなのか、それについてお答え願いたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 再調査につきましては、令和6年6月30日に報告書の提出を予定していたところでございますが、いじめ防止等対策委員会の調査報告書と思われる情報がインターネット上に公開されたことを受け、市の情報管理の懸念と漏えいした情報をめぐっての異常な状況を受けて報告書による提出は行わないこととしたものでございます。

調査概要につきましては、この際、調査が終了したこと及び調査結果の概要について市へ報告するため用意されたものでございます。

○上野委員 この答弁のとおり、市へ報告するために用意されたものだということであれば、これは再調査委員会が作ったものということで確認させてもらってよろしいでしょうか。

そういうことですね。

なぜ出したのかという疑問が私には残るんですけども、今日のところは質問いたしませんけれども、内容が不十分なまま、印象づけるような、いじめが自殺の主たる原因であるというようなものを誇張するような概要版が出されたことはちょっと意外に思っております。それについては今回の質問に入れておりませんので、これはいたしません。

それで、令和6年の6月30日の調査概要版が出た後、9月1日の答申までにかかった費用というはあるのかないのか、あるんであれば、その経費の内訳についてお示しいただきたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 令和6年度のいじめ問題再調査費は、先ほど御答弁申し上げましたとおり、594万8千519円でございましたが、このうち、6月の調査終了報告以降に要した経費は113万4千366円となっております。

主な内訳といましましては、報酬が28万500円、旅費が67万810円などとなってございます。

○上野委員 110万円ほどが当初6月に答申を出しておけば使わなくて済んだお金だということをここで確認させていただきました。

それでは、話題を替えまして、再調査委員会が調査のためにこの旭川の地を何度も訪れたのかということについてです。本来であれば、旭川で起きた件ですので、旭川にきちんと来て会議を開いてもらいたいというのが私の考えだったんですけども、どのくらいの頻度で旭川に来られたのか、お示しいただきたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 いじめ問題再調査委員会が設置された令和4年12月から令和6年9月1日までの間で調査等により委員が旭川へ来た回数は14回となってございます。

○上野委員 1年9か月の間に14回ということですね。1か月に1回は来ていないということですね。大体はオンラインとか、東京での会議で、それに旭川の職員が岡山にかけていって、そこで会議を開くというような形で行われたのかなというふうに思っております。

再調査委員会が関係者に面接で事情聴取を行ったのは何回ぐらいあったのか、お聞かせください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 再調査報告書では、書面回答も含め、遺族及び遺族代理人弁護士、児童生徒、教諭及び教育委員会担当者、その他関係者を対象として、延べ34人に対し、聴取調査を行ったとしてございます。

○上野委員 これも人数的には34人と予想をはるかに下回る少なさで、この人数で本当に大丈夫だったのかななんという感じもいたします。

特に、その中で2019年4月から6月の間の学級内におけるいじめを認定したことについて、関係者への事情聴取というのは行ったのか、特に学級内の生徒、クラスメートに事情聴取したのか、お答えいただきたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 関係者への聴取につきましては先ほど御答弁申し上げましたとおりでございます。

○上野委員 先ほど答えていただいた答弁の中ではなかなか判断しづらいかなとは思うんですけれども、次の質問に行きます。

学校内でのいじめに関わり、さきの旭川市いじめ防止等対策委員会において行ったアンケートや聴取事項以外で再調査委員会が得られた事実というはあるのかどうなのか、示してください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 再調査委員会が収集した資料につきましては、再調査報告書において、いじめ防止等対策委員会における調査で収集または作成した資料一式の貸与を受け、さらに、同委員会委員への聴取、追加資料提供を受けたこと、遺族及び遺族代理人から厳格な情報管理を担保した上で同委員会には提供されなかった資料の提供を受けたこと、調査を進めていく上で所在が判明した教育委員会及び小中学校に関する資料について提供を受けたことなどが記載されてございます。

○上野委員 ただいま、中に重要なことが書かれていますけれども、遺族及び遺族代理人から厳格な情報管理を担保した上で同委員会には提供されなかった資料の提供を受けた、要するに、さきの第三者委員会には出されなかった資料を再調査委員会には提出されたということでおろしいですね。

それでは、次の質問ですけれども、学級内のいじめに関わって、遺族の母親からの証言はあったのか、お答えください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 関係者等から聴取した内容につきましては調査報告書に記載されているとおりとなってございます。

○上野委員 あつたということで認識しておきます。

それでは、これが最後の質問になりますけれども、加害者がいない、いないというか、分からないいじめの認定、特に4月から6月までのいじめの認定のことを言っているんですが、これについて私はちょっと疑問を持っております。改めて、学級内のいじめの認定というのはどういった理由でなされたのか、お答えいただきたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 いじめの認定につきましては、再調査報告書において、行為とその行為によって受ける心身の傷つきという視点を重要視して、再調査委員会が認定した行為により、当該生徒が心身の苦痛を感じていたかどうかを基準にいじめを認定するとしています。

クラス内のことにつきましては、クラスメートが距離を置く、避けるといったような状況がつくり出されたこと自体、本件生徒に少なくとも心身の苦痛を生じさせていたという意味ではいじめに当たるとしているほか、本件生徒の特徴的な行動を取り立てて指摘したり、本件生徒の違いを略語、隠語で語ってみたり、クールダウンのために教室を離れる本件生徒の行動をまねして笑いを取ったりしているなど、こうしたクラスの出来事について母親に話しており、居心地の悪さとともに苦痛を感じていたことは明らかであるとし、以上のことを踏まえると、クラス内での出来事は必ずしも行為者を特定できない部分もあり、各行為者の意図や惡意も明らかにすることはできないが、本件生徒にとって、こうした関係性、さらに、出来事の一つ一つが大きな苦痛となっており、いじめであると認定できるとされているところでございます。

○上野委員 クラスの出来事を母親に話していたということで、ここで母親が証言しているということが明らかになってきましたけども、そういうことを踏まえて、居心地の悪さとともに苦痛を感じていたことは明らかであると、明らかであるという言葉を使っています。本当に明らかなのか

どうなのか、彼女は一言も、多分、母親が聞いているということ以外、そのことについてはなかなか証明しづらいのかなと思っています。

さきの旭川市いじめ防止等対策委員会の報告では、学級内でのアンケート結果について、27人中13名の対面での事情聴取を行った結果、いじめの実態はなかったと記者会見において辻本委員長が答えております。再調査委員会においては学級の生徒への事情聴取はなかったと聞いております。その中で、新たな情報は母親からのものであり、信憑性があるかどうかには非常に疑いがあると思われます。

皆さん、ここで話が替わりますけど、6月に公開された映画「でっちあげ」というのを御覧になりましたか。この映画は、福岡で実際に起きたいじめ事件を題材にした映画でございました。主演が綾野剛さんと柴咲コウさんという豪華なキャストで、いじめを告発された綾野剛さんが演じる教師が1人で民事訴訟を起こします。世間は、柴咲コウ演じる子どもの保護者を擁護する声が多く、SNS、マスコミを通して、本当に日本中がこのお母さんを応援していたというような状況です。どっかの状況に似ております。このときに550名の弁護団が結成され、前代未聞の民事訴訟に発展いたします。要するに、遺族側に550人の弁護士がついたということです。しかし、その結末は、事実無根のでっち上げと主張する教師が勝訴するという実話の映画でございます。

原作は福田ますみさん、著書にはモンスターマザー長野・丸子実業「いじめ自殺事件」教師たちの闘いなんていうのがありますと、ほかにもたくさん本を出されています。福田さんは、8月にこの旭川を訪れ、旭川のいじめ問題にも関心を持ってくれました。

私は、今回の質疑で取り上げたこと以外にも、再調査委員会の報告に対して疑問を持っております。市として、再度調査報告をしっかりと検証して、そして、誹謗中傷で苦しんでいる人を救うべく、さらなる検証をしていただきたいと指摘して、この質問については終わります。

引き続き、3款2項1目のいじめ防止対策費、今度はいじめ防止対策推進部のほうにお願いをいたします。

いじめ防止対策費について、令和6年度の事業の概要と決算額をお示しください。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ防止対策費についてでございます。

本事業は、いじめ・不登校専門の相談窓口を設置するとともに、多様なツールを活用し、児童生徒や保護者等が相談あるいは通報しやすい環境を整えるため、相談支援を担う福祉、心理等の専門職の配置や相談フリーダイヤルの開設、市内小中学校に在籍する全児童生徒への返信はがきつき相談チラシの配付、市立小中学校の小学校5年生から中学校3年生までの全児童生徒を対象としたチャットによるいじめ相談業務委託を実施するなど、いじめの積極的な把握に努めたところでございます。

また、相談対応に当たりましては、関係児童生徒あるいは保護者に寄り添い、福祉面、心理面の支援を継続的に行うとともに、学校、教育委員会と一体となって、いじめへの適切な対処といじめの重大化の防止、再発の防止に取り組んだところでございます。

さらに、いじめ防止対策出前講座やいじめ防止市民フォーラムの実施、いじめ防止・青少年育成サポーター制度の創設等によりまして、地域との連携による対策の推進を図ったところでございます。

令和6年度の決算額につきましては、専門職の配置、活用に係ります給料、職員手当、報償費や

相談チラシの印刷費、チャットによるいじめ相談業務委託料など、合計で3千622万5千992円となっております。

○上野委員 いじめの積極的な把握について、令和6年度の相談窓口における対応実績についてお示しください。

○高嶋いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 令和6年度のいじめ・不登校相談窓口における対応実績は、相談405件、通報13件の合計418件であり、その内訳は、いじめ139件、不登校90件、その他189件となっております。

なお、その他につきましては、学校不信、交友関係、精神不安、家族関係などの相談となっております。

○上野委員 次も質問を用意していて、受付方法別内訳を聞くことにしていましたけど、私のほうでちょっと言わせてもらいますと、電話が147件、手紙が4件で、先ほど江川さんと話して去年は5件だったよ、でも、4件だということで、お金がかかるねという話がちょっと出ました。それ以外に、チャットが220件、来所が15件、Eメールが3件ということで、全部で、その他18件、フォーム11件となっています。

この相談者の内訳ですが、やはり児童生徒が235件で一番多く、その次に保護者、親族143件というふうになっています。あとは、学校であるとか、友人であるとか、もろもろあるというふうに聞いております。

チャットが220件ということで、ちょっと関心がありまして、チャットが相談窓口となったときにも質問しておりますが、チャット相談の令和6年度の事業概要と決算額、そして、相談実績についてお伺いいたします。

○高嶋いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 チャットの相談につきましては、児童生徒が相談しやすい環境を整えるため、市立学校に通う小学5年生から中学3年生までの全児童生徒を対象として令和5年度の第2学期から開始し、令和6年度では通年で実施いたしました。相談は、学校貸与のタブレット端末や個人のスマートフォンなどを使って24時間送信でき、返信は委託業者の相談員が平日の午後5時から午後10時まで対応できる体制しております。

実施方法としては、専用のウェブアプリの利用と相談対応を一括で業務委託して行っており、令和6年度の決算額は983万4千円となっております。

次に、相談実績についてですが、220件の相談のうち、いじめ相談が40件、不登校相談が2件、その他が178件で、家族のこと、恋愛のこと、心身の健康のこと、学業、進路のことや部活動のことなど、様々な相談が寄せられているところです。

○上野委員 私は、最初に聞いたとき、この委託業者がどんな対応をするのか、非常に心配になつて質問したのを覚えているんですけども、そのあたりは改善というか、大分慣れてきているんじゃないかなと思います。

子どもたちは24時間送信できて、その対応が夕方の5時から10時ということです。24時間対応となるとかなり厳しいことになるんで、こういう時間帯をつくっているのかなというふうに推察します。

それじゃ、このチャット相談の効果と課題をどのように捉えているのかということ、また、今後の事業改善に向けた考え方についてお示しいただきたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 チャット相談につきましては、児童生徒がいじめなどの悩みや困り事を気軽に相談できるツールでございまして、匿名で相談できることも相まって、令和6年度は220件と数多くの相談が寄せられているものと捉えているところでございます。

一方で、チャットでのやり取りは事案の把握に時間要するといった課題もございます。そういうところから、いじめ等の緊急性の高い事案にも迅速に対応できるよう、昨年7月からはウェブフォームで相談を受け付ける取組を開始いたしまして、昨年度は11件の相談が寄せられたところでございます。

この中には、小学校4年生以下の児童からの相談が5件含まれておりますし、また、学校対応のタブレット端末の家庭への持ち帰りが行われていることなどを踏まえまして、本年9月からは委託事業者の変更に合わせまして、チャット相談の利用対象を教育大附属の小中学校を含みます市内小中学校全学年の児童生徒に拡充するとともに、休日の登校不安等の軽減を図るため、平日の夜間に加えて、長期休業中を除く日曜日の午後5時から午後9時までを新たに相談対応をすることとしたところでございます。

さらに、従前のウェブチャットに加えまして、LINE経由でも相談できるようにするなど、児童生徒が相談しやすい環境の充実を図ったところでございます。

今後におきましても、児童生徒の利用状況等を注視いたしまして、また、学校とも連携しながら相談ニーズの的確な把握を行い、事業改善の検討を進めるなど、相談しやすい環境の一層の充実を図ってまいります。

○上野委員 タブレットを持ち帰っているということで、今、小学校の低学年にも相談者が出てきていると。それがチャットによる相談件数が増えてきていることなのかなというふうに思います。

また、いじめだけによらず、先ほどの答弁にもありましたけれども、不登校の生徒に対する休日明けの登校への対応だとか、日曜日などにも相談できるといった点については評価できるのかなと思います。子どもたちがそういったもので相談できるような時間帯に使えるものがやっぱり必要なかというふうに思っております。

それでは、今度は相談を受けてからの初動対応についての質問をいたしたいと思います。

情報の一元化による迅速な初動対応の取組ということで、いじめ対策会議と緊急支援チームというのが説明の中に出できましたけども、2つの目的と内容、そして、構成メンバーはどのようにになっているのか、お示しください。

○高嶋いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ対策会議は、週1回、教育委員会との併任職員やいじめ対策コーディネーターを含むいじめ防止対策推進部の全職員が参加して開催するものです。この会議では、いじめ相談として受け付けた事案や学校から困難ケースとして教育委員会に報告のあった事案等に関し、関係児童生徒の登校や心身の状況、学校における事案への対応状況等の情報共有を行い、対応上の課題や支援方針の協議を行っているところであります。令和6年度は年間で49回開催しております。

次に、緊急支援チームにつきましては、いじめ防止対策推進部にいじめ相談のあった全ての事案と重大化のおそれのある事案への迅速な初動対応のため、事務職員と指導主事、いじめ対策支援員、いじめ対策コーディネーターを延べ52校に派遣し、学校の管理職や教職員との協議の中でい

じめの事実確認と学校の対処への指導助言、学校が必要とする支援の把握を行ったところです。

○上野委員 私がこのいじめ防止対策推進部が発足したときに言った話は、相談の窓口が増えることといじめの対応人数が増える、このことについては学校にとってプラスになるんじゃないかということでした。

いじめ対策会議は、最初、学校の話かなと思ったら、庁内における話合いだということが説明で分かりましたし、緊急支援チームということで、緊急とついていることから、それなりの重大事態、そういったことについて学校に向かっていくチームをつくっているんだろうというふうに理解いたしました。

延べ52校ということですから、結構な回数、学校に行っているのかなと思います。そこで心配されることについては後ほど聞きますが、学校に行ったときに先生方の時間が取れるのかなと。人數が増えて相談の回数が増えるということは非常にいいことなんですけれども、その分、先生方を集めたり、先生方の校内での仕事内容を調整しながらやらなきやならないという別の課題もそこに生まれてくるのかなというふうに思っています。

それでは次に、いじめを受けた児童生徒への支援の取組についてです。

そういった子どもたちに対する取組、学校ヒアリングと学校いじめ対策組織会議への職員派遣についてはどのように行っているのか、お聞かせください。

○高嶋いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 学校ヒアリングについては、令和6年度は市立の小中学校全77校を対象に学校訪問によるヒアリングを行い、学校におけるいじめの適切な認知と対応の確認や、学校が抱える課題や必要とする支援などについての意見交換を行い、学校現場との連携強化を図ったところです。

また、延べ55校の学校いじめ対策組織会議に職員を派遣し、いじめの解消判断と再発防止の取組に対する助言を行うなど、学校現場と連携した対応により、いじめを受けた児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒への指導、保護者への情報提供等のいじめに対する適切な対処と重大化防止や再発防止の徹底が図られたものと認識しております。

○上野委員 この部分が非常に困難を極めているんじゃないかなと思います。

私も何度か依頼を受けて学校にいじめの対応で入りましたけれども、直接の子どもへの指導であるとか、保護者の説明を聞いたり、保護者の話を聞くということが一番難しかったかなというふうに思っています。

それじゃ、そういった困難の中でこれはうまくいった事案だよという例がもしあればお聞かせ願いたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 児童生徒の保護者が学校の対応に不満を持ったことによりまして、保護者と学校とのコミュニケーションが困難となった事案におきまして、保護者からの相談に対応し、学校とも連携を図りながら課題の整理を行いますとともに、教職員が被害児童宅に家庭訪問した際の同席でございますとか、被害児童が登校した際の見守り支援等の対応を行いまして、保護者の学校不信の軽減でございますとか、被害児童が安心して登校できる体制づくりが課題だといった事案があったところでございます。

○上野委員 子どもたちに寄り添い、学校で手の回らないところまで支援していただいているということが今のお話で分かりました。

先ほど申し上げたように、そういう取組というのは、事前の協議であるとか、子どもの特性を知るだとか、関わっているときだけの時間じゃなくて、それ以外のときに結構な時間を要するんじゃないかなと思っています。こういったことで人手を増やすことで、学校の先生方の仕事が1つでも2つでも減っていくという実績が積み重なっていけば成果として現れてくるのかなというふうに思っています。

次です。すみません、久しぶりに学校教育、文教のほうに戻ってきたもんですから聞きたいことが山ほどあって質問が多くなっていますけども、地域との連携についてです。

今度は、学校だけじゃなくて、何か、地域との連携もやっているということです。こんなに忙しくいろいろなことをやっていていいのかなと思うぐらいの内容なもんですから、それもちょっと心配で、地域との連携についてもお聞かせ願いたいと思います。

令和6年度の実績としては、出前講座だとか、主任児童委員、地区市民委員会、大学のゼミやサークル、フリースクール運営団体など、8団体、189名が受講したなんていうすごいことが書いてありますけども、この中でいじめ防止・青少年育成サポーターというのがどんな内容なのか、聞きたいのです。

青少年育成サポーターの目的と概要、そして、認定団体の内訳、今後どんな活動をしていくのか、初めて聞く言葉ですので、教えていただきたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長　いじめ防止・青少年育成サポーターにつきましては、全ての児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現を目指しまして、地域社会全体でいじめ、あるいは、非行の防止、また、青少年の健全育成に資する活動を推進するために、地域におきましてこうした活動に取り組む団体等を市がサポーターに認定するものでございます。

令和6年度は、大学のゼミ、サークル、フリースクール運営団体など、計8団体をサポーターとして認定したところでございます。

今年度は、サポーターと連携した体験活動や学習支援を実施しているところでございまして、今後におきましても、子どもの見守りや安心して過ごせる居場所づくりなど、日頃の活動あるいは得意分野などを通じまして、いじめや非行の未然防止、困り事を抱える児童生徒の支援等に取り組むことによりまして、未来を担う子どもたちの健やかな成長を行政または地域が一体となって応援していきたいというふうに考えているところでございます。

○上野委員　地域への働きかけというのは様々な団体によって行われていますけども、いじめについても地域へ呼びかけていくというお話を聞きました。ただ、先ほど申し上げたように、あまりにも広範囲に仕事内容が広がっているので、その辺の課題はどうなのかなとすごい心配になります。もっと学校に特化した形でやってもらうという私のイメージだったんですね。その辺について今日は質問いたしませんけれども、今後の課題として指摘をさせていただきたいなと思っています。

それじゃ、今度は財源の問題です。

国庫支出金を使っていると思うんですけども、この財源額がいつまでもつかという心配もあるので、今後の見通しについてお話をいただきたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長　令和6年度決算における国庫支出金についてでございます。

国庫支出金の決算額合計は2千60万6千343円となっておりまして、その内訳は、文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業補助金が242万円、こども家庭庁の学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業委託金が1千818万6千343円となっているところでございます。

このうち、こども家庭庁の事業につきましては、令和5年度から令和7年度までの3か年にわたりまして、本市が実証団体としての採択を受けまして取組を進めてきたところでございますけれども、この事業につきましては3年を目途に終了する予定と伺っているところでございます。

このため、本年7月には、いじめ防止対策「旭川モデル」の推進に関し、こども家庭庁に本市単独の要望活動を行うとともに、他の実証団体と合同で事業継続に向けた要望を行ったところでございます。

このような活動が実を結びまして、本年8月末に示されましたこども家庭庁の令和8年度の概算要求におきましては、この事業に代わる新たな事業として、地域全体で取り組む子どもの悩み相談事業が実施される予定であると聞いているところでございます。

令和8年度に向けましては、引き続き、こども家庭庁の財政支援を受けられるように、来年度の予算編成に合わせまして事業構築を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○上野委員** まだ確定ではないんですけれども、令和8年度に向けて、引き続き財政支援の可能性があるということを聞いてちょっと安心いたしました。これだけ事業を広げて、来年度、財政支援がないということになれば、こんなにたくさんのこととはできないようになるんじゃないかなと要らない心配をちょっととしたものですから、お聞きいたしました。

この項目の最後の質問になりますが、いじめ防止対策「旭川モデル」の取組によって、いじめの未然防止や早期発見、重大化の防止に一定の成果があったと、今、お話を聞いて評価いたしますが、これまでの取組の成果と課題を踏まえて、今後どのような方向に向かっていくのか、その取組を進めるのか、それについての認識をお聞かせください。

**○石原いじめ防止対策推進部長** いじめ防止対策につきましては、令和5年度にいじめ防止対策推進部を新設いたしまして、専門の相談窓口の設置や多様なツールの活用によりましていじめを積極的に把握しているところであります。いじめの認知件数、相談件数ともに大幅に増加している状況にございます。

また、教育委員会職員を市長部局に併任するという全国的にも例のない体制におきまして、いじめ防止対策に係る情報、執務場所、支援方針を一元化したことによりまして、関係児童生徒に寄り添った迅速な対応を実現したところであります。当該児童生徒、保護者はもとより、学校現場からも一定の評価をいただいていると認識しているところでございます。

また、いじめを受けた後に対人不安等により不登校となった児童生徒に対する支援が事案の重大化を防ぐ上で非常に重要であると捉えまして、今年度は、新たに市がサポーターとして認定した地域のフリースクールや大学生と連携いたしまして、不登校児童生徒への学習支援や体験活動などの取組を進めているところでございますけれども、こうした中で、いじめ問題の解決に当たりましては、いじめ問題そのものへの対処だけではなくて、学校生活に関する多様な悩みやその背景にある家庭環境や養育不安、子どもの特性等の様々な課題をしっかりと受け止め、児童生徒と保護者に寄

り添いながら支援を行う必要があるものと認識しているところでございます。

今後につきましては、国の補助事業や委託事業の活用、今年度新たに設置いたしました基金の受入れの拡大など、財源確保に努めながら、電話やメールという従来の方法に加えまして、チャットなど、多様なツールによる相談体制の充実や、フリースクールや大学生などの地域人材の活用推進を図るとともに、福祉、医療、保健、教育等の関係機関との連携をさらに強化いたしまして、いじめや不登校に関する児童生徒や保護者の多様なニーズに対応し、問題の解決あるいは悩みや不安を軽減することができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○上野委員 話を聞くに、先ほども申し上げたように、本当に膨大な仕事量ですね。窓口業務から始まって、その対応、そして、青少年を育てることから地域への広がり、本当に幅広いですけども、さっき言ったように、そんなに広げず、どこかと分担、連携しながらできることがあるんではないかなと私はちょっと思っております。

また、お金の保証については、先ほどのとおり、令和8年度の見通しが若干立っているようすで、心配しております。お金をかければできることがたくさんあるんですけども、期待しておりますということを述べ、この項目については終わらせていただきたいと思います。

続きまして、いじめ問題の3つ目です。

今度は、学校教育、いじめ対策担当にお聞きします。

いじめ問題対策推進費について、事業の目的と概要、令和6年度の決算額についてお示しください。

○田村学校教育部主幹 いじめ問題対策推進費につきましては、旭川市いじめ防止対策推進条例及び旭川市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等の対策を推進するため、学校、教育委員会、市長部局及び関係機関と連携し、様々ないじめ防止等の取組を進めることを目的としております。

事業の内容としましては、旭川市いじめ防止等対策委員会の運営やいじめ対策コーディネーターの配置のほか、人権教育プログラムの実施、生活・学習Actサミットの開催等であり、決算額につきましては2千2万7千728円となっております。

主な内訳としましては、いじめの重大事態に関する調査費用として899万4千303円、いじめ対策コーディネーターの配置として832万7千795円、人権教育プログラムの実施として144万8千20円、いじめ防止等の取組に関するリーフレット作成として90万7千500円、児童会・生徒会チャンネル利用料として31万6千800円、生活・学習Actサミット開催として2万5千860円などとなっております。

○上野委員 教育委員会もたくさんの仕事をやられていて、先ほどのいじめ防止対策推進部との重なりがちょっと心配されるんですけども、向こうにも教育委員会から出ているので、うまく連携しているのかなというふうに推察されます。

それで、次の質問は、認知件数の増加につながった取組状況についてです。

これについては私のほうで言いますけれども、令和6年度のいじめ認知件数が前年度の1.3倍で7千498件となったと。いつも言っているように、早期発見、早期対応ということが徹底されていると。増えたことが成果だって言われたんで、一回反発したことがあって、いじめが増えて成果だとは何事だということで言ったことがあるんですけども、発見が増えているということ、ささいなことでも見つけられているということがここに示されているのかなと思います。

これまで、学校から教育委員会にいじめの疑いを含めた全件報告やいじめ防止対策推進、多様なツールを活用した相談窓口の開設、それから、教職員のいじめ対応の意識の向上を図る研修の充実が行われております。教職員のいじめ対応の意識の向上というのはもう過剰なぐらい、過剰という言葉を使っていいぐらい高まってきているのかなというふうに私も感じております。こういう様々なことをした結果、認知件数が増えているということがこの間の答弁にもありました。

いじめの積極的な把握に努めているということで、その辺は評価するんですけれども、例えば、ささいな子ども同士のトラブル、特に低学年です。私の孫なんかもそうですけども、平気で悪口を言ったり、たたいたり、押したり、何かを言って泣いたり、蹴ったりもしています。そういう事案についても、先生方の意識が過剰になって、それをいじめと考えて対応したりということが間々あるように聞いておりますけど、それについてはどのように考えるか、お示しいただきたいと思います。

○田村学校教育部主幹 国の基本方針において、学校は、いじめを見逃すことのないよう、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑いを持って早い段階から組織的に対応し、積極的にいじめを認知することが必要であるとされていることから、いじめの早期発見と早期対応に力を入れて取り組んでいるところです。

認知した事案の中には、適切な対処により、直ちに良好な関係を再開することができた等、深刻ないじめ事案と捉えにくいくらいのケースも含まれておりますが、その場合においては、いじめという言葉を使わずに柔軟に対処することについて学校へ指導しております。引き続き、全ての児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができる環境を整えることを優先に考え、法の定義に基づく対応を徹底してまいりたいと考えております。

○上野委員 私の身内にも教員が多いもんですから、特に現場の話を耳にしますけれども、ささいなことでもというあたりが先生方の中で迷うところなんです。先生方は、まあ、このぐらいならもまれて成長することもあるだろうというふうな目で見ているんですけども、保護者がそういうふうにはなかなか見てくれないという例がこじれてくるケースなのかなと思っています。

今、旭川がこのようないじめの問題で変な形で有名になってしまったので、過敏になっているという言葉を先ほどは使いましたけども、ささいなことが起きたとき、そのもめごとについてはいじめじゃないのと保護者の口から最初に出てくると言うんですよね。そうなると、やっぱり学校側もいじめかどうかという判断を迫られてくるという状況がやっぱりあるのかなと思っています。それについてまた後ほど大きな視点で聞かせてもらいますけれども、そこがこれからの大変な課題なのかななんていうふうに今の話も聞いていて思います。

いじめの対応に対する教職員の負担を軽減するということについて次の質問を用意しているんですけども、当初はいじめの報告が結構な回数で、1週間に1回だったか、毎日だったか、ちょっと記憶にないんですけども、結構な回数、教育委員会に上げようと。時期も時期でしたので、そういうことがあったと思うんですけども、そのことで学校にいるいじめ担当教員が教頭先生と常に話合いをしながら、学校の中を目を凝らしながら見ていると。あるとき、話を聞いたんですけども、いじめの報告を出したとき、ゼロです、うちはありませんと出すと、本当にないの、なかつたら困ると言った教頭がいるみたいなんです。なかつたら困るというのは、上に対してもきちんと報告しないとという気持ちの表れだと思うんだけれども、そういったことがあったんだよなんて話も聞きま

した。要するに、見つけることが自分たちの仕事になって、その後の一番大事なところを見失っていたということです。

先生方の忙しさ、負担を軽減するための取組は何かやられているのかどうなのか、お聞かせください。

○田村学校教育部主幹 いじめの対応が重大化、長期化することにより、教職員の負担は心理的にも時間的にも大きくなるものと考えております。そのため、教育委員会においては、いじめ対策コーディネーターを配置し、学校におけるいじめの適切な認知や解決が困難な事案への指導助言を行うことのほか、全小中学校において、警察などの外部人材の協力を得た人権教育学習やSNS等のトラブルに係る非行防止教室を実施しております。加えて、重大化のおそれがある事案については、指導主事やいじめ対策コーディネーター、いじめ防止対策推進部の支援員等で構成する緊急支援チームを派遣するとともに、状況に応じて弁護士や医師、心理士等の専門職に相談できる体制を整えるなど、未然防止や早期発見、早期対応の取組の充実を図り、教職員の負担軽減に向けた支援を強化しております。

○上野委員 先ほどのいじめ防止対策推進部の中でも話がありましたけど、人が多くなるということは本当に学校にとってうれしいことでもあります。しかし、先ほど言ったように、その連絡調整に時間を要するということもあって、働き方ということを考えたときにいろんな角度からの視点があるのかなというふうに思います。そういう人がたくさんいるということについては評価をしたいと思います。

それでは、ただいま報告を聞きましたけれども、これらの取組の成果と課題についてです。今も聞いたんですけども、もう一度確認します。教育委員会としての取組の成果と課題についてお答え願いたいと思います。

○坂本学校教育部長 いじめ防止対策「旭川モデル」についてありますが、これまでも、いじめ防止対策推進部とともに検証を重ね、様々な工夫と改善を講じながら取組を着実に進めてきております。特に、学校現場から声があった教職員の負担を軽減するため、いじめの疑いを含めた全件報告について、提出書類を簡素化し、あわせて、報告を月1回に変更し、事務作業量の軽減を図ってまいりました。加えて、欠席が続いているものや重大化のおそれのある困難ケースについては、学校が事案の把握後、直ちに教育委員会に報告し、さらには、登校状況や対応状況を週1回報告するよう改め、重大化の防止や早期解決に向けた支援を充実させてまいりました。

こうした取組の継続により、いじめ見逃しがゼロの意識が教職員に浸透し、学校におけるいじめ対応が強化されてきていると受け止めております。

一方、SNSなど、インターネット上で起こるいじめの事案の割合が増加している傾向にあり、事案の内容や児童生徒の関係性を迅速かつ丁寧に把握し、学校に対して適切な支援を講じていくことが重要であります。

今後においても、児童生徒が安心して学び、成長できる環境を整備するため、いじめの未然防止や早期発見と対応、重大化の防止に向けて、法の定義に基づく対応を徹底しつつ、学校への必要な対応を講じてまいりたいと考えております。

○上野委員 ただいま取組の成果と課題について部長からお話をいただきました。

最後に、教育長にお聞きします。

法に基づいて、いじめかいじめじゃないかも含め、早期発見していくということです。先ほど私も例も出しましたけど、保護者の中には、ささいなことがあっても、それはいじめではないですかと過剰な反応を示す例も実際にあると思うんですよね。特に、低学年の子どもたちがお互いに押したり、殴ったりはちょっと行き過ぎですが、押したり、悪口を言うことというのは教育の許容範囲の中で考えていかなかったら、その子どもたちのもまれて育つ部分が育っていないんじゃないかなと思うんですよ。

やっぱり、教育の原点は教えて育むことですから、教えて伸ばしていくためには、そういう経験を積ませ、それをこらえて、何くそと思って次に向けて頑張るぞとか、相手に対して悪いことをしたらごめんねと謝るとか、そういった基本的なことが特に小学校の低学年の時期には必要だと私は思うんですよね。

でも、小学校の低学年のいじめの発見件数が増えてきているというのは、過剰に反応して何でも白黒を先につけてしまうことに目が行ってしまって、子どもを育み、育てるということが学校や先生としてだんだんやりづらくなっている状況もあると思うんですよ。そういうことも含めて、思いやりの心や人権尊重の心を育むという視点から教育長はどのように考えているのか、教育長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○野崎教育長　いじめについて今お話をいろいろあったところであります。

私どもとしては、いじめは絶対に許されない、どの子にも、どの学校でも起こり得るという認識を持って早期発見、そして、迅速な対応と加害、被害の双方へのきめ細かな支援と指導を行うと。見つけるというよりは早期発見をして迅速な対応をする、やはり、ここが大切でありますし、それの先の支援につなげていくということがやっぱり大切だというふうに思っております。

いじめを受けた児童生徒に対しては徹底して守り通すというメッセージを伝えるとともに、保護者と連携していじめを止めるほか、学習保障や心のケアを行って安心して生活できる環境を構築するということが大切でありまして、いじめの行為を行った児童生徒に対しては、いじめが人権侵害であるということの理解を進めるとともに、他者の痛みを理解できるように継続的な指導を行って反省と振り返りの機会を設ける、その一方で心理的な孤立感を持たせないというような一定の配慮をすることもまた必要であろうというふうに考えております。

全ての児童生徒に対し、日常から、道徳教育を中心として、人権教育や生命の安全教育等を通した他者への思いやりや互いの人権を尊重する大切さ、社会性を育んでいくということが重要であるというふうに考えておりまして、そのような視点を持って旭川市いじめ防止対策推進条例や旭川市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等の対策を着実に推進し、児童生徒が安心して学び、成長できる環境を整えてまいりたいというふうに考えているところです。

○上野委員　ここまで、3つ続けていじめの問題をやらせていただきました。取組等については各部で様々な工夫をされており、発見からその対応についても十分されているのかなと思っております。

私個人としては学校教育の中でいじめという言葉を使わないで指導ができないかなというふうに思っているのですよね。押したり、悪口を言ったしょということで対応できることをいじめでしょという言葉に切り替えてやってしまうと、やっぱり、そこにどうしても固執してしまう感じがして、何とか旭川ではいじめという言葉を使わないで学校教育ができないのかなというようなアイデ

アを持っています。それについては指摘とさせていただきます。ありがとうございました。

この項目はこれで終わります。

続いて、なお学校教育がまだ続きますが、学校運営充実費です。

教材、教具や備品の整備についてですが、令和6年度の決算額、また、5年前の令和元年度決算額との比較でどの程度減少しているのか、その推移についてお伺いします。

○江渕学校教育部学務課長 学校運営充実費における小学校の令和6年度の決算額につきましては、1億8千561万6千円となっており、令和元年度との比較では約21%減少しております。

また、中学校の決算額につきましては、1億973万1千円となっており、令和元年度との比較では約26%減少している状況にあり、いずれも総じて減少傾向にございます。

○上野委員 学校に勤務していないと教材、教具は何なのかのイメージがなかなか湧かないと思います。私は体育の教師でしたが、例えば、跳び箱とか、マットとか、サッカーボールとか、こういったものが教材、教具になるんですけど、130万円以下でしたか、値段がちょっと分かんないんですけど、毎年、学校では、中学校であれば、各教科の先生がどんな教材、教具が欲しいと申入れを事務の先生にして、それを市に上げていくのかと思いますが、これが年々減少してきていると。

子どもたちが実際に使う道具ですので、これが減っているというのは深刻なんだろうと思うんですけど、その理由をお示しください。

○江渕学校教育部学務課長 決算額の減少理由といたしましては、学校数の減少や児童生徒数の減少などが影響しているものと考えております。

学校数については、小学校で、令和元年度、令和4年度及び令和6年度をもって、それぞれ1校の計3校が閉校しており、中学校では、令和元年度及び令和6年度をもって、それぞれ1校の計2校が閉校しております。

また、児童生徒数につきましては、令和元年度と令和6年度を比較した場合、小学校では、令和元年度において1万4千563人であった児童数は令和6年度には1万3千172人となっており、1千391人が減少しております。中学校では、令和元年度において7千751人であった生徒数は令和6年度には7千129人となっており、622人が減少している状況にございます。

○上野委員 確かに学校数も減って、人数も減ってきていていると。ただ、教材、教具によっては1人1個当たるもんじゃなく、全体で使うものもあって、必ずなきやならない教材、教具もありますので、一概に数が減ったからそれが減ることにつながるのかなというと、そうじゃないのかなというふうにも思っています。

それじゃ、学校側から学校配当予算の増額希望は上がってきていないのかどうか、伺います。

私が校長だった時代も教頭だった時代も結構な増額を求めて教育委員会と交渉した記憶があるんですけれども、お願いします。

○江渕学校教育部学務課長 学校配当予算に関わります要望につきましては、例年、9月頃に旭川市小学校長会と旭川市中学校長会の連名で学校教育予算要望書が提出されており、その中で、教材の整備費用や教材、教具の修理、教材備品の更新に係る費用など、学校の管理運営などに係る経費の増額要望があるほか、旭川市公立小中学校事務職員協議会から学校教育予算などに対する要望書が提出されており、一般備品の更新について要望があったところでございます。

○上野委員 それじゃ、学校から備品購入に係る要望というのはどの程度あるのか、具体的な数字

でお示しください。

○江渕学校教育部学務課長 学校備品に係る予算につきましては、学校の運営に関わる備品を優先的に配当しているところでありますけれども、令和6年度当初予算に向けて、各学校から要求のあった体育用マットやテレビをはじめとした備品の購入に係る希望件数については、合計で、小学校では273件、中学校では282件となっております。

○上野委員 先ほど私ちらっと話したんですけど、教材、教具等の学校要望から予算決定まではどういう過程を通るのか、それについてお示しをいただきたいと思います。

○江渕学校教育部学務課長 学校備品に係る予算に関わりましては、例年、7月頃、新たに整備が必要な備品に加え、故障や破損により修理や更新が必要な備品について各学校に調査を行っており、この調査を基に緊急性や優先性、必要性などを考え合わせながら各学校への配当、配分を行っております。

一方で、年度途中の故障等により緊急で修理や購入が必要なものもございますので、一部予算を保留しながら各学校への配当及び予算執行を行っているところでございます。

○上野委員 緊急の場合、予算が足りなければ、どつかの学校には待ってくれと言うしかないのかなというふうに思います。でも、学校側は、子どもたちが使うものですから、本当に困るということがあると思います。

それじゃ、令和6年度の実績です。学校から上がってきたものの実際に使われたお金なんですが、要望の何%ぐらいに応えているのか、それについてお示しください。

○江渕学校教育部学務課長 令和6年度当初予算に向けて希望となった学校備品の合計額と決算額を単純に比較した場合、小学校においては約42%、中学校においては約39%といった状況となってございます。

○上野委員 この数字を引き出したくて今まで質問したんですけども、小学校で42%、中学校で39%で、これは欲しいと言っているものの半分も手に入らないという状況なんですよね。ですから、その状況をやっぱりどうにかしていかなきゃならないと思うんです。

そういう状況に応えるためには、当然、教育予算を増やしていくしかないかと考えるわけですが、それについてはどのようにお考えなのか、この項目の最後の質問ですけれども、お答えください。

○江渕学校教育部学務課長 学校備品につきましては、効率的な学校運営から児童生徒の学習理解の促進に至るものまで多岐にわたり、極めて重要なものであると認識しております。

一方、厳しい財政状況が続く本市にあって、教育分野においても、事務事業の見直しや効率化を徹底し、予算執行に努めているところであり、学校備品につきましても、創意工夫を講じながら、また、計画的かつ中長期的な展望を持ちながら、引き続き、市長部局と連携し、教育環境の充実に向けて必要な予算の確保に努めてまいります。

○上野委員 最後に申し上げましたけども、跳び箱だとかは高いんですよね。マット1枚にしても30万円とか40万円が平気でするんですよね。体育の授業でやっていたとき、これが欲しいと言ったら、ほかの教科の先生方がほかの欲しいものが買えなくなってしまう、そんな状況が各学校で生まれているのかなと思います。

副市長、お話を聞きませんけれども、教育予算を上げていただくように、また、次の話も教育予

算の話ですので、ぜひ考えていただければと思います。

それじゃ、今の項目については終わりまして、次の項目に行きます。

学校施設の修繕についてです。

学校の老朽化が進み、修繕が必要な箇所が多いと思いますが、各学校から修繕の要望などはあるのか、また、その要望に対してどのように対応しているのか、まず、お聞かせください。

○板東学校教育部学校施設課長 毎年5月に実施する学校施設設備修繕調査による要望や年度途中で設備等に不具合が生じて学校から連絡を受けた場合については、当課の職員が学校を訪問して現地確認を行い、危険度や緊急性等の優先順位を検討して修繕を実施しております。

○上野委員 これも困った話なんですよ。突然壊れるんです。でも、それはすぐ直してほしいんですね。ところが、予算の面もあつたりするんですよ。

昔は正職の男子用務員さんがいて、そういう仕事が得意な方がいて、ここをお願いしますと言つたら、来て、トントンとやって直してくれて、対応してくださったんですけど、今はそういう状況じゃないので、これについてはちょっと厳しいのかなと思っています。

修繕要望に対する実施状況についてお示しください。また、修繕内容も併せてお示しください。

○板東学校教育部学校施設課長 学校からの要望については、塗装や防水、建具に関するものが多く、令和5年度では1千426件の要望があり、そのうち、約62%の883件を約1億977万円で実施、令和6年度では1千276件の要望があり、そのうち、約63%の803件を約1億938万円で実施したところであり、近年はおおむね同程度で推移しております。

○上野委員 これも達成率が63%ということです。6割行ったらまあまあかなと思うかも分かりませんけれども、今、建材だとか、いろんなものが物価高で上がってきていますので、きっと同等の額ではこれから何もできないような状況になっていくのかなと話を聞いていて分かります。

それじゃ、実施率が6割ということですが、実施に至らないものというのはどんな内容のものが多いのか、お答えください。

○板東学校教育部学校施設課長 実施に至らない要望としましては、屋根の改修やグラウンドの整備など、修繕の規模を超えている場合、また、経年劣化による外壁の塗装、クロスの貼り替え等の美観に関するものが多い状況であります。

○上野委員 今の出てきたもののうち、私は体育の教師なんで、グラウンドの整備というのがすごい気になります。子どもたちが減少てきて、野球やサッカーの少年団や部活動が縮小し、グラウンドにスパイクで入るということがなくなるので、当然、雑草が生えています。今まで中学校において雑草が生えてこなかったのはなぜかといったら、野球部とサッカーチームがスパイクで土を起こすからで、それで雑草が生えていなかつたんですよね。それから、それぞれの指導者が鉄材を引きながらグラウンド整地をしたりしながら雑草を取っていたのです。PTAの活動でやってくれたりもしたんですけども、最近は、部活がなくなつて、野球部のないところは元野球場だったところが雑草だらけです。

ほとんどグラウンド整備についてはできていないような状況なんですけども、その理由についてお示しください。

○板東学校教育部学校施設課長 グラウンドの整備につきましては、防球ネットやフェンスの改修、水はけの改善、除草等の要望を受けております。これらは修繕の規模を超える場合が多いた

め、事業の優先性や国の財源の活用を考慮し、改修工事として必要な予算の確保に努めてまいります。

○上野委員 かなりの規模のお金が必要なのかなというふうに思います。

グラウンド整備だけではなくて、敷地の草刈りというのも行き届いていない印象を受けます。私の住む近隣の小学校、中学校を見ても、以前に比べたら、雑草の伸び具合をすごく感じます。そういったことについてはどのような方法で行っているのか、お示しいただきたいと思います。

○板東学校教育部学校施設課長 敷地内の草刈りは用務員が実施しておりますが、近年、作業中にはね飛ばした小石による車両破損事故が続きましたことから、作業における安全基準を策定し、草は地面から5センチ以上を残して刈ることや防護板の使用を遵守するなど、改めて安全対策の徹底を図っております。このため、特に敷地面積が広く、幹線道路に面した学校施設につきましては、より慎重な作業の実施に伴い、進捗に遅れがあるものと認識しております。

○上野委員 先ほど申し上げたように、かつては正職の男子・女子用務員さんがいまして、そういう方が学校同士で競い合うように環境整備を行っていました。だから、学校周りというのは非常にきれいで、花もあってという状況だったんですけども、今、正職がいないということで、なかなか厳しい状況に置かれているのかなと思っています。

修繕の実績というのは、直近5年間で金額は1億円から約1億1千万円と聞いています。実施率も大体59%から63%と、ほとんど変化しておりません。予算が増えていないのにもかかわらず、近年では、先ほど申し上げたように、修繕に必要な原材料費の物価や業者の労務単価が確実に上昇していると思います。これでは実質的に修繕費が減っているものと同じだと考えられます。

財政状況も分かりますが、施設の老朽化が進行しているため、児童生徒の教育環境の整備を第一優先とすべきと考えますが、見解をお示しください。

○板東学校教育部学校施設課長 学校からの修繕要望については、給水や暖房、グラウンド整備等の大規模改修から建具の小規模修繕まで様々であり、その必要性については現地調査等により認識しております。一方で、近年の物価や労務単価の急激な上昇が著しい中、限られた予算や危険度、緊急性を見極めながら改修等を行っているのが実情であり、これらを短期間で解消することは難しい状況にあります。

今後につきましては、児童生徒の安全、安心な教育環境の確保はもとより、施設の長寿命化を図る観点からも修繕費として毎年一定の額の確保に努めるとともに、国の財源の活用と費用の平準化も図りながら、効果的な手法を検討して施設の維持管理を実施してまいります。

○上野委員 学校ですから、まずは子どもの安心、安全を第一に守ることが最優先であるかと思います。しかしながら、その予算がないためか、環境美化に回す予算がないというふうに答弁を聞いていると聞こえてきます。

今、いじめ、不登校をはじめ、子どもたちの学校生活には多くの課題があります。先ほど教育長の話にもあった心の豊かさを求める教育の推進には学びにふさわしいやはり環境が必要ではないかなと思っています。学校に行っても、学校の周りが汚い、雑草が伸び放題、花も咲いていない、そんな学校では子どもたちの心が育たないんではないかなと思います。これは市内全部ではないですけれども、多くなってきていると思います。

旭川市が真に子ども、子育てに力を入れるというのであれば、やはり、教育予算を倍増してでも

環境整備にも力を入れるべきと指摘して、この項目についての質疑を終わりたいと思います。

それでは、時間も何とか間に合いそうなので、最後の6項目めに行きます。

10款5項1目の地域学校協働活動推進費についてです。

これにつきましては、ここにいらっしゃいます酒井監査事務局長が5年前に社会教育にいらっしゃったときに壮絶なやり取りしました。その節はありがとうございました。

私にとってはこだわりのある項目であります。私はこんなのは必要ないと最初の質疑のときに言ったんですよね。旭川はもうそんなことをやらなくても学校と地域が連携しているから要らないと。しかも、学校教育のほうでは予算がついていて、社会教育のほうは予算がないような状態でしたよね。当時、文科省は学校と地域が車の両輪のように活動できるようにということで地域学校協働活動を推進してきたわけですけども、片方しかタイヤがなかったら両輪も何もないじゃないかとかなりごねて、社会教育の皆さんに答弁で困られた記憶があります。それから5年ほどがたちましたが、これについてはどういうふうに変わってきたのか、久しぶりに戻ってきましたので、確認をさせていただきたいと思います。

まずは、決算概要についてお伺いしたいと思います。

○小島社会教育部社会教育課主幹 令和6年度の決算概要につきましては、予算額18万9千円に対し、決算額が13万3千664円で、その内訳としましては、研修会講師への報償費が9千円、研修会講師や社会教育課職員の研修参加に関わる旅費が2万1千960円、事務用品等の購入費が2万2千704円、地域学校協働活動のモデル地域への委託費が8万円となっております。

○上野委員 そこで、聞かなくても大分分かっているつもりなんんですけど、地域学校協働活動の概要を改めてお願ひします。それと、前回、話を聞いたときには、全地域ではなかなか進められないということでモデルケース等をつくりながら進められていたと思うんですけども、令和6年度はどのぐらいの地域で活動されているのか、お示しいただきたいと思います。

○小島社会教育部社会教育課主幹 地域学校協働活動は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして行う連携協働を推進するものでございます。

令和3年度から取組を開始し、当初は、コミュニティ・スクールのモデル校であった中学校区を、令和6年度からは地域コーディネーターを担っていただける地域の方が見つかった中学校区をモデル地域として設定し、地域学校協働活動を展開しております。

令和6年度は、旭川中学校区、神楽中学校区、春光台中学校区、光陽中学校区、永山中学校区、西神楽中学校区の6中学校区をモデル地域しております。

モデル地域では、学校や地域の要望に応じて地域コーディネーターが学校と地域のつなぎ役となっており、学校の放課後学習やクラブ活動、授業等の講師やボランティア、登下校の見守り活動、職場体験先、地域行事への生徒の参加などの調整を行っております。

○上野委員 今出てきた地域コーディネーターというのは一つ課題に思っていたものなんですね。この人材不足の時代に、これから地域コーディネーターを見つけて、これを車の両輪のようにして働くかせて、しかも、地域コーディネーターが全ての計画を立てて、学校の教頭先生はあんまり仕事をしなくともいいような形が最終的に望まれるなんて聞きまして、それは無理でしょうという話でいたんですけども、今、6地域がモデル地域としてやられていると。

それじゃ、現在やられている地域コーディネーターというのはどのような方なのか、どのような方が望ましいのか、また、モデル地域で初めてやる人というのは不安がないのかどうなのか、そういったことについてお示しください。

○小島社会教育部社会教育課主幹 地域学校協働活動の要となる地域コーディネーターにつきましては、その地域のことをよく知る地域の方に担っていただくことが適当であると認識しております。

新たなモデル地域では、地域の方とともに、社会教育課の職員も地域コーディネーターとして配置し、おおむね2年間一緒に活動することでコーディネーターの方法などを学んでいただいております。こうした支援により、地域の方自らがコーディネートできる体制づくりを進めており、モデル地域終了後には地域の方が安心かつ円滑に地域コーディネーターの役割を担えるように努めております。

○上野委員 ただいまの答弁の中で社会教育課の職員ということが出てきましたけども、非常にこれまで苦労されたんじゃないかなと思います。当初は、地域でコーディネーターを探すということはなかなか困難なことであるので、最初は職員がそこに入って指導的な立場でといって、それについて、それは本来の姿じゃないなんて生意気なことを申し上げたような記憶がございますけれども、今、着実にそれが育ってきているという報告も聞きますと、大変うれしく思っております。

それじゃ、モデル地域の6中学校区ではどのような方が地域コーディネーターになっているのか、また、その地域コーディネーターからはどのような御意見があるのか、お聞かせください。

○小島社会教育部社会教育課主幹 地域コーディネーターについてでございますが、学校運営協議会委員や地域まちづくり推進協議会委員、PTA役員などの方々に担っていただいております。

昨年度、モデル地域の小中学校、地域住民を対象にアンケート調査を行っており、その中で、地域コーディネーターの関わりによる成果を伺ったところ、学校職員からは、多様な体験の提供や多様な講師の確保、業務量の削減などにつながった、地域住民からも同じく、多様な体験の提供や多様な講師の確保のほか、新たな方法や内容の产出などにつながったとの回答をいただいております。また、同じアンケート調査で、地域コーディネーター御自身としてやりがいや生きがいにつながった、新たなつながりができたなどの感想をいただいております。

○上野委員 アンケートの結果なんかを読ませていただくと涙が出るぐらいうれしい感想を書いていただいているんですけども、そういうふうにやりがいを感じてやってくださる方が地域にいれば、当初の狙いが達成されていくのかなというふうに思います。

学校のほうはかなり早くに準備が進んで予算も下りて、学校の中の体制は整ったと思うんですよ。社会教育のほうのコーディネーターが遅れてスタートしたので、そろわなかつたんですけど、コミュニティ・スクールとの両輪、これについての連携はどこまで進んでいるのか、お示しいただきたいと思います。

○松野郷社会教育部次長 コミュニティ・スクールとの連携についてですが、コミュニティースクールと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、学校運営協議会の協議や熟議を通して、関係者で目標やビジョンを共有し、その結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画する地域学校協働活動につなげていくことが重要であると考えております。

モデル地域におきましては、まずは、各地域コーディネーターが学校運営協議会に参加したり、

定期的に学校を訪れたりすることで学校や地域の課題やニーズの把握に努めるとともに、必要に応じて、関係する団体や地域住民と連絡、調整を図りながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動をつなげております。

令和6年度におきましては、学校運営協議会で課題として上がった登下校の見守りについて、地域コーディネーターが、散歩や掃除など、何かしながら日常的に見守る登下校ながら見守りを提案し、地域の方に呼びかけて実施するなど、学校の課題解決に地域の力を活用する取組が実施されております。

○上野委員 そういう意味では、連携もモデル地域においてはスムーズに進んできているのかなと。当然、ここには出てこないですけども、今までは、地域と何かをやるといったら、教頭先生が全部をお膳立てし、会議の招集からプリントをつくるまで、各地域を回ってやっていたと思うのです。でも、そういう仕事について、地域のコーディネーターの協力を得られてきていたということが今の話で分かりました。それでもまだモデル地域に頼ってやっているということから、まだまだ課題があるのかなというふうに思っています。

今後、これを進めるに当たっての課題というのはどこにあるのか、お示しいただきたいと思います。

○松野郷社会教育部次長 地域学校協働活動につきましては、地域コーディネーターの確保が重要と考えております、これまで、地域まちづくり推進協議会において参画の呼びかけや地域学校協働活動コーディネーター研修等により理解を深めていただくなど、その確保に努めておりますが、現状におきまして円滑な推進に当たっての課題と認識しております。

また、先ほど答弁いたしましたアンケート調査では、コーディネーターの関わりの課題としまして、地域住民からは、関係者との調整の複雑化、調整時間の増加など、手間がかかっていることが挙げられており、こうした対応の改善も必要と考えております。

○上野委員 全ての質問の最後の質問になります。

今のお話を聞いて、今、コーディネーターさんが抱えている課題というのはずっと学校の教頭先生が抱えてきた問題と同じなんですよね。いろんな案内を出しても、家庭を伺っても、なかなか御本人様がいらっしゃらないとか、電話が通じないとか、そういったことで、まず、人集めをすることがすごく大変でした。そして、学校の職員の協力を得る、理解を求めるということも教頭の仕事ですが、大変であって、できればもう地域と関わりたくないなんてのが本音であったのではないかと思うんですよね。

でも、コーディネーターが見つかって、車の両輪のようにして、教頭が何もしないというのではなくて、お互いに分担しながら仕事を少なくしていったり、地域のために動いていくということでした。これは必ず子どもたちのためにつながっていくんだと思います。

特に、今日の午前中に共生社会の話もありましたけれども、本当に学校と地域がもっと連携しながら、いじめの問題も含めて取り組んでいかなければ、だんだん人間関係が希薄になって大変な世の中になっていくんじゃないかなと思います。そういう意味では、私は当初反対していたので、今さらながらこんなことを言うのもあれなんですけども、地域学校協働活動を着実に進めていくて成果を上げていただきたいと思っています。

最後に、今後の方向性について答弁をいただきまして、私の全ての質疑を終わります。

○田村社会教育部長 地域学校協働活動につきましては、引き続き、持続的な活動や体制の維持、確保を念頭に、活動の成果や課題を検証しつつ、庁内関係課とも連携しながら、地域コーディネーターの役割を担う人材の発掘、育成に取り組んでまいります。

また、こうした人材の発掘、育成とともに、それぞれの地域の事情等を勘案しながら、地域コーディネーターの業務が無理なく効率的に行える環境づくりにも努め、今後も地域全体で子どもの学びや成長を支える地域学校協働活動を広く展開してまいります。

○品田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時47分

---

再開 午後3時20分

○笠井副委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中村のりゆき委員 それでは、後半の質問をさせていただきたいと思います。

子育て支援部2項目と社会教育部1項目ということで、3項目質問させていただきます。残り41分ということなので、急いでいきたいなと思います。

初めに、3款2項2目の子どものための教育・保育給付費について伺います。

2019年10月からは幼児教育の無償化が始まっておりまして、大きく保育の部分も変わってきたのかなというふうに思っているんですけども、そんな中で事業の詳細を確認していきたいと思います。

まずは、子どものための教育・保育給付費の事業概要と決算額について伺いたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 子どものための教育・保育給付費につきましては、ゼロ歳から小学校就学前までの子どもへの保育、教育の提供に係る費用について、認可保育所等に対しましては委託費として、認定こども園及び幼稚園に対しては給付費として支給するほか、当該保育・教育施設の利用に係る副食費の本市独自免除を行っております。

令和6年度は、認可保育所等が54施設、認定こども園が41施設、幼稚園が22施設の合計で117施設に対する委託費及び給付費として、予算現額114億4千909万2千649円に対しまして決算額114億5千35万8千139円、本市独自の副食費免除に係る費用として、予算現額3千128万2千260円に対しまして決算額2千868万5千500円、また、過年度保育料の還付金が決算額21万2千620円となっております。

○中村のりゆき委員 合わせて117施設に対して114億円余りの決算になっていまして、全体予算1千800億円ぐらいの中で114億円ですから、かなりの比率を占めているんだな这样一个も感じるところです。

子ども・子育て支援法によって新たな給付制度となったわけですけども、給付制度の保育料の仕組みについて、幼稚園も含め、まずは説明をしていただきたいなと思います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度により、従来はそれぞれに行われていた保育所、認定こども園や幼稚園等に対する財政支援が共通化され、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設に対して給付費を支給することになりました。

具体的には、施設区分や定員設定等の国が定める基準により算定された児童1人当たりの給付単

価に入所児童数を乗じた額の公定価格から利用者から徴収する保育料を除いた額を法定代理受領により施設に支給する仕組みになっております。

また、保育料につきましては国が定めた基準に応じて世帯構成や市町村民税の所得割額によって決定されますが、本市では、保護者の経済的負担軽減を目的として、国が定めた基準による保育料よりも低く設定しているところであります。

なお、令和元年10月からスタートした教育・保育の無償化により、幼稚園等の教育施設を利用する満3歳以上の児童と保育施設を利用する3歳児クラス以上の児童は保育料が無償となっておりますが、当該児童の保育料相当額につきましても、さきに述べました給付費と同様に、法定代理受領により施設に支給しているところであります。

この給付に係る国、道、市の歳入の負担割合につきましては、公定価格と国基準の保育料の差額が国、道の負担対象となっており、負担割合は、およそ国が2分の1、道と市がそれぞれ4分の1となっているところでございます。

○中村のりゆき委員 今、仕組みについても説明をいただいたんですけども、公定価格と国基準の保育料の差額が国、道の負担対象になっているということでした。負担割合は、国が2分の1、道が4分の1、旭川市も4分の1となっているということなんんですけども、この財源の部分についてです。

基準財政需要額に算入できるようになっているのか、いわゆる交付税措置になっているのか、確認をしたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 子ども・子育て支援新制度に係る施設型給付につきましては、地方交付税の算定に当たり、算出される基準財政需要額の算定対象となっており、教育、保育の無償化に係る費用のうち、市負担部分について、地方交付税のうち、普通交付税によって措置されているものと認識しておりますが、当該給付に係る地方交付税の額の算定については困難なものと考えております。

○中村のりゆき委員 基本的には入ってきているものというふうになっているんですけども、実際に入ってきているかどうかというのはなかなか明確に言えないところがあるということも存じ上げているところでございます。

それで、3歳から5歳までの保育料が無償化になったということで、これは市民にとって大きなメリットがあるのかなというふうに思っているんですけども、どの程度のメリットがあるかということを伺うとともに、令和6年度の保育料の無償化による影響額が幾らなのかについても併せてお伺いしたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 教育・保育の無償化により、世帯年収約640万円、保育園等に通う3歳児と1歳児の児童2人を持つ世帯を例に申し上げますと、1年間で約40万円の負担軽減となり、子育て世帯の経済的負担軽減に大きな効果があったものと考えております。

また、保育料無償化による影響額につきましては、令和7年3月31日時点の児童数に基づき、無償化前の算定基準で試算した結果、保育料の無償化による影響額は、保育利用の児童で約11億2千万円、教育利用の児童で約3億9千万円の合わせて約15億1千万円となり、無償化が実施されていなければ保護者が負担すべき金額となります。

○中村のりゆき委員 今、モデル世帯での答弁をいただきましたけども、年収が640万円の世帯

で、3歳児と1歳児、2人の子どもを持っている例で言えば、約1年間で40万円の負担軽減になっているということでした。あと、無償化による効果でいうと、本来負担しなければならない保育料、これは幼稚園のお金もそうですけども、合わせると約15億1千万円ということで、負担軽減されているという御答弁をいただきました。

先ほどの財源内訳でいうと、このうちの4分の1が市の負担すべき分になるので、3億7千750万円が負担分になるんでしょう。ただ、これも交付税措置で普通交付税に入っているということなのかなと思っております。

それで、ここからは令和6年度の市独自の軽減策についてお伺いしたいと思います。

まずは、令和6年度の副食費の減免制度の概要と財源区分等についてお伺いしたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 副食費の国基準の免除につきましては、年収約360万円未満の世帯の全ての児童と年収約360万円以上の世帯の第3子以降の児童が対象となっております。

第3子以降の取扱いにつきましては、国において子どもの数え方が定められており、教育利用は小学校3年生以下の児童、保育利用は小学校就学前の児童を数えるため、世帯構成によっては、第3子であるにもかかわらず、副食費の免除対象にならない場合がございます。

こうした矛盾の解消と保護者の経済的負担を軽減するため、国基準にかかわらず、本市独自に世帯の生計を同一とする第3子以降の副食費を免除しております、令和6年度の市の財源負担は約2千868万円となっております。

○中村のりゆき委員 国基準の制約というか、今御説明があったとおりなんですが、まず、年収360万円未満が目安になっているということと、あとは、小学校3年生以下の児童、保育に通っている児童に限られるということで、無償化の減免措置については、そういうような区分があるんだけども、旭川市としてはその部分をかなり拡大しているということで、第3子であれば、一緒に住んでいれば年齢については問わないという軽減策を講じている中で、2千868万円を市独自で出しているという御答弁でございました。

負担軽減策でもう一つお伺いしますけども、市独自の部分ですが、多子軽減策の概要と各階層の対象人数及びその金額についてもお伺いしたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 本市独自の多子軽減策につきましては、世帯年収約640万円を基準とし、640万円未満の多子世帯の場合は、年齢に関係なく、生計を同一とする児童を第1子とカウントし、第2子については無償としております。

一方、640万円以上の多子世帯の場合は、小学校就学前の保育施設等に通う児童を第1子としてカウントし、第2子の保育料について、国基準では第1子の2分の1とされているところを4分の1に軽減しているところであります。

当該軽減に係る令和6年度末時点の対象者は194人であり、市の負担分は約2千900万円となっております。

○中村のりゆき委員 多子軽減策についても、かなり市民に寄り添っていただいて、負担軽減を行っていただいているということです。内容は繰り返しませんけど、国基準から比べると大きく軽減策をやっているんだなということが分かりました。

それで、令和6年度における教育に関わる、いわゆる未満児の各年齢の人数と全体の保育料につ

いても確認をしておきたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 令和6年度末時点の数値で申し上げますと、ゼロ歳児が88人、保育料総額が8千146万2千580円、1歳児が1千141人、保育料総額が1億5千295万8千750円、2歳児が1千268人、保育料総額が1億9千26万2千420円となっております。

○中村のりゆき委員 今、各人数と金額についても答弁をいただきましたけども、未満児の保育料を合計すると、今言っていたものを足せば4億2千500万円余りとなろうかなというふうに思うんですよね。

保育を利用している人数も足すと3千297人になるんですけども、令和4年から令和6年の出生数を確認してみると4千602人でして、3千297人の未満児が利用しているというこというと、かなりの方が保育を必要としているんだなということが分かりました。

それだけ保育料の負担もかなり重たいのかなと。若い世帯が多いでしょうから、未満児のお子さんを持っている世帯っていうのは、もちろん30代、40代の人もおられますけども、早く結婚した方は下手をすると、下手をするとという言い方はあんまりよくないですけれども、10代の親御さんもおられるかもしれません。そういうことで、未満児の負担をどうするか、今、国もその検討に入っていて、無償化についても検討しているところだと思います。

東京都では、財源がかなり豊かだということはもちろんあるんですが、未満児を対象に既に完全無償化を行っております。本市において独自に完全無償化をした場合、どのぐらいの費用負担が必要なのか、お伺いしたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 本市において、ゼロ歳から2歳児クラスまでの児童の保育料を第1子から完全無償化した場合に必要となる費用につきましては、令和6年度末の実績を基に算出しますと、さきにお答えした保育料の額に国基準と市基準の保育料の差額分を加えた約9億1千万円程度になるものと想定しております。

○中村のりゆき委員 9億1千万円余りの財源が必要だということでした。

先ほど来、市独自の負担軽減として使っている財源をお伺いしましたけども、今、必要な財源としては、全体で9億1千万円、そして、先ほど、保護者負担は4億2千500万円という答弁もいただきましたので、その差額分が市独自に負担している部分ということで、約4億8千500万円になるのかなというふうに思います。

となりますと、既に4億8千500万円を市独自で負担していますんで、未満児を対象に全額無償化とした場合にはあと4億2千500万円が必要だということですね。現在、旭川市民っていうか、保護者が負担している4億2千500万円分を旭川市が負担するということになりますので、今、9億1千万円という答弁がありましたけども、既に負担をしている4億8千500万円と合わせれば、あと4億2千500万円でいいんだなということを確認することができました。

旭川市は子育て支援策が遅れていたというふうにも言われてきたんですけども、今津市長に替わりましてから、中学生までの医療費の無償化が実現し、そして、私どもも求めていた高校生までの医療費の無償化を今年の8月からもう既に行っているところで、大分評価も上がってきたのかなというふうに思っております。

やはり、思い切ってそういう子育て支援策を打てるかどうかは今後も考えていかなければならな

いというふうに思いますし、今、国で未満児に対する保育料の無償化を検討しており、多分、近い将来、やるだろうと私は思っているんですけども、であるならば、それまでの期間、旭川市が財源を使ってでも無償化を一手前に進めておくということも必要かなというふうに考えます。

子育て世帯のさらなる負担軽減のために軽減策に踏み出してはどうかというふうに思うんですけども、見解を伺いたいと思います。

○向井子育て支援部長 少子化や人口減少が急速に進む本市におきまして子育て施策の充実というのは大変重要な施策というふうに考えておりまして、子どもの健やかな成長を図るとともに、子どもを産み育てることを前向きに捉えていただけるよう、子育て世帯のライフステージに応じて切れ目のない支援をすることが必要であるとの認識の下、先ほど委員からもお話をいただきましたが、副食費の減免であるとか、多子世帯の軽減など、国の基準よりも拡充して支援をしてまいりました。

また、大学生等への給付型奨学金の創設であるとか、本年8月より始めました医療費の高校生までの助成拡充なども経済的な支援策として実施をしてきたところでございます。

こうしたことからも、委員から御指摘のありました3歳未満児の保育料の無償化などを含めたさらなる子育て世帯への経済的な負担軽減策につきましては、国の動向にも注視をするとともに、本市の財政状況を踏まえながら、その内容等についても総合的な観点から検討してまいりたいと考えております。

○中村のりゆき委員 まだ予算編成の時間がありますので、ぜひとも前向きに御提案をいただければありがたいなと思います。

時間があと20分ぐらいしかないので、医療的ケア児保育支援費についてお伺いする予定ではあったんですけども、この部分はまた別な機会にお伺いをさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

子育て支援部の皆様については、以上で終わりたいと思います。

最後に、社会教育部の皆さんにお伺いしたいと思います。

優佳良織普及促進事業補助金についてです。

優佳良織は伝統工芸ということで、1962年から工房ができて、雪の美術館だとか、いろいろとあった優佳良織のところも1980年に出来上がって、本当に旭川のシンボルっていうふうに見られる部分もあったと思うんですけども、残念ながら2016年12月1日に閉館になりました。

その後は、何とか伝統工芸を守っていこう、織り子さんを増やしていこうということで事業をやってきたと思うんですけども、まずは、優佳良織普及促進事業の目的、補助制度の概要と決算額について伺いたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 優佳良織普及促進事業補助金は、旭川発祥の毛織物、優佳良織を継承する合同会社優佳良織工房が実施する織り子の育成を補助するとともに、市民や観光客を対象とした織り体験事業を側面から支援することで同社の安定的な運営と認知度向上を図り、優佳良織工芸の観光資源、地域産業としての発展を目指すことを目的としており、制度といたしましては、織り子への技術伝承に必要な経費に加え、認知度の向上や将来的な担い手の確保を目的として実施する織り体験に係る経費の補助を行うもので、令和6年度の決算額は330万5千円となっており

ます。

○中村のりゆき委員 織り体験というのは新しい取組なのかなというふうに思うんですけども、優佳良織に関しては令和元年度から令和5年度までも支援をしてきてると思いますけども、これまでの支援制度との違いが令和6年度にはあったというふうに思いますので、その制度の違いについてもお答えいただきたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 令和元年度から令和5年度までの5年間につきましては、染織技術を再生し、継承する優佳良織伝承の会に対しまして、技術の承継者育成等に必要な経費を補助する優佳良織技術伝承支援補助金を交付してきており、具体的には、指導役の師範代1名と織り子2名の入会費や地代、家賃などを対象経費とし、補助率を定めない制度となっております。

令和6年度に創設した優佳良織普及促進事業補助金は、合同会社優佳良織工房に対し補助することとしており、織り子への技術伝承に加え、伝承してきた技術をさらに幅広く市民や観光客にも伝え、認知度の向上や将来的な担い手の確保に向けた織り体験の実施に係る経費について補助を行うこととしており、補助率を2分の1以内としておるところでございます。

○中村のりゆき委員 令和元年度から5年度までの5年間については、補助率100%というか、入会費等についてもそのまま支援をしてきたということですし、令和5年度までは、毎年度、720万円の事業費があったわけで、5年間で3千600万円の支援をしてきたのかなというふうに思います。しかし、令和6年度の決算額は330万円ですから、半分以下になっているということだと思います。

それで、優佳良織への支援を始めた経緯について改めてお伺いしておきたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 優佳良織は、昭和37年に木内綾氏が北海道の自然の美をモチーフにした新たな染織工芸として開発され、国内外における展示会で入賞するなど、高い評価を受けてきましたが、所蔵・展示場であった優佳良織工芸館の閉館と技術保有者の減少、高齢化のため、存続が危ぶまれる事態となりました。

このような状況の中、優佳良織技術を伝承し、後世に残していくとする元工芸館関係者が優佳良織伝承の会として活動を始め、市に支援要請があったこと、そして、平成29年には技術の保存を希望する署名が全国から8万4千筆集まつたことなど、優佳良織の存続を願う声が多くあったことから、優佳良織の技術伝承を支援することとしたものであります。

○中村のりゆき委員 すごいですよね。全国から8万4千筆の署名が集まつたということで、本当にファンがたくさん全国にいたんだなというふうに思いましたし、優佳良織を残してほしいという熱い思いをいただけたのかなと思っています。

元工芸館の関係者が優佳良織伝承の会として活動を始めたということでした。活動する人がいなければ支援のしようがないんですけども、そういう活動の芽が出てきたっていうところもこの支援を決定した経緯としてあったんだという答弁をいただきました。

それで、これまで6年間を支援してきたわけなんんですけども、これまでの支援による成果がどうだったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 令和6年度においては、当初2名であった織り子のうち、1名が体調不良のために退職したことから、年度途中から織り子は1名となっております。この織り子1名に対しての技術継承は順調に経過していると聞いておりますが、師範代の方も高齢となってお

り、安定した技術の伝承という観点ではさらなる人材確保や早期の技術伝承が望ましいものと考えております。

この新たな人材確保の面からは、優佳良織の周知、普及を目的として実施している市民や観光客向けの織り体験事業から新たな若手の織り子候補が見つかるなど、その裾野が広がってきているところでございます。

○中村のりゆき委員 支援を始めてから織り子さんが2人いたということなんんですけど、そのうちの1人は体調不良で辞められ、残り1人になってしまったということでした。ただ、今、御答弁の中でもありましたけども、織り体験事業をやった中から織れる人が誕生するんじゃないかなっていう方向に動き始めたということなのかなというふうに思います。

今、優佳良織の合同会社をつくって運営していると思うんですけども、かなり自主財源が厳しいということも伺っております。今後の課題をどのように整理されているのか、伺いたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 合同会社優佳良織工房の自主財源は、優佳良織製品の販売による売上げと昨年度から始めた市民や観光客向けの織り体験による収入となっておりますが、技術伝承を確実に行っていくには織り子の育成人数の増を図る必要があります。

しかしながら、現状の収入状況では雇用の人数も制限がありますので、販路拡大等による売上げの増加も図る必要があり、将来的な自立を目指すためには、人材の確保と育成、自主財源の増加の2つを同時に進めていく必要があります。そこで、今後は、経済部などの関係部局とも連携を図りながら、自立した運営を目指し、必要な支援を検討してまいります。

○中村のりゆき委員 観光客向けの織り体験をやっているっていうことなんんですけど、結局、教えられる人が限られているわけですよね。だから、そこにまた精力を向けちゃうと、製品をつくる時間も取られるし、伝承するという意味での教えなきやならない時間も取られるので、なかなか難しいですよね。

だから、織れる人がある程度増えていかないと、どこでつまずいて終わってしまうかということになってしまふかと思うので、そのあたりは総合的に、時間的なタイムスケジュールのアドバイスもしっかりとあげなければうまくいかないかなっていう心配も今聞いていてありますんで、そこもお願いしたいと思います。

技術伝承を受ける職人を増やすためにこの事業を継続しているというふうに思うんですけども、いつの時点まで続けていこうとされているのか、補助事業が終了できる姿をどう描いているのか、また、想定している時期があればお伺いしたいと思います。

○田村社会教育部長 織り体験事業を通して優佳良織に興味を持っていただいた方のうち、2名を新たな織り子候補として令和7年度からはパートで雇用しております、現在の体制は、代表のほか、師範代が1名、織り子1名、新人パートの織り子が2名ということで、設立当初から雇用しております織り子に対する技術伝承は順調に経過しているというふうに伺っております。

今後につきましても、若い世代の新人にしっかりと技術伝承できるよう、技術者的人材育成への支援を行うとともに、優佳良織の周知、普及のための織り体験事業への側面支援を行ってまいります。

また、補助事業の継続につきましては、現在の制度を創設いたしました時点では、技術の伝承を

図りながら、自主財源を確保し、自立まで5年間という期間を想定しているところでありますて、着実にその目標を達成できるよう、引き続き必要な支援を行ってまいります。

○中村のりゆき委員 終わる姿というか、支援は大体いつまでかでいうと、この事業では自立まで5年間を考えているということでした。令和6年度から始めて5年間ということで、令和10年度までには自立していただけるようにサポートしていくという答弁だったのかなというふうに思います。

私も、子どもの頃、友達の家に優佳良織を内職で織っているお母さんがいたのですが、そういう方が結構いたと思うんですよね。でも、そういった方が現在はもういないわけです。実際に織ろうと思えば織れるよっていう方がまだいるのかもしれませんよね。2016年まで優佳良織工芸館があつたわけですから、それまでどんどん作品をつくっていたっていう、そういうようなところへの呼びかけとかですね。

ある程度高齢になっているからもういいわっていうふうに考えている方もいるかもしれませんけども、伝統工芸を継続するっていう熱い思いをどう伝えるかっていうことが大事だと思うので、そういった方々の心を動かせれば、あまり数は織れないかもしれないけど、でも、長年にわたってやってきてているわけですから、超ベテランの人が、じゃ、手伝おうかっていうふうに。

あとは、今、御答弁で経済部の協力も必要だっていう話もありましたけど、やはり、売る先がなくてどんどん在庫がたまっていっても、逆に収益を圧迫してしまうこともありますんで、そこのバランスを見ながらということになるかもしれません。

ただ、織り子さんは、現状で、全ての織物を織れる師範代が1人、あと、織り子が1人とパート2人ですから、これで伝統工芸を守っていけるかっていうと、そんなに簡単にはいかないんじゃないかなっていうふうに思います。

いきなりですが、このことについてはぜひ教育長にも見解をお伺いしたいと思います。

○野崎教育長 優佳良織の補助の関係です。

私どもも、長年、伝統工芸として旭川市で根づいてきた文化ですので、ぜひ継続していただきたいというふうに思っております。ただ、経営という面がありますので、市が直接何かをするのは難しく、自立して進んでいけるように、私どもとしては、今までの5年間、まずはサポートして、この次の5年間は、前より額は少ない2分の1補助というルール上の形に戻しましたけれども、それでサポートをしながら、経営が自立するように一緒に協議をしながら進めていければなというふうに思っているところであります。

○中村のりゆき委員 ぜひ、伝統工芸が守られることをお祈りし、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○笠井副委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時56分

---

再開 午後3時58分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中村みなこ委員 よろしくお願ひいたします。

6項目を予定しているんですけど、本日中に4つ行けるかなというふうに考えております。一部、入れ替えましたけれども、よろしくお願ひします。

1つ目は、社会教育部ということで、彫刻についてお伺いしたいと思います。

旭川は彫刻のまちと呼ばれ、市内のあちこちにたくさんの中の優れた野外彫刻があります。その野外彫刻の清掃活動を行っているのがボランティアの会、旭川彫刻サポート隊です。一般質問の有償ボランティアでも少し取り上げましたが、その続きということで質問させていただきます。

それでは初めに、彫刻サポート隊への謝礼や野外彫刻の補修に係る経費を計上している野外彫刻管理費の概要と決算額についてお示しください。

○坂本社会教育部文化振興課長 野外彫刻管理費は、野外彫刻の清掃ボランティアグループであります旭川彫刻サポート隊の運営等により市内各所に設置されている野外彫刻を常に良好な状態で維持管理することを目的に彫刻によるまちづくりを推進する事業で、令和6年度の決算内容の主なものといたしましては、彫刻サポート隊への活動謝礼で13万7千500円、野外彫刻の修繕費で28万8千200円、野外彫刻の安全点検委託料で48万9千500円などとなっており、決算額は105万1千162円となっております。

○中村みなこ委員 一般質問でもお答えいただいたのですが、いま一度、御答弁いただきたいと思います。

ボランティアの人数の推移と謝礼額の推移についてお示しください。

○坂本社会教育部文化振興課長 彫刻サポート隊の会員は、個人会員と団体会員とがございますが、個人会員での会員数の推移で申し上げますと、令和3年度は48人、令和4年度は48人、令和5年度は46人、令和6年度は43人、今年度の令和7年度は41人と、減少傾向となっております。

謝礼額につきましては、活動1回につき500円を支払っており、過去10年間においてその料金の改定はございません。

○中村みなこ委員 彫刻サポート隊に活動謝礼を支払っているとのことでしたが、10年間ずっと1回500円のままでです。

では、彫刻サポート隊の皆さんはその謝礼金をどのような使途に充てているのでしょうか。

○坂本社会教育部文化振興課長 彫刻サポート隊は班ごとに活動しており、市からお支払いした活動謝礼金については、その7割を各班へ支給し、残りの3割は彫刻サポート隊で発行している会報の印刷費や研修会での講師謝礼などに活用しているというふうに伺っております。

○中村みなこ委員 1回500円のうち、3割は必要経費、残り7割を班ごとで使っているとのことでした。つまり1人1回500円、その都度、支給されるのかなと思っていたのですが、違うということで理解いたしました。

それでは、彫刻サポート隊の会員数の推移と平均年齢をお示しください。

○坂本社会教育部文化振興課長 彫刻サポート隊の平均年齢につきましては、先ほどの個人会員での推移で申し上げますと、令和3年度は66.6歳、令和4年度は65.7歳、令和5年度は67.1歳、令和6年度は66.3歳、今年度、令和7年度は64.5歳と、ここ数年は65歳前後で推移しております。

○中村みなこ委員 個人会員で見ますと、さほど会員の高齢化は進んでいないようです。

先日、そのサポート隊のメンバーとして長年活動されていた方にお話を伺う機会がありました。自分はもう80歳を超えたのに班長をやって、車にバケツとかを積んで現地へ行って記録などを書いて提出するという仕事を長いこと引き受けている、もっと若い人にお願いしたいのに、なかなか入ってこないんだよねと残念そうに話されていました。

その方はベテランボランティアとして頼られる存在なのだと思われますが、そういう方に負担とならないよう配慮して取り組んでいただきたいと思います。

次に、団体会員について伺います。

団体会員の推移はどうなっているのか、また、どのような団体が参加しているのか、お示しください。

○坂本社会教育部文化振興課長 彫刻サポート隊の団体会員につきましては、事情により参加を見送る団体や新たに加わる団体もございますが、過去5年間では3から4団体で推移しております。

具体的には、これまで参加を継続している旭川実業高校や北星中学校の美術部のほか、今年度からは新たに旭川商業高校と神居中学校の美術部が加わり、中高生への広がりを見せているところでございます。

○中村みなこ委員 中高生の美術部が団体会員の多くを占めているとのことでした。子どもたちが関わってくれることは大変うれしいなと感じました。きっと大人になっても本市の彫刻に関心を持ち続けてくれるのではないかと思いますし、行く行くは彫刻サポート隊にもなってくれるかもと期待したいと思います。それはまだまだ先の話ですが、これも担い手不足への対策の一つだと思います。しかし、もう少し直近に効果がある対策も必要と考えます。

担い手不足という課題に対してどのような取組を行っているのでしょうか。

○坂本社会教育部文化振興課長 彫刻サポート隊のボランティアにつきましては、広報誌や公民館でのチラシの設置などによる紙媒体での募集を行っているほか、ホームページやSNSでの発信も行っております。

今後につきましても、引き続き、様々な媒体や機会を捉えながらボランティア募集の周知を行うとともに、サポート隊のメンバー自らに野外彫刻の清掃体験や彫刻の魅力を語ってもらい、その活動の楽しさややりがいについて発信することなど、参加者の確保につながるような取組を支援してまいりたいというふうに考えております。

○中村みなこ委員 サポート隊メンバー自らの体験談や彫刻についての話の発信で楽しさややりがいを伝えようという取組は本当に期待したいと思います。

そして、謝礼金が10年間ずっと1回500円です。この間、物価の高騰、ガソリン代もバスの運賃も上がっていて、年金は上がっていません。

担い手不足に対して謝礼金を増額すべきではないかと思いますが、見解を伺います。

○坂本社会教育部文化振興課長 彫刻サポート隊によるボランティア活動につきましては、活動そのものが参加者本人の充実感や生きがいといった自己実現につながっており、大切な役割を担っていただいているものと考えておりますが、バス代をはじめ、活動に要する経費が上がるなど、経済状況の変化もあることから、謝礼金については課題の一つであるというふうに認識しております。

今後におきましては、会員の方々とも意見交換しながら、新たな会員の確保や生き生きと活動できる機会の継続に取り組んでまいります。

○中村みなこ委員 彫刻サポート隊の会員の方からは、野外彫刻の清掃のときに破損箇所を発見し、彫刻美術館へ伝えるんだけれども、予算がないので、修繕されないままになっていると話されていました。本当に残念なんだという話をしていたんですが、彫刻のまちとしてこのようなことでいいのでしょうか。速やかに修繕すべきだと考えますが、見解を伺います。

○田村社会教育部長 市が設置しております野外彫刻は72基を数えまして、旭川彫刻サポート隊による清掃や周辺環境整備など、ボランティア活動にも支えられながら、その維持管理に努めているところでございます。

清掃活動の際に発見した野外彫刻の破損などにつきましては、その都度、報告を受けておりまして、作品ごとにカルテを作成し、安全性などの緊急性を考慮しながら優先度をつけて修繕を行っているところでございます。

また、最近では、台座ですかキャプション、そういった作品に大きく関与しない箇所の簡易的な修繕につきましては彫刻サポート隊メンバーと彫刻美術館の職員が協力しながら現地で行っているところでございます。

今後におきましても、彫刻サポート隊の協力を得ながら、野外彫刻の状態の把握に努め、必要な点検や修繕を行うなど、市民が彫刻を身近に感じ、誇りにできる彫刻のまちとなるよう取り組んでまいります。

○中村みなこ委員 彫刻のまちは、なかなかほかにはない旭川の魅力の一つです。しかし、あまりにも身近にあり過ぎて、私自身も、彫刻は風景の一部になっていて、特段関心を持って注目することはほとんどないと反省しているところです。そういう市民は少なくとも思われますので、彫刻サポートというボランティア活動を盛り上げることで彫刻に関心を持つ市民が増えていくことを期待したいと思います。そして、彫刻マップというサポート隊の方も関わって作成した優れ物も出されていますので、私もそういうものを携帯して、活用していきたいと考えております。

ということで、以上でこの項目を終わります。

続きまして、公民館の施設についてということで、2つ目の項目に移らせていただきます。

公民館の修繕に関わって質問いたします。

公民館は、地域住民の学習活動を支援する地域に密着した施設です。様々な世代の多くの人々に日々利用されており、地域における学びの場や居場所としてなくてはならない施設です。

しかし、現在、これらの施設が抱える大きな課題の一つとして老朽化があります。多額の費用がかかりますので、古いままでの建物となっています。ちょこちょこと修繕しながらも、なかなか手がかけられないところが残されたまま今日に至っております。今回、そのあたりのことを詳しくお聞きしたいと思います。

それでは、令和6年度の公民館の修繕や施設改修に係る決算額についてお伺いします。

○松里社会教育部公民館事業課長 令和6年度の修繕等の決算額につきましては、公民館管理費の修繕費で25件、178万9千381円、委託料で中央公民館漏水箇所補修等業務として1件、34万7千600円、神楽市民交流センター管理費の修繕費でトイレの水漏れ修繕など10件、74万7千340円となっております。

そのほか、公民館補修費で北星公民館の防火カーテンを購入しているほか、市有施設補修事業で神楽公民館の窓ガラス取替え、東鷹栖公民館大ホールの非常用照明器具取替えなど11件、457

万6千770円の修繕を実施しております。

○中村みなこ委員 修繕費といつてもいろいろ分かれているんだなということを理解いたしました。

今の御答弁の中で神楽公民館の窓ガラスの取替えとありました。あのびりびりに破けたビニールが入っている窓ガラスで、大変痛々しい状態は本当に有名になっているんじやないかと思いますし、議会でも取り上げられてきていたと思います。

今回、どの程度新しくできたのでしょうか、また、窓ガラスが全て新しくなるのはいつ頃になるのでしょうか。

○松里社会教育部公民館事業課長 神楽公民館がある神楽市民交流センターの窓ガラスにつきまして、昨年度は2階の第2学習室と第3学習室で計8枚の窓ガラスを断熱性に優れたL o w-Eガラスに交換しております。

窓ガラスにつきましては、破れたビニールのみを取り除くことはできず、窓ガラス全体を交換しなければならないこと、また、予算措置の状況もあることから、いつ頃までに完了というめどはありませんが、現状、30枚以上、交換が必要な窓ガラスがあることから、少しずつでも解消できるよう、引き続き改修に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 全て新しくなるのはいつか、めどは立っていないけれど、あと30枚ということで、まだまだ残っています。これらは予算を見て取り替えていくということで理解いたしました。しかし、あの状態になって久しい気がしますし、あの状態に見慣れてきた感すらあります。少しでも早く取替えを進めてほしいなと思っております。

さて、公民館の施設や設備の修繕、改修に係る市民からの要望はどのような内容のものが届いているのでしょうか、伺います。

○松里社会教育部公民館事業課長 各館共通してエアコンの設置が一番多い要望となっております。そのほかは、洋式トイレの設置などトイレの改修、机や音響機器など、備品設備の更新などが比較的多い状況でございます。

○中村みなこ委員 エアコンについては後ほど取り上げたいと思います。

洋式トイレの要望があったとありました。小中学校の洋式化はどんどん進められておりますが、公民館の洋式化はどの程度進んでいるのでしょうか、今後の予定も含めてお示しください。

○松里社会教育部公民館事業課長 公民館につきまして、多用途トイレも含めますと6割以上が洋式化となっておりますが、和式の便器もまだ多くあるのが現状でございます。

洋式化に係る全体的な計画は持ち合わせておりませんが、新旭川公民館、北星公民館の1階男子トイレなど、洋式便器がない箇所や女子トイレでも洋式より和式のほうが多い施設もありますので、利用者の要望や改修スペースの状況を踏まえながら対応を検討してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 学校では、生活様式の変化に伴い、洋式化はどんどん進んだわけです。和式トイレが空いていても洋式トイレに列ができるのは高齢者の利用状況を見ても同じです。身体的に膝や関節を痛めたり、動きが制限されてたりすると、洋式しか使えないという方は本当に多いです。

公民館を快適に利用していただくためにも、全体計画はなく、費用がかかるとのことですですが、少

しづつでも増やしていただきたいと思っております。

次に、耐震化と照明設備のLED化についてお聞きいたします。

現在の状況はどのようにになっているのか、お示しください。

○松里社会教育部公民館事業課長 公民館の地区館14館では、耐震診断未実施の中央公民館、神居公民館、末広公民館を除き、耐震性があることを確認しております。照明設備のLED化につきましては、東鷹栖公民館と末広公民館において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して今年度の委託業務で施設照明のLED化を実施しております。また、永山市民交流センターの照明設備のLED化に伴い、今年度、永山公民館のホールと和室の照明設備がLED化となる予定でございます。

○中村みなこ委員 耐震診断未実施は3か所あるけれども、耐震化が必要だというのは明らかだから診断を受けないというふうにお聞きしました。あと、LED化のほうですが、まだ残っているところも結構あるのかなと思われます。

耐震化と照明設備のLED化、今後のスケジュールはどのようにになっているのか、お伺いします。

○松里社会教育部公民館事業課長 中央公民館、神居公民館、末広公民館につきましては、施設の状況などを踏まえ、今後の施設の在り方を検討していくこととしております。

照明設備のLED化につきましては、令和9年末までに一般照明用の蛍光灯の製造、輸出入が禁止となることから、LED化が未実施の公民館につきましては、新年度の予算要求に向け、準備を進めているところでございます。

○中村みなこ委員 在り方を検討することでしたが、それはどういうことでしょうか。ついこの前、公民館は社会教育の施設として維持していくと確認されたばかりだった気がするのですが、御説明をお願いします。

○松里社会教育部公民館事業課長 公民館につきまして、令和5年度に、今後の公民館の運営についてということで、公民館については社会教育法に基づく施設として維持していくこととしておりますが、施設の在り方ということで、老朽化に対する対応といたしまして、旭川市公共施設等総合管理計画の施設再編計画に基づいて、施設の利用状況などを踏まえまして、今後、施設をどうしていくのかということを検討していくものでございます。

○中村みなこ委員 施設の老朽化を課題として再編計画に基づいての検討のことです。建て替えるのか、大規模改修なのか、または、なくしてしまう可能性もあるのかなと思います。公民館が減ることは当分ないのかなとすっかり思っていましたので、ちょっと驚きました。その一方で、だから特に古い中央公民館や神居公民館の改修や整備には消極的なのかと納得したところです。

具体的には今後示されていくんだと思いますが、その地域になくてはならない施設ですので、安易になくすべきではないということは指摘だけさせていただきます。

それでは、公民館における施設の修繕、改修に係る今後の方向性について伺います。

○松里社会教育部公民館事業課長 いずれの公民館も老朽化が進んでおり、建物や設備の修繕、改修が必要な状況となっておりますが、公共施設として安全、安心に利用できる環境が求められるところから、日常の点検などを通じ、不具合等の早期発見に努めるとともに、故障や不具合が発見された場合は、隨時、修繕を実施するなど、必要な対応を行っているところでございます。

特に、高圧受電設備など、施設運営に係る根幹的な設備につきましては、計画的に更新するとともに、緊急性や必要性など、優先度を踏まえながら施設の改修や設備の更新を進めていきたいと考えております。

また、照明設備のLED化と冷房施設の設置につきましては、順次、整備を進められるよう、予算措置に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 それでは次に、エアコンについて伺います。

市民からの要望が一番多かったとのことでしたが、公民館におけるエアコンの設置はどの程度進んでいるのでしょうか。

○松里社会教育部公民館事業課長 地区館14館の状況では、建物全体に冷房設備が整備されている永山公民館を除き、各公民館の建物で冷房設備が整備されているのは1部屋から多くても4部屋であり、多くの貸室で冷房が整備されていない状況にございます。

現状は扇風機の貸出しにより対応していますが、夏場の気温も上昇していることから、利用者からも早く冷房を整備してほしいという切実な声も多く寄せられており、安全、安心に公民館を利用してもらえるよう、冷房設備の整備は必要不可欠なものと考えております。

○中村みなこ委員 クーリングシェルターを公共施設が担えていない状況です。公民館には率先してクーリングシェルターの役目を担ってほしいと思いますし、エアコンを整備すべきと考えます。

今後どのように進めていくのか、お伺いします。

○田村社会教育部長 本市におきましては、総合庁舎、中央図書館、末広図書館、神楽図書館、永山市民交流センターがクーリングシェルターとして指定されていますけれども、公民館につきましては、各地域に施設がありますことから、酷暑・猛暑時の避難場所としてクーリングシェルタになり得るものと考えているところでございます。

一方で、公民館をクーリングシェルターとする場合につきましては、ロビーへの冷房設備の設置、または、冷房が整備された貸室の開放が必要ありますことから、各公民館の冷房設備の整備状況や貸室の利用状況などを踏まえた検討が必要になるものでございます。

近年の異常とも言える夏場の気温の上昇ですか、多くの利用者の要望なども踏まえますと、公民館への冷房設備の整備は、先ほども答弁申し上げたとおり、必要不可欠というふうに考えておりますけれども、冷房設備の整備には相当な予算が必要ということから、利用率なども踏まえながら、各公民館において、できるだけ早い時期に、段階的にでも冷房設備を整備できるよう、予算措置に向け、取り組んでまいります。

○中村みなこ委員 クーリングシェルターはまだまだ足りない状況です。ぜひ早期に増やしていくよう取り組んでいただきたいと思います。

以上でこの項目は終わりたいと思います。

3つ目は、病児保育事業費についてです。

令和6年度の病児保育事業費の概要及び決算について伺います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 病児保育事業につきましては、旭川市内に居住し、保育所等を利用している5か月からおおむね小学校3年生までの児童を対象に、児童が病気やけがをした際の急性期や回復期において、一時的にその児童の保育や看護を行うことにより、保護者の子育てと仕事の両立を支援することを目的として、病児保育施設1か所、病後児保育施設1か所で実施した

もので、令和6年度の予算額2千411万4千円に対しまして、決算額は2千385万7千472円となっております。

決算額の内訳につきましては、実施施設2か所への委託料が2千199万8千480円、病児保育ネット予約サービスの使用料等が181万2千792円、令和6年度末で閉所した新旭川保育所に代わる病後児保育施設の選定に係るプロポーザル審査委員報酬が4万6千200円となっております。

○中村みなこ委員 利用方法や予約方法、利用料について伺います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 病児保育の利用予約等につきましては、従来からの実施施設への直接の連絡のほか、より便利で手軽に予約やキャンセル等の手続が行えるように、令和6年10月から病児保育ネット予約サービスあづかるこちゃんを導入しております。

あづかるこちゃんでは、利用を希望する施設を選択の上、利用日前日の正午以降から予約が可能となっており、当該予約を確認した実施施設からの開所日の午後4時から午後5時30分の間に受け入れ可能である旨の連絡をもって利用が確定することになります。

また、1日当たりの利用料は、病児保育では、5時間を超える場合は2千円、5時間以内の場合は1千円、病後児保育では、5時間を超える場合は1千700円、5時間以内であれば850円であり、同一疾病により連続して2日目以降も利用する場合は、それぞれ5時間以内の場合と同額となっております。

また、利用料以外の費用としましては、給食を必要とする場合は給食費が1日300円、病児保育においてお迎えサービスを利用する場合は1日500円が必要となります。

○中村みなこ委員 それでは、病児保育事業の利用実績と受け入れ枠の推移について伺います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 令和6年度の利用実績につきましては、病児保育が登録者数334人に対して延べ利用者数が353人、病後児保育が登録者数388人に対して延べ利用者数が236人となっておりまして、令和5年度との比較では、病児保育では、登録者数が56人の増、延べ利用者数が93人の減、また、病後児保育では、登録者数が61人の増、延べ利用者数が66人の減となっており、いずれも登録者数は増加した一方で利用者数は減少しております。

また、受け入れ枠につきましては、平成24年度に市立保育所1か所、民間保育所1か所で病後児保育を開始して以来、平成28年度には利用対象を未就学児までから小学校3年生までに拡充したほか、平成30年度には新たに病児保育事業を開始するなど、実施体制の拡充に努めてきております。

なお、1日当たりの利用定員は事業開始当初から1施設当たり3人となっているところでございます。

○中村みなこ委員 国の実施要綱では小学6年生までが対象とされていますが、旭川市では小学3年生までとしている理由について伺います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 平成27年の児童福祉法改正によりまして、国の病児保育事業実施要綱では、対象となる児童について、保育を必要とする乳児、幼児または保護者の労働もししくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって疾病にかかっている者とされていることにより、小学校6年生までを対象としている自治体があることは承知しております。

本市では、保育所や認定こども園に併設した施設で実施しているため、トイレなどの設備が未就学児童に対する基準であること、また、小学生の利用が非常に少ないとなど考慮し、利用対象をおおむね小学校3年生までとしております。

なお、独自に病児保育を実施している企業主導型保育事業所につきましては小学校6年生までを対象としているところでございます。

○中村みなこ委員 それでは、昨年度、新しい予約システム、あづかるこちゃんへと変更になりました。スタートしてみてのメリットとデメリットについて伺います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 あづかるこちゃんの導入により、スマートフォン等からLINEやインターネットを通じて手軽に利用予約ができるほか、独自に病児保育を実施している企業主導型保育事業所も含めた実施施設ごとの空き状況が一目で確認できるようになったことで利用者の利便性は大きく向上したと考えております。

一方で、予約申込みから利用決定までに時間差があること、1施設ずつしか申込みができないことなど、従前の電話による利用申込み予約と比較して少なからず不便を感じる方もいらっしゃると認識しているところでございます。

○中村みなこ委員 今どきの予約方法となって利便性は向上したけれども、以前にはない不便さも多少あるとのことでした。まだ慣れていないところもあると思います。こうした不便さを解消できるようなことまではいかないのかもしれません、実態を見て、改善していく必要があれば進めていただきたいと思います。

利用申込みから利用決定までに時間差があるとのことでしたが、複数の申込みがあった際にはどのように決定していくのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 複数の申込みがあった場合につきましては、旭川市病児保育事業事務取扱要領等に基づきまして、施設が予約状況を確認する際に医療機関に受診済みで診断確定がなっている児童であるなど、予約情報に不備のないものから先着順で予約を決定することとしております。

ただし、申込みをした児童が預かることが難しい症状である場合や既に受け入れを決定した児童の感染症の程度の状況等にも応じまして、施設の判断により、受け入れをお断りする場合もあります。

なお、あづかるこちゃんの予約画面上におきましても、医師連絡票がある児童から受け入れをする旨など、申込みにおける注意書きを記載しているところでございます。

○中村みなこ委員 いろいろな情報を確認してということですが、基本、先着順で決まっていくとのことです。

それでは、予算等審査特別委員会でも、市は、受け入れ人数を増やしてほしいという要望にも足りていると回答しております。しかし、2人のお子さんをお持ちの方から聞いたのですが、利用したいときに何度も予約しようとしたけれども、ほとんど利用できないんだと言っておりました。どうにか改善してほしくて、市に受け入れ枠を増やしてほしいという要望のお手紙を出したそうですが、やはり足りているとのお返事が返ってきたそうです。自分はこんなに利用できていないのに、納得がいかないと言っておりました。

そこで、お伺いいたします。何をもって足りていると判断しているのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 令和6年度の病児保育、病後児保育につきましては、民間施

設2か所、市立保育所1か所の3施設で実施しております、令和6年度の1施設3人の定員に対する1日当たりの平均利用人数は、病児保育で1・2人、病後児保育で0・4人であり、いずれも定員内で充足しているところでございます。

しかし、病児・病後児保育のニーズは突然的に生じるものであるほか、感染症の種類によっては各施設において2種類の疾病までしか受け入れができないといった事業の特性にも加え、感染症の流行などにより一時的に利用希望者が集中する場合もあり、利用をお断りするケースも一定数あったものと認識しております。

○中村みなこ委員 毎日、満遍なく利用があるわけではありませんから、トータルで、そして、平均で考えると足りているという数字しか出ないと理解いたしました。しかし、平均で足りているとするのでは現状が反映できませんので、乱暴といいますか、むちゃではないかなと感じております。

病気なですから、突然発症するし、流行性のものもあるわけですが、そこのニーズに応えるような事業にする必要があるのではないかでしょうか。時期を限定してですか、希望が多いときにのみなど、臨機応変に受け入れ枠を増やすことは難しいのでしょうか。

受け入れ枠を増やす場合の課題について伺います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 病児・病後児保育事業の実施に当たりましては、実施施設において、専任の保育士や看護師による体制を確保する必要があることに加えまして、児童が安静で安全に過ごすことができる保育室のほか、ほかの利用児童等への感染を防止するための区画や動線の確保といった環境整備が必要となるなど、一定の課題があるものと認識しているところでございます。

○中村みなこ委員 人の確保、そして、何よりスペースが増やせないため、簡単ではないということでした。そうなると、結局、早い者勝ちとなってしまいます。予約が取れないと仕事を休むしかないわけです。

保護者の子育てと仕事の両立を支援することを目的とした制度です。その目的達成のためにも病児保育の拡充は必要だと思うのですが、見解を伺います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 先ほどお答えしましたとおり、年間の平均では、病児、病後児保育ともに量的充足は図られているということから、現時点では定員や実施施設の拡充が必要という状況にはないと考えておりますけれども、本サービスを必要とする方が適切に利用できるよう、あずかるこちゃんの導入による影響や効果のほか、独自に実施している企業主導型保育事業所も含めた利用状況や保護者ニーズの動向も注視しながら定員拡充の必要性について検討してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 本当なら御自宅で家族と一緒にゆっくり過ごせるのが子どもにとって一番ではないかとは思います。しかし、多くの職場でまだ急なお休みが容易に取得できる環境にはなっていません。ぎりぎりの人員で仕事を回していたり、代替職員が不足していたりと、休みを取りにくく職場自体を改善すべきで、その環境が整えられれば、病児保育のニーズは減っていくのかなと思います。しかし、それが実現するのはまだまだ先の話だと思われます。そうなると、病児保育の拡充が必要とされていきます。

利用した方、利用できなかった方、皆さんの実態を正しく把握して、よりニーズに柔軟に対応で

きる制度へ進化させていただきたいということを指摘して、この項目は終わらせていただきます。

子育てに行きたかったのですが、ちょっと長めなので、念のために順番を替え、ワックスがけのほうへ行きたいと思います。

小中学校のワックスがけについてです。

令和4年の決算審査特別委員会の分科会で横山議員が取り上げていたのですが、その際に、各学校施設の実情を把握するとともに、ワックスがけに係る適正な手法やその頻度などにつきまして必要な助言、指導を行うことにより、少しでも職員の負担軽減につなげてまいりたい、そういう答弁でした。その後、負担軽減具合はどうなっているのかと思い、今回質問させていただきます。

ワックスがけには結構な時間と労力が費やされます。ですから、子どもたちがいない夏休みや冬休みに行われるのがほとんどです。小学校によっては新1年生をぴかぴかの教室で迎えようと春休みに実施している学校もあります。

先生方をエリアごとのグループに分け、担当箇所を決め、教室内の物品を運び出し、掃除してボリッシャーを、私はボリッシャーができませんでしたが、汚れのひどいところは金属のへらのような道具でごしごしこすりながら、水洗い、ワックス塗布、時には二度塗り、それをわいわいがやがやとみんなでやる楽しい作業ではありましたが、何せ時間がかかります。また、夏休みだと暑いさなかの作業が大変で、この夏は、グループ分けをしたけれども、さらに半分に分けて、交代交代、休みながら進めていたという話も聞きました。

本当に大変ですので、このワックスがけを何とかしてほしいという話が本当にいろんな先生方から幾度となく出されております。学校における働き方改革が進められていますので、そこと照らし合わせて、このワックスがけの作業はどういう位置づけなのか、初めにお答えいただきたいと思います。

学校における働き方改革で勤務の改善を図るために国が示す学校教師が担う業務に係る3分類で校内ワックスがけはどれに該当するのでしょうか。

○山下学校教育部教職員課長 学校教師が担う業務に係る3分類については、平成31年の中教審答申において学校教員が担ってきた業務の在り方が整理され、基本的には、学校以外が担うべき業務、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務の3つの分類が示されました。

令和7年6月の給特法改正に伴い、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務に見直され、これを踏まえ、各教育委員会は、学校または教師の担っている業務分担の見直しや適正化を計画に位置づけ、さらなる働き方改革の推進に取り組まなければならないと考えております。

なお、校内のワックスがけについては、学校用務員や支援スタッフなど、教師以外が積極的に参画すべき業務に該当するものと考えております。

○中村みなこ委員 教師以外が積極的に参画すべき業務となるとのことです。

それでは、各学校においてワックスがけはどのように実施されているのでしょうか、概要について伺います。

○板東学校教育部学校施設課長 学校の清掃業務については校務分掌における施設管理に係る業務として位置づけられており、校舎のワックスがけは、分掌担当職員及び学校用務員を中心とした所

属職員により、学校施設の実情を考慮し、年1回もしくは2年に1回程度、長期休業期間等に実施しております。

また、体育館のワックスがけについてはおおむね10年周期で当該職員及び当該校の用務員が実施しております。

○中村みなこ委員 校務分掌に位置づけて用務員と先生方でワックスがけを行っているとのことです。

このワックスがけはしなければならないものなのでしょうか。

○板東学校教育部学校施設課長 床ワックスについては、床材の保護や光沢による美観を維持することが目的とされ、一定の周期において実施することが望ましいと認識されております。

○中村みなこ委員 一番の目的は美観の維持、そして、床材の保護とのことでした。光沢のある床は明るい雰囲気をつくり出しますので、子どもたちが気持ちよく過ごせる空間にはぴったりです。

ハウスクリーニングのサイトに学校の床ワックスの記事がありました。そこには、教室の床のワックスがけは、見た目の美しさだけでなく、床の保護、衛生管理、安全性の向上、コスト削減など、様々なメリットをもたらすとありました。

教室の床は、毎日、多くの子どもたち、先生方の足による摩擦や汚れにさらされますので、表面が傷つき、劣化が進んでしまいます。そんな床に対して、ワックスは床の表面を保護するので、傷や汚れの付着を防ぐことができますし、日々の清掃で簡単に汚れを取り除けるようになります。定期的なワックスがけを行うことで、床の劣化による修理や張り替えなど、大規模な修繕の頻度を減らすことができ、費用対効果の高い選択だとも書かれておりました。これだけのメリットがありますので、子どもたちが長く過ごす環境の整備としてもワックスがけは本当に必要なものだと考えます。

このワックスがけの費用はどれぐらいかかるのでしょうか。各学校において実施するワックスがけに係る費用についてお示しください。

○江渕学校教育部学務課長 ワックスがけに必要なワックス材や剝離剤等の費用につきましては、各学校に配当した消耗印刷費全体の中から支出しております。

○中村みなこ委員 道具類は学校の備品となっているものが多いので、毎回の作業には消耗品のワックス材や剝離剤のみの支出となるということです。金額についてはきっとまちまちだと思います。

それでは次に、各学校からワックスがけについて要望を受けていると聞いておりますが、どのような内容で届いているのか、お示しください。

○板東学校教育部学校施設課長 小中学校の職員で構成する協議会や校長会からは、ワックスがけを含む清掃業務について、職員の負担となっていることから、業務委託により実施できるよう、要望を受けているところあります。

○中村みなこ委員 冒頭で御説明いただいた3分類に基づいて、文科省から14の取組の実効性を確保するための対応策の例が出されています。その中に、神奈川県横浜市では、特別活動室等を対象に、毎年、学校の運営費の中で委託費を配当し、各学校の裁量でワックスがけを委託、現在、小学校119校、中学校53校、特別支援学校2校、高校1校でワックスがけの外部委託が進んでいるとのことです。

大変うらやましい限りですが、道内でも業者に委託してワックスがけを行っているところがあるようです。

ほかの自治体におけるワックスがけの状況について伺います。

○板東学校教育部学校施設課長 道内主要市におけるワックスがけの状況については、各自治体で様々ありますが、一例を挙げますと、施設管理を担う用務員を各学校でパートタイム1名配置、または、用務員を配置していない一部の自治体において業務委託を実施しているところであり、多くの道内主要市では、本市と同様、当該校の用務員のみで実施、または、当該校の用務員と教職員が協力して実施していると認識しております。

○中村みなこ委員 用務員の配置の仕方次第で委託せざるを得ないところもあるということで理解いたしました。

また、上川管内でも、学校数の少ない小さいまちでは業者を入れているところもあります。人と予算によって違いがあるけれども、本市と同じように用務員と先生方で進めているところが多いとのことでした。

それでは、ほかの公共施設はどのようにワックスがけを行っているのでしょうか、その施設職員がワックスがけを行っているところはあるのでしょうか、お示しください。

○板東学校教育部学校施設課長 市有施設におけるワックスがけの状況については、学校と異なり、用務員を配置していないことから、業務委託により当該施設の清掃業務の中の一業務として実施していると認識しております。

○中村みなこ委員 用務員がいないから清掃業務丸ごと委託しているとのことです。

ワックスがけは教師以外が積極的に参画すべき業務です。ポリッシャーの扱いが上手な方もいますが、結局は素人ですので、仕上がり具合はやっぱりクリーニングのプロにはかないません。

何年かに一度でも業者を入れて行えるようにできないものでしょうか、見解を伺います。

○板東学校教育部学校施設課長 ワックスがけについては、多くの業務を抱えながら限られた期間で実施するため、学校によって従事する職員数や頻度等に差異があり、ワックスがけを過度な負担と感じている職員もいると認識しております。

関係職員の負担軽減の必要性は十分認識しておりますが、一方で、全ての維持管理業務を委託することは本市の財政状況から難しい現状にあることから、ワックスがけの適正な頻度や手法等につきまして必要な助言と指導を行うことにより、少しでも職員の負担軽減につなげてまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 前回、令和4年のときとほぼ同じ答弁で、この間、何一つ変わっていないということ、今後もその状態が続くんだろうなということを大変残念に思います。

ある中学校では、ワックスがけを用務員と管理職で行い、ほかの先生方は職員室で仕事をしているということがあったそうです。見かねた図書室の司書さんが手伝ったという話でした。

用務員さんはワックス以外の業務が盛りだくさんで、それをこなしながらの1人でのワックスがけは到底できる作業ではありません。3～4人でやったとしても何日もかかったんではないかなと思います。それでも、この中学校の管理職は、先生方の働き方改革のために、教師以外が積極的に参画すべき業務であるワックスがけをさせないためにこういうやり方を取ったわけです。現場が頑張ったわけです。

それでは、このワックスがけに対して市は何を頑張るのでしょうか。

○坂本学校教育部長 教育的ニーズの多様化などによりまして、教員が児童生徒一人一人に向き合う時間を余裕を持って確保することが難しくなっていることは我々も認識しております。

このため、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置に加えまして、本市独自の取組として、特別支援教育補助指導員、あるいは、スクールカウンセラーといった専門スタッフを拡充し、さらには、校務支援システムや共同学校事務室の導入により効率化を図るなど、教職員の負担軽減に取り組んでいるところでございます。

ワックスがけについても、国の方針が見直され、教師以外が積極的に参画すべき業務として改善策が求められていると捉えております。一方で、人的支援や業務委託には、財政負担も大きく、課題もありますことから、国や北海道に対し、財政措置の拡充や制度の充実、教職員定数の改善について引き続き要望をしてまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 ワックス以外の負担軽減に取り組んでいると、あとは、国や道への要望をしていくとのことでした。

教室にワックスをかけ、夏休み明けに登校してきた子どもたちが教室に入ってくると、ああ、ひかぴかになったって喜ぶんですね。気持ち新たに新学期をスタートできます。そして、先生方は、きれいになったよ、この教室を大事に使っていこうね、きれいに使おうねという指導をしていきます。そういう教育的意義もあるし、子どもたちの喜ぶ顔が見られるという醍醐味もあって、長年、先生方が担ってきた仕事でもありますが、そういうことはワックスに限らずいっぱいあって、そうやって増え過ぎた業務を見直すための3区分ですよね。

ワックスがけの直接的かつ具体的な形での負担軽減を実感できる取組を本当に進めてほしいということを申し上げまして、この項目を終わりたいと思います。

ということで、区切りがいいので、今日はここで終わりたいと思います。

○品田委員長 本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

---

散会 午後4時51分